

ニ藥學講習ノ途ナキヲ憂ヒ市内藥業家渡邊敬右衛門、山田善十郎、早川卯太郎、尾崎榮次郎、松田敬藏、吉井武三郎  
渡邊武三郎ノ諸氏ニ圖ル所アリ諸氏亦感テ同ク進シテ設立者トナリ畫策大ニ努ム

斯くて翌年二月六日に至つて愈々私立熊本藥學校ニ名乗を掲げて設立認可を申請するに至つた。設立  
者は

- 熊本區新屋敷町四百十七番地寄留 山口縣士族 藏田孝貞
- 熊本區鷹匠町三十九番地寄留 愛知縣士族 志村釵七郎
- 熊本學區學務委員 大塚隆
- 同 野々口爲志
- 熊本區山崎町列廿五ヶ町戸長 大野尊明

であつて、其の設置願には次の趣旨書が添へられてゐる。

○私立藥學校設置の趣旨

夫レ藥劑師ハ醫師ト並立スルモノニシテ苟モ此術ニ従事スルモノハ其學識ヲ有セスハ能ハサルナリ今ヤ本縣ノ如キ  
醫學ハ駸々乎トシテ日ニ月ニ隆盛高尙ノ位置ニ進ムニモ似ス藥學ノ如キハ之ヲ講習スルモノ甚タ稀ナリ蓋シ此學ニ志  
アルモ就テ學フニ道ナク筈ヲ負テ郷關ヲ出ントスルニ學資ノ支フルナキカ爲メニ或ハ其目的ヲ空スルモノ之レアリト  
若シ夫レ此ノ如クシテ荏苒歲月ヲ經過スルトキハ管ニ藥品ノ眞實精粗ヲ監識スルコト能ハサルノミナラス或ハ向來藥  
舖接續ノ道ヲ失フニ至ラン乎之レ本校ヲ設立スル所以ナリ然リ而シテ今マ縣下ノ事情ヲ觀察スルニ最モ速成ヲ要スル  
モノ、如シ因テ乙種藥學校通則ニ基キ二ヶ年ヲ期シテ以テ簡易ノ學科ヲ教授ス但シ教師ハ公務從事ノ人ニ依囑スルカ  
故ニ當分夜學トス

之に對し同年三月三日附をもつて認可されてゐる。之が本縣に於ける藥學教育機關の最初のものであ  
らう。

2. 學校の内容 當時に於ける唯一の機關でもあり、後年官立學校となるもの、誕生の面影であるから  
稍々詳細に諸規則等を舉げて見よう。

イ、名稱及位置

私立熊本藥學校 熊本區紺屋今町四十九番地

敷地坪數五十五坪餘、建家二十六坪餘、借家料年三十六圓といふ書類が添うてゐる。

ロ、教 則

教 旨

本校ハ藥劑師ノ速成ヲ圖リ乙種藥學校通則ニ基キ二ヶ年ヲ期シ簡易ノ藥學科ヲ教授スルモノトス

學 科 課 程

學科ヲ分テ獨乙學、物理學、化學、植物學、藥品學、製藥學、藥物試驗法、調劑學、製藥學實地トス

教授法要略

第一年 前期

獨乙學 文典語學ノ大意ヲ教授ス

物理學 總義、物性、平均並ニ器械、運動、液休ノ平均並ニ運動、氣體ノ平均並ニ運動、波動總論音響、光熱  
ノ理ヲ授ケ諸器械ヲ供ヘ之ヲ實地ニ教示シ以テ了解ニ便ナラシム



無機化學 總論、酸類、鹽基類、鹽類通性論、非金屬各論、金屬各論ヲ講明シ且諸器械及藥品ヲ使用シテ其離合變化製法性状及鑑識法等ヲ實地ニ徴シテ明示ス

第一年 後期

獨乙學 文典語學ノ大意ヲ教授ス

物理學 磁石力摩擦電氣、觸發電氣中諸現象ノ理因ヲ講明シ器械ヲ裝置シテ教示ス

有機化學 總論、脂肪体各論含水炭素脂肪質新陳代謝成體芳香体總論同各論糖酸類糖原質樹脂色素質苦味質揮發油胆汁質蛋白質等ヲ講明シ諸器械及藥品ヲ使用シテ其離合變化製法性状鑑識法等ヲ實地ニ徴シテ

詳明ス

第二年 前期

植物學 外貌、生理解剖等ヲ講明シ且圖畫並ニ實物等ヲ示シテ理解ニ便ナラシム

藥品學 總括藥効總論藥品分類法並ニ神經降藥神經興奮藥淨血藥解熱藥瀉藥腐蝕藥防腐藥等ノ形質健康作用動物試驗醫治作用用量禁忌等ヲ講明シ各品ニ就キ實物ヲ明示ス

製藥學及實地 諸金屬鹽類酸類丁幾越幾斯膏藥等ノ製法ヲ講明シ且ツ生徒ヲシテ實地ニ製練セシム

第二年 後期

植物學 種類並ニ屬科ノ區分等及藥用植物ヲ以テ教授ス

藥物試驗法 製藥學ニ由テ實地ニ製練シタルモノ及諸藥品ノ眞質精粗ヲ鑑定セシム

調劑學 總括藥量論內服藥分類法固形藥半流形藥流形藥外布藥分類法ヲ講明シ及內服藥外用藥ヲ實地ニ調製セシム

ハ、入學生徒ノ年齢

十六年以上ノ者トス

ニ、入學生徒ノ學力

小學中等科卒業の學力を有する者若くは少くとも左に掲げる科目に就て小學中等科の學力を有する者たるべし。

讀書 日本外史

算術 加減乘除分數正比例

ホ、通則及罰則ノ中

通 則

第一條 生徒ノ募集ハ毎年十二月ヲ定期トス其人員及入學試驗日限等ハ豫メ廣告スヘシ

但シ授業上ノ都合ニ由リテハ募集ヲ伸縮スル事アルベシ

第二條 入學生徒ハ品行端正体質強健ニシテ年齢十六年以上ノ者タルベシ

第四條 生徒ハ總テ通學タルベシ

第七條 生徒入學ノ許可ヲ得タル節東修金壹圓ヲ納ムベシ但シ東修ヲ納メテ後即時ニ退學スト雖モ其東修金ハ還付セサル者トス

第八條 毎月五日迄ニ月謝トシテ金五拾錢ヲ納ムベシ若シ遲滯スルトキハ保證人ヨリ納メシムベシ

罰 則

第一條 本校ノ規則ヲ犯シ又ハ德誼ヲ破ル者ハ其犯由ノ最モ輕キ者ヲ諭解トシ其次ヲ留置トシ最モ重キ者ヲ退校トス



へ、生徒ノ概數

男三十人

ト、職員數及俸給

教員 男五人 無給

校務掛 男一人 月手當二圓

チ、校長教員

校長は創立當時は未だ決定してゐなかつた、追て上申するといふことになつてゐた。而して實際の校長を置いたのは二十一年のやうである。

教員人名

熊本陸軍病院一等藥劑官製藥士	町田 仲
同 二等藥劑官製藥士	平山増之助
同 三等藥劑官	羽田益吉
縣立熊本醫學校三等教諭	藏田孝貞
同	志村釵七郎

リ、教科書

第二號表

教科用書	
獨乙學科ノ部	理學科ノ部
文法書 グルケ氏著述	物理學 飯盛挺造譯
會話書 東京大學豫備門出版	植物學科ノ部
化學科ノ部	普通植物學 丹波敬三譯
化學 丹波敬三譯	製藥學科ノ部
藥品學科ノ部	製藥全書 下山順一郎譯
藥品學 大井玄洞譯	調劑學科ノ部
藥物試驗法ノ部	調劑要術 柴田承桂譯
藥品試驗書 ハーゲル氏著	

3. 本期中に於ける本校概況 十八年創立から本期の終り三十三年まで滿十五ヶ年、校運は逐年進展して來た。校舎の新築、増築、寄宿舎、實驗室の増築、職員の充實と着々面目を改めて來た。縣當局も其の業績を認め本期の終頃の明治三十二年からは金七百圓の補助を交付することとなり、翌三十三年からは壹千圓に増額する程に至つた。

次に現熊本藥學專門學校沿革中より摘記して本期間の進展充實の状況を眺めることとする。



本校ハ大正十四年一月三十一日勅令第六號文部省直轄諸學校官制改正ニヨリ直轄學校中ニ加ヘラレタルモノニシテ明治十八年設立ノ私立熊本藥學校並ニ明治四十三年一日開設認可セラレタル九州藥學專門學校ハ實ニ其前身タリ以下週リテ沿革ノ梗概ヲ舉ケン

明治十七年 (前出ニ付省ク)

明治十八年 二月六日私立熊本藥學校設立申請書並ニ學則ヲ監督官廳ニ提出ス、三月三日明治十五年文部省達第六號藥學校通則乙種藥學校規程ニ據リ設立ノ件認可セラレ校舍ヲ熊本市紺屋今町ニ假設ス、四月一日授業ヲ開始ス、當時本校ノ維持經營ハ創立者ヨリ創立費及授業用書籍什器ヲ寄附シ猶維持費トシテ毎歲數百圓ヲ寄附スル事ヲ約シ之ニ授業料ヲ加ヘテ經費ニ充テ教師ハ皆公務ノ餘暇義務トシテ教授ノ任ニ當ルノ方針ヲ採レリ

明治十九年 五月教室狹隘ヲ感スルヲ以テ市内手取本町ニ移轉ス

明治二十年 六月校舍新築ノ設計ヲ爲ス當時市内ノ有志醫藥學家及大阪市知名ノ藥學家並ニ本校設立者ノ寄附金ヲ以テ市内山崎町ニ敷地三百四坪餘ヲ買收シ以テ校費ヨリ支辨ノ方法ヲ以テ二階建坪貳拾貳坪ノ校舍壹棟及八坪ノ附屬室壹棟ヲ建築ス、七月市内藥學家園部交雅ヲ本校設立者ニ推薦シ校務ヲ代表セシム、九月新築校舍ニ移轉ス同月市内藥學家高瀬龜八、吉貝平五郎ノ二氏ヲ設立者ニ推薦ス、十月縣下藥學家ノ大會ヲ開キ協議ノ結果藥業組合ヲ組織シ爾後本校維持金ノ一部ニ年々補助金支出ノ件ヲ決議ス

明治二十一年 一月製藥學士平山增之助ニ校長ヲ囑託ス、同月市内藥學家渡邊宗太郎、山田仁三次ノ二氏ヲ設立者ニ推薦ス、三月藥業組合總會ヲ開キ生徒保護ノ爲メ寄宿舎建設及教室ノ増築ヲ議定シ設立者及有志藥業

家ノ寄附金ヲ以テ二階建坪參拾貳坪ノ寄宿舎壹棟並ニ建坪拾六坪ノ教室壹棟ヲ建築ス、九月藥業組合大會ヲ開キ藥學專任教師二名聘用ノ必要上ヨリ維持金ノ補助ヲ増額ス

明治二十二年 七月製藥學士中西司馬ニ校長ヲ囑託ス

明治二十三年 五月設立者ノ寄附金ヲ以テ建坪六坪ノ製煉實驗室壹棟ヲ新築ス

明治二十六年 四月設立者合議シテ在學生徒増加及授業料増額ノ結果歲入増額セシニ依リ一面内部ニ大節約ヲ加ヘ藥業組合ノ補助金額ヲ減ス

明治二十七年 七月市内藥學家四星武平橋本伊平ノ二氏ヲ設立者ニ推薦ス

明治二十八年 四月教師森本榮太郎校長ヲ兼務ス

明治二十九年 校費再ヒ不足ヲ告クルヲ以テ藥業組合ノ補助金ヲ増額ス

明治三十二年 熊本縣ヨリ本校保護獎勵ノ趣旨ヲ以テ校費補助トシテ金七百圓ヲ交付セラル

明治三十三年 以降十ヶ年間毎歲本縣ヨリ補助金壹千圓ヲ交付セラル

### 第六節 師範教育

#### 甲 全國狀況

一、師範學校令公布 明治十九年四月勅令をもつて公布された。分ちて尋常、高等の二等とした。尋



常師範學校は各府縣に一ヶ所を設置し、其の經費は地方税をもつて支辨せしめた。生徒の學費は學校より支給することとし、卒業後の服務義務を有するものとした。

師範學校令に伴つて各種の規程が公布せられた。それ等の中から要項を擧げて見ると（屢々改正が行はれたけれども）

○男生徒の修業年限は四年とし、女生徒は三年とした。

○入學は男子は十七歳以上二十歳以下の者、女子は十五歳以上二十歳以下とし

○本入學の前に四ヶ月以内の試験生時代を置いた。

○服務義務は男子十ヶ年、女子五ヶ年とした。

○簡易科なるものを設けることを得しめ、其の修業年限を二年四ヶ月とした。

其の後明治二十五年幾分の改正を施して明治四十年の制定まで此の規程が繼續實施せられた。

尙高等師範學校は男子師範學科及女子師範學科に分ち、前者は修業年限三ヶ年、後者は四ヶ年とした。男子は文科、理科の外に研究科、専修科、選科の設けがあつた。

本令の公布により東京師範學校は高等師範學校に組織を改め、後女子部を分離して、女子高等師範學校を獨立させた。参考のためにその師範學校令を掲げて置く。

師範學校令 (勅令第十三號 明治十九年四月九日)

第一條 師範學校ハ教員トナルヘキモノヲ養成スル所トス但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ氣質ヲ備ヘシムルコトニ注

目スヘキモノトス

第二條 師範學校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス高等師範學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬ス

第三條 高等師範學校ハ東京ニ一箇所尋常師範學校ハ府縣ニ一箇所ヲ設置スヘシ

第四條 高等師範學校ノ經費ハ國庫ヨリ尋常師範學校ノ經費ハ地方税ヨリ支辨スヘシ

第五條 尋常師範學校ノ經費ニ要スル地方税ノ額ハ府知事縣令共豫算ヲ調整シ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 師範學校長教員ノ任期ハ五箇年トス滿期ノ後猶ホ繼續スルコトアルヘシ

第七條 尋常師範學校長ハ其府縣ノ學務課長ヲ兼スルコトヲ得

第八條 師範學校生徒ノ募集及卒業後ノ服務ニ關スル規則ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第九條 師範學校生徒ノ學資ハ其學校ヨリ之ヲ支給スヘシ

第十條 高等師範學校ノ卒業生ハ尋常師範學校長及教員ニ任スヘキモノトス但時宜ニ依リ各種ノ學校長及教員ニ任スルコトヲ得

第十一條 尋常師範學校ノ卒業生ハ公立小學校長及教員ニ任スヘキモノトス但時宜ニ依リ各種ノ學校長及教員ニ任スルコトヲ得

第十二條 師範學校ノ學科及其程度並ニ教科書ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

二、師範教育令の公布 明治三十年六月師範學校令を廢して、「師範教育令」を公布した。本期の終り頃であつて其の實際の効果は次期に多いことであるから次期の項に於て述べることにする。



## 乙 本縣狀況

## 一、概 説

明治十九年四月九日勅令第十三號を以て公布されたる「師範學校令」と之をうけて同年五月文部省令第九號を以て發布の「尋常師範學校學科及其程度」何れも時代を劃する大改革であつた。國家興隆の基礎は國民教育の振興にあり、國民教育の振興は優良教員の養成にありと云ふ國是の下に、この破天荒の改正が行はれたことが窺はれる。そして斯く國家が要望する教育者は「まづ其品性」からといふ見地に立ちて、學令第一條に、順良、信愛、威重の徳目を掲げて、師範生徒養成の根幹としてゐる。世にこれを師範教育の三綱領と稱して、今尙同教育の骨子を爲してゐる。時の文部大臣森有禮はこの趣旨を徹底さすべく全國の師範學校を視察し、各府縣の知事以下教育當事者、師範學校職員を集めて右の三綱領の趣旨を敷衍してゐる。(別紙參照)本縣に於ける第一回の視察は明治二十年二月二十日であつた。尙文部省はしばしば訓令通牒によりて學令の徹底方を勸奨してゐる。明治二十五年に一部の改正が行はれた。それは小學校教員の急需に應ずるため、「尋常師範學校簡易科規程」を定めて其學科を修身、教育、國語、漢文、歴史、地理、數學、理科、習字、圖書、音樂、体操とし、修業年限二年四ヶ月、服務義務を六ヶ年間としただけである。

縣及學校は、力を合せてこの趣旨に副ふべく、更始一新の覺悟で其教養に膺つた。其實績から見ても本縣師範教育の維新とも云ふべきであつた。

縣廳文書によるも、各郡長からの報告に何れも卒業生の成績良好なるを云ひ、尙學年末の卒業時期には各郡から一人でも多く配當せられんことを請求してある文書がある。要するに學令のあらはれば良好であつた。

その或者は、學令による軍隊式の訓練教養は、徒らに小廉曲謹の人を作り、自由奔放の潑瀾たる生氣なく小成に安んずるなどの評もないでは無かつたが、職務に勵精し、天分に安んじ、自己の修養の爲めにも相當心を用ひてゐることなど、國民教育者としてはまづ申分ない様である。

文化の進展は、教育を先容と爲すべきことは云ふまでもない、教育に對する、各自の自覺と就學の勸誘と相俟ちて教員の需用は年一年其急を告ぐる。縣は應急の對策として、本期に師範學校甲乙兩講習科の設置をした。講習科に女子を入學せしめて、女教師の養成を爲すなどは、本縣に於ける女教師養成の濫觴であつた。

縣は郡市の要望と教育の進展の上から見て、講習科を廢し簡易科と女子部を置くことになつたのは、教育内容充實の上から見て適應の措置であつたに違ひない。

附屬小學校も本期に入つて初めて主事が置かれ、附屬小學校教育振興の全責任を負ふべき任務に服することになつた、本校の大革新と呼應して附屬も嶄然而目を一新した。本期の中頃から本期にかけて縣



下の初等教育界の活動頻々見るべきものがあつた。其細説は初等教育の部にゆづることにして、其因を爲すものは、師範學校及附屬教育の振興を前提として考ふべきことだと思ふ。左に師範學校令の趣旨につき文部大臣の演説せるものを掲げて參考とする。

### 文部大臣森有禮演説筆記

(明治廿年二月廿日熊本師範學校に於て)

師範學校令ニ載スル生徒氣質養成ノコトハ但書ニテハアレトモ最モ重要ナル事柄ナレハ今其養成法ヲトカントス順良トハ從順(ヲビデンス)信愛トハ友情(シンパツシー)威重トハ品位(チゲニチー)ノ意ニシテ此三氣質ヲ具備セルモノニアラサレハ良教員ト云フヘカラス但シ教員ニハ固ヨリ他ニ具備スヘキノ氣質アルヘシト雖モ是レ其必要ナルモノヲ學クルノミ而シテ之カ順次ヲ論スレハ順良ハ第一ニシテ次ハ信愛次ハ威重ナリ其中一モ欠ク事アルトキハ良教員タルコト能ハス夫レ能ク從ヒ守ルコト能ハサルモノハ亦他ヲ指揮制御スルコト能ハサルヘシ即チ己レ柔順ナラサレハ亦他ヲ柔順ナラシムル能ハサルナリ既ニ他ヲ順從スルコト能ハサレハ良教師トナルヲ得サルヤ明也而シテ順良ノ養成法ハ左迄困難ナラサレトモ信愛威重ノ二氣質ニ至リテハ最モ困難ナルモノ也然レトモ世間ニ友情ノ勢力ハ十中ノ八九ヲ占メタリ故ニ友情ノ情及氣質ヲ能ク養成セシモノハ稍ヤ教員タルノ資格ヲ有スルモノト云フヘシ即チ人ノ子弟ヲ教養スルニ至誠以テ之ヲ行ヒ一郡又ハ一村ノ父兄ニ此教員ナラハ我子弟ヲ依頼シテ安心ナリト迄ニ信用ヲ受クルニ至ルヘシ如斯信用ヲ置カル、ニアラサレハ教師ハ十分ノ働ヲナスコト能ハス威重ハ信愛ト齊シク其ノ働ノ廣クシテ最モ危険ナルモノナリ若シ其養成法ニシテ道ヲ得サルトキハ俗ニ云フ威權張ルト云惡徳ヲ養成スルニ至ルヘシ威權張ト云フ事ハ威重ノ反對ニシテ最モ價ナキモノ也即チ知ラサル事モ知リ顔ニ云ヒ又命令ヲ物スキニスルノ類是ナリ其知ラサルヲ知サルトシ足ラサルヲ足ラサルトシテ能ク言語動作ヲ謹ミ萬止ムヲ得サル時ニノミ命令スルハ命令ノ上手ナルモノニテ人ヲシテ之ヲ守ラシムルヲ得ルモノ也是レ之ヲ正ク威重ヲ有スルモノト云フ也如斯クハ自ラ心服ト尊敬ヲ受

クルコトヲ得ヘシ而シテ此ノ三氣質ハ獨リ教員ニノミ必要ナルニアラスシテ國民トナリテモ具備セサルヘカラサレトモ特ニ教師ニ付テ必要ヲ感スル也是レ師範學校令ニ此條目アル所以ニシテ之ヲ完全ニ養成スルハ頗ル困難ナレトモ其養成法ヲ助クルノ法ハ皆用キテ盡サ、ルヘカラス故ニ師範學校ニテハ諸般ノ事業ハ皆三氣質養成ノ主義ニ基キ教員ノ習慣及精神ハ勿論學校ノ事務盡ク之カ養成法ヲ助クルノ媒トナラサルヘカラス然リ而シテ此ノ法ノ能ク備ハルモノコソ最上ノ師範學校ト云フヘケレ故ニ師範學校ノ良否ハ三氣質養成法其ノ道ヲ得ルト否トアリト云フヘシ

三氣質養成法ハ困難ハ困難ナレトモ校員只至誠以テ事々三氣質養成ニ從ヘハ其進歩ヲ得ル亦難キニアラサル也之ヲ行フニ際シテハ種々ノ障害物アリ先ツ官立縣立ニシテヨキコトモ多ケレトモ亦不便ナルコト少ナカラス例ヘハ師範學校ノ費用ハ地方税ニテ支辨スルコトナルカ間接ニ其養成ニ妨ケトナルヘシ教員ハ一種ノ役人ノ如ク思ヒ校具也時間也費用也兎角浪費スルノキヲヒナキ能ハス(若シ私立學校ナラハ節減セラルヘキナラン)其ノ如ク公私立ノ別ニヨリテ大ニ差等アルハ全ク教育ノ眞主義ヲ辯知セサルニ歸スルモノニシテ只至誠ヨク此障害物ヲ除去スヘシ而シテ此等ノ障碍物ハ至誠以テ事ヲナスニアラサレハ亦識得スルコトモ能ハサルモノ也

氣質養成ノ事ハ知事アリ書記官アリ學務課長アリテ其ノ計畫ヲ怠ラスト雖モ亦其ノ路ニ當ルモノハ互ニ此法ヲ講究シ至誠以テ勉勵セサルベカラス然ラサレハ其目的ヲ達スルコト能ハサル也此ノ事タルヤ只ニ師範學校ニ於テ然ルノミナラス小學校ニ於テハ尙注意スヘキ要點也教育事業ハ種々アレトモ其ノ重要ナル點ハ三氣質養成ニアリ故ニ小學校教員タルモノニシテ此三氣質ヲ有スルニ至ラバ教育ノ事業ハ略其目的ヲ達シ得タリト謂フベキ也然リ而シテ氣質養成シテ良教員ヲ得ルコトハ其源ナル師範學校ニ求メサルヘカラス此事業ニシテ全キコトヲ得ハ教育ノ根底ハ既ニ立チシモノ也即チ教育事業ハ教員其人ニ存シテ別ニ配慮スル處ナカルヘキナリ諸子ソレ之ヲ勉メヨ

### 二、關係法規と本縣

— 學校令の特異點 —



1. 入學生の種別 明治十九年四月の勅令第十三號を受けた全十九年五月の文部省令第十號は、生徒募集についても未だ曾てない新制を取り入れてゐる、其梗概を記して見ると、師範學校生徒は身體強健にして、高等小學校卒業以上の學力を有し、其府縣下に在籍のものにして年齢十七年以上廿年以下の者よりこれを募集し、應募者を郡區長の薦擧に係る者と、直に學校に願ひ出づる者との二種に分けた。生徒は初め試験生として一箇月以上四箇月以内の期間を以て假りに入學せしめ、其資性品行學力等を審査し適當と認めたる者に限り本入學を許すことにした。これに對し本縣では訓令第六十七號を以て郡區長から薦擧すべき定員を定めてゐる、そして廿一年四月から入學せしむべき生徒の薦擧を三月廿五日までの様示した。薦擧員數の振り當ては左の通りである。

熊本區	一名	鮑田託麻宇土郡ノ内	四名
玉名郡	五名	山鹿山本菊池合志郡ノ内	八名
阿蘇郡	二名	上益城下益城郡ノ内	七名
八代葦北郡ノ内	六名	球磨郡	三名
天草郡	三名		

この割り出しの標準は、尋常小學校（支校ヲ加ヘ）現數に遞折比例し、端數は四捨五入して算定したと書いてある。

同二十五年七月入學資格の一部を改めて尋常小學校の本科准教員たるべき免許狀を有し、若くはこれと同等以上の學力を有するものとし、年齢は男子十七年以上二十年未満、女子十五年以上二十年未満の

者、特別の事情ある時は二十年以上二十五年未満の者をも入學せしめ、又各學級に缺員ある時は補缺の道を開き、試験生として四ヶ月以内の假入學を爲さしむることにした。

2. 六週間現役制 明治廿二年十一月法律第二十九號徵兵令中改正追加によつて師範學校卒業者は兵役義務を六週間に短縮して、専ら國家教育の重務に膺らしむることになつた。是につき明治二十三年二月廿四日當時の文部大臣榎本武揚が各縣知事に内訓したる公文は、該制度を置かれたる趣旨明瞭であるから登載する。

普、九四號

明治廿二年十一月法律第二十九號徵兵令中改正追加ニヨリ滿十七才以上滿二十六才以下ニシテ官立府縣立師範學校ノ卒業證書ヲ所持シ官立公立小學校ノ教職ニ在ル者ハ六週間陸軍現役ニ報セシムルノ件ヲ規定セラレタリ其旨趣ハ小學校教職ハ國家教育ノ職務ヲ負擔スルヲ以テ此重要ナル責任ヲ全フセシカ爲ニ特ニ其國防義務ヲ輕減スルノ必要アリ而シテ又武事ノ訓練ハ善ク人ノ氣質ヲ陶冶シ得ルヲ以テ教職タル者一時ハ務テ兵役ニ服事セシムルヲ要スレハナリ故ニ師範學校ニ於テハ生徒ヲシテ深ク此意ヲ體認セシメ其他日服役スルニ及ンテハ時日ノ短キヲ以テ之ヲ忽ニスルコトナク殊ニ奮勵シテ軍人タルノ職分ヲ盡クシ爾後教務ニ服スルニ至リテハ其兵役中ニ得タル所ノモノヲ以テ之ヲ兒童ノ教養上ニ利用センコトヲ勉メ益其職ニ勵精シ以テ此特典ノ本旨ニ背カサル様平素訓練ヲ加ヘシムヘシ

右内訓ス

明治二十三年二月二十四日

文部大臣 榎本武揚

熊本縣知事 富岡敬明 殿

3. 服務規則 明治十九年五月文部省令第十一號を以て尋常小學校服務規則が發布された、それによる



と師範學校卒業生の服務年限は、卒業證書受得の日より十個年とし、また卒業證書受得の日から五ヶ年間は其府縣知事指定の學校に奉職する義務を負はしめ、郡區長の薦舉にかゝる生徒は證書受得の日より五ヶ年間は其郡區長の指定の小學校に奉職せねばならぬことになつてゐる。これが明治廿二年十月に改正になつて、女子の服務年限を割り込ませて女子の服務年限は五ヶ年、指定の學校に奉職すべき義務は二ヶ年と定めた。縣は更に訓令を出して服務狀況を報告することにした。

この服務狀況報告は明治廿七年十二月十一日縣令第五十九號を以て改正されたのが要を悉くしてゐるからの改正の分を採録する。

第六條 尋常師範學校卒業生服務規則第五條ニヨリ毎年未差出スヘキ服務ノ情況報告書ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一、在勤學校ノ名稱及學級ノ編制(學年別生徒人) 教員ノ配置

一、受持ノ學級又ハ學科

一、現俸給額並卒業以來俸給増減ノ經歷及賞罰

一、勤務日數及欠勤日數

一、授業法管理法等ニ係ル新設方案又ハ教科用具ノ改良若クハ發明其他職務ニ對シ施設セシ重要ノ事項及

成績

一、將來施行セントスル事項

服務中左ノ項ニ該當スル異動ハ其郡度報告スヘシ

但死亡セントキハ其旨親戚ヨリ報告スヘシ

一、改姓名

一、任命、轉任、休職、退職、免職(任免、轉任、俸給額ヲ併記ス)

一、資格ノ變更

理由 從來報告書ノ記載方區々ニ涉リ調査上差支ノ爲メ一定ノ事項ヲ示シ之ニ據リ報告セシムル方了然認ムルニ依ル

4. 其他 以上改正の要點と本縣が之に處したる法規とを述べたが、學校令は更に左の特異點がある

○修業年限を四ヶ年としたること

○教育者としての性格の養成と、學殖の涵養を第一義として一律に四ヶ年と規定したものと思はる。

○學費の全部給與

文部省訓令第四號(明治十九年六月四日)によると生徒の學費は左の五種目を支辨することになつてゐる。

一、食物 二、被服 三、日用品 四、修理及湯浴 五、一週間手當

尙規定に食物は主はら衛生上に注意して賄ふべしとしてあり、被服は左期の通りになつてゐる。

被服ハ左ノ九種トシ一定ノ時期ニ於テ之ヲ給シ若シ所定ノ期限内ニ於テ之ヲ損傷シ更ニ交付ヲ要スルトキハ其費用ハ

本人ヨリ徴收スヘシ

一冬衣袴 一夏衣袴 一冬シャツ袴下 一夏シャツ袴下

以上四種ハ入學ノ初年各二組ヲ給シ次年ヨリ各一組ヲ給ス

一外套 在學中一枚ヲ給ス

一靴 一脚絆 以上二種ハ一ヶ年各二足ヲ給ス

一帽子 師ノ字ノ徽章ヲ附ス 在學中二個ヲ給ス



一靴下 一ヶ月二足ヲ給ス

日用品ハ左ノ六種トシ時ノ需要ニ應シテ適宜之ヲ給スヘシ

一墨 墨汁

一紙半紙等 一筆ペン、ペン軸、石筆 一鉛筆常用 一石油 一炭

○修理ハ被服ノ洗濯及靴ノ修履トス湯浴ハ寄宿舎内ニ其場ヲ設クベシ

○一週間ヲ當ハ母土曜日ニ於テ其日在學ノ生徒一人ニ付金拾錢ヲ給スヘシ

○給與シタル被服日用品ハ卒業シテ退學スルモノニ在テハ之ヲ返納スルヲ要セスト雖モ半途退學ヲ命シタルモノハ其時ノ現在品ヲ悉皆返納セシムヘシ

○夏期休業中ハ生徒ニ食費及一週間手當ヲ給シ歸郷セシムヘシ

○發病ノ生徒ニ療養ヲ命シタルトキハ其費用ヲ給スヘシ

これが當初示された學資給與の法令であり、これが廿四年十一月文部省令第七號で「尋常師範學校ニ於テ支給スベキ生徒ノ學費ハ食物被服雜費ノ三種目トシ其支給方法ハ府縣知事之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クベシ」と變つた。

本縣では明治廿五年七月九日學資支給の方法を定め本省に伺つて認可を得てゐるが、大體に於ては當初文部省が示した十九年六月のご大差がない。

以上項を分けて略述した。十九年改正の師範學校令、之を受けて其依據する所を示した文部省令、それと縣が受け入れた實際、これ等によつて十九年前の學校令と比較したら、天地霄壤の違ひといつて可なりであらう。この過渡時代、本史で云ふ第三期から第四期に移つた時代の生徒、今は鬢髮共に霜を戴

く先輩二三者に當時の追憶を聞くと、學校令の結果更始一新、規則の大改正が寄宿舎組織の變更、之を緣由として生徒の淘汰、學校内部の緊張、往事を追憶して今尙肌粟を生ずと。亦以て學校令の或る一面を物語つて餘蘊なしであらう。

### 明治十九年師範制度改革當時の狀況

和服より洋服へ一切支給—三角行軍ズブリユーパー—三徳の徹底—

於教育座談會 水 本 東 浦

會長のお示しもありましたが明治十九年頃の師範學校は勿論全國の學制大改革の際であつたのであります。私は熊本師範學校と云ふ名の時代に入りまして一年致しましてその大改革の師範制度になつて居り、總ての組織が變りまして和服であつたのが悉く小倉の洋服になり、靴になり、帽子等全部變りまして軍隊同様の生活になつたのであります。又私費は全部公費となり食費は勿論學用品教科書等悉く給與され毎週土曜日には金拾錢宛を小遣錢として貰ひました。過渡時代の生徒數は非常に多かつたのであります。それは熊本縣尋常師範學校と云ふ名の下に定員が定まりましたが、その多數の生徒の中から補示退校が始まつたのであります。それは丁度三角港の方が富岡知事閣下の時代に出來まして網田方面の海岸は漸く道路が開け角石がごろ／＼の時代でありましたが師範學校ではその當時生徒は武装致しまして鮑託の平野を通つて二丁の渡しを舟渡りして住吉から網田に出まして網田で發火演習をしそして三角の浦島屋と云ふ宿を本陣として各方面に分宿致することになつてをりましたが、それは丁度改正令の師範生徒として實地試験の爲の旅行であつたと云ふ事を後で知つたのであります。丁度その際の事を思ひ起しましたが網田に於て發火演習を行ひ生徒



は非常に疲れて居つたので、引率の各先生軍事の教官方と共に網田の道筋に出てみな休憩してゐました所がその時阪口元雄といふ幹事の先生と澤幸次郎と云ふ教育學専門の教諭の人が人力車に乗つて通過されたのを見て、生徒は誰云ふとなく思はずわい／＼いつて素見したのであります。

それから暮方に三角の浦島屋の前に皆が着きましたが武装も解かず非常につかれて居る際に、一同不動の姿勢を取らせられて嚴重の訓戒がありました。その時の張本人と見られたその素見した生徒は歸校後第一着にブリュンペーパーと云ふものになつたのであります。ブリュンペーパーと云ふのはその時分のしこ名になつてをりました。則ち學校の方では青状袋に諭示退學の書面を入れてそれを生徒に手渡しすると云ふ意でありました。網田の休憩處でひやかした生徒はこのブリュンペーパーを買つて泣き／＼校門を出て行くといふ風で非常に嚴格な事であつたのであります。改正當時明治十九年の秋頃からであります。毎日／＼學科を六時間も教はつて疲勞をしてをる上に山崎練兵場に武装して練兵に行く。十三聯隊から教官が多數來られて兵隊の稽古を行はれる。それが毎日々々續いて休み日は只月曜丈であります。さうして一面今の言葉では訓育であります。寄宿舎のすべて學校内外の規律が嚴重で、學力の方でも各學科一點でも落第點があつたら及第點に満たぬから落第させるといふ風で、非常に嚴格であつたのであります。その當時の校長は河野通唯、教頭は鈴木勲太郎先生で農學士で自分の學識にまかせて學力本位で學力養成に努力されました。その當時は學士の先生が三名居られましたと記憶してゐます。さうして鍛はれる事／＼、とても体がもてぬといふ風であつたのであります。青年の意氣元氣は實に偉いものです。

その師範生徒の養成の方針目的と致しましては威重親愛柔順と云ふ三徳目であります。則ち師範生徒は威重を備へねばならぬ、よろしく親愛でなければならぬ、よろしく柔順たるべしといふ三徳目の下に嚴格に養成されました。さうして丁度一週間も續きまして三角の行軍から寄宿舎に歸つて見ますると一日の中に四五通位のブリュンペーパーが机の引出しに入れてある。さういふ風でありますから教場に入つても授業を受ける氣はしない。ブリュンペーパーが

入つてはおらぬかと始終びく／＼して机の引出しを一番に見るといふ風でありました。そして全部の殆ど半分位は退校されました。私の組は四十何人か居つたのであります。それが二十人になり卒業は十九人でございました。さういふ風で却々嚴格でありました。

當時大英斷大改革を行つた文部大臣は森有禮閣下でありまして全國に涉り師範教育又は中學教育の學制改革がどういふ風に實行せられてをるか云ふ事を巡視されたのであります。熊本の御巡視は百貫から御上陸になりましたが、私共は皆武装しまして今の田崎の製糸會社の近邊まで出迎へ、歸られる時には大津まで武装して御送りした事もあつたのであります。

山崎練兵場では威重親愛柔順の三徳目が如何に徹底してをるか云ふ事をお試しになつたのであります。文部大臣閣下は高い所から見て居り、それはそれは今から思ひますと實にひどい躰け方でありました。所がそれにも不拘生徒はたつた一口も不平を洩らさず如何にも柔順で學校長その外先生方の命を奉じ學習したのであります。思ひ起します。が丁度藪之内に熊本縣尋常中學校がありました。此學校は熊本縣尋常師範學校と門は違つて別でありましたが同じ場所同一構内にありました。私が師範校に入學しました頃は初等、中等、高等の三科に別れてゐまして私は四ヶ年程度的高等師範科に入りました。八級生から學びましたのであります。

丁度學制改革の際に中學校は寄宿舎から夜遅く火災が起りました。それは大騒動大混雜であつたにも不拘師範の生徒は命令も何にも受けず自發的に武装して各要所を警戒し又一面三級生はポンプを使用して消防に盡力したのであります。それは非常な大活動でありました。時の知事富岡敬閣下は安樂警察部長並に屬官をつれられ火事の状況を御巡視になり生徒の活動して居る状況を御覽になりました。非常に感激され夜明け頃になつて大樽三本それに今でいふ鐘詰様の物を下さつたのであります。それで私達は知事閣下の御厚意御親切に感謝しかくまで長官閣下は我々生徒に同情して下さる我々生徒を吾子の様に可愛がつて下さる實に我々は有難いと異口同音に一同感謝致しました。翌日の午



後に御樽開きをやつて校長さんから懇々とその趣旨を述べられまして知事閣下の御厚意のある所を徹底する様にされたのであります。そこでその時分からは縣當局と師範學校との間は非常に親密で時々縣廳から學務課長さんやその時の役人が學校にお出になつて生徒の學修の状況を見て心安く親切に指導して下さるのですから我々生徒としては縣廳の人は兎貴同様と云ふ感じで非常に尊敬して居つた事を記憶して居ます。そういう風に明治十九年から貳拾年にかけて、學制改革の過渡時代は色々複雑で最も嚴格で規律正しくありました。兎も伯生徒は隱忍自重と云ふ按配で威重を良く守り、言語動作を慎み、生徒間には御互に親愛を旨とし、それからして上司及學校長先生に對しては承順で、この三徳目を發揮する事に務め、さうして師範學校の基礎を造つたものであると云つても敢て過言ではないと思ひます。茲に言葉添へたいのでありますが私は熊本縣尋常師範學校第三回卒業生であります。第一二回の卒業生は熊本縣には餘り澤山居られない様であります、こゝに居られる水上先生も餞の内時代の師範學校で一緒でありまして、私より一年遅つたと思ひます。

以上述べました事柄は極めて簡單でありますが一通りは述べました積りでございます。

### 三、熊本縣師範學校

1. 規程 明治十九年四月勅令第十三號によつて發布されたる師範學校令、同十九年五月文部省令第九號の學科及其程度を規定したるものにより、本縣師範學校は學校規則を改正し陣容を整へて本期のスタートを切つてゐる、今其改定した規則を挙げよう。  
(明治十九年四月師範學校令改正により同廿年四月縣訓令第八七號を以て熊本縣尋常師範學校と改稱同三十年十月學令改正により熊本縣師範學校と改稱)

### 熊本縣尋常師範學校規程

#### 第一章 學年及課程

第一條 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二條 授業時間ハ一週三十四時一日六時トス

但土曜日ハ四時トス

第三條 年中休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日		一、孝明天皇祭	一月三十日
一、春季皇靈祭	春分日	一、紀元節	二月十一日
一、神武天皇祭	四月三日	一、夏季休業	自七月二十一日至八月三十一日
一、秋季皇靈祭	秋分日	一、神嘗祭	十月十七日
一、天長節	十一月三日	一、新嘗祭	十一月二十三日
一、冬期休業	自十二月二十五日至一月七日	一、學年試業後	七日間

第四條 學科授業時間及其配當ハ別表ノ如シ

#### 第二章 試業

第一條 試業ヲ分ツテ入學試業臨時試業學年試業ノ三種トス

第二條 入學試業ハ生徒募集ノ時之ヲ行ヒ入學志願者ノ學ヲ試驗スルモノトス

第三條 臨時試業ハ一學年中六回以上十回以下各學科受梓教師ノ見込ニテ臨時ニ之ヲ施行シ其間ニ履修セシ學科ヲ試驗スルモノトス

第四條 學年試業ハ每學年末ニ之ヲ施行シ一學年間履修セシ學科ヲ試驗スルモノトス















熊本縣師範學校寄宿舎諸規則

(明治廿一年四月十九日改定)

第一章 生徒編成ノ定則

第一條 生徒ハ順良、親愛、威重ノ氣質ヲ保持シ善良ナル習性ヲ鞏固ナラシムル等凡テ學科外ノ要道ヲ完全ナラシメンカ爲メニ生徒ヲ編制シテ學生團トス

一々書く煩はしいのでところ／＼を拾つて行くと、此學生團の組織は軍隊營内組織その儘である、教科に歩兵操練を極度に取り入れ其寄宿舎制度が兵營生活をつくりであることなど思ひ合せて、如何に性情の鍛練に重きを置いたか、窺はれる。寄宿舎規則の第四條に「演習ノ時ハ學生團ヲ歩兵中隊ニ編成ス」としてある。

寄宿舎規則は十五章百八十一條から成つてゐる。微に入り細を穿つたものである、假令は舎内の規則の中

○食堂ニアリテハ殊ニ行儀ヲ正フシ靜肅ヲ旨トシ決シテ食物ノ良否多少等ヲ談スベカラス若シ食物ニ粗惡ノモノ等アルトキハ直ニ之ヲ日直舎監ニ申出其指揮ヲ乞フヘシ

○頭髮ハ大丸前頭二寸五分後頭八分ヨリ長カルヘカラス

○生徒ハ猥リニ庖厨所及ヒ小使部屋其他無用ノ室ニ出入スルヲ禁ス

○凡ソ校内ノ建物若クハ障壁等ヲ汚壞破損シ又ハ舎内ニ於テ啖唾ヲ吐キ或ハ物ヲ乾燥シ或ハ窓ヨリ物品ヲ投棄スル等不潔ノ行爲アルヘカラス

○日曜日、大祭日、定期休業ハ朝食後ヨリ夕食時マデ水曜日ハ午後放課後ヨリ夕食時マデ外出ヲ許ス其他ハ一切之ヲ許サス

但シ土曜日ハ午後検査後用辨ノ爲外出ヲ許スコトアルヘシ

○外出中急病ニ罹リ定時限ニ歸校シ能ハサル時ハ其最寄醫師ノ診斷書ニ見證人ノ證書ヲ添ヘ歸校ノ上之ヲ差出スヘシ  
などであるが、第十三章の寢室及自習室の整頓法になると餘程こまかくなつてゐる。

第一條 書籍被服等ハ左ノ順序ヲ以テ棚内ニ裝置スヘシ

上段 右側 書籍

同 左側 紙類

中段 右側 冬夏衣袴及日覆

同 左側 外套

下段 右側 冬夏襦袢及袴下

同 左側 襟手套甲掛及靴下

第二條 上衣ハ袖ヲ翻シ裏面ヲ外ニシ兩袖並ニ左右ノ胸部ヲ内尙キニ折り領部ト下部ヲ殆ント棚ノ半幅ニ等シク折リ曲ケ之ヲ縦ニ疊收シ領部ヲ棚ノ右ニナスヘシ

第三條 袴ハ裏ヲ翻シ裾ヲ一様ニ揃エ半ニ折り疊ミ殆ント棚ノ半幅ニ等フシ胴廻リノ部ヲ上ニシテ棚ノ右ニナスヘシ若シ半折セシ袴棚ノ半幅ヨリ長キトキハ裾ノ部ヲ短ク折り胴廻リノ部ヲ棚ノ半幅ニ等フスヘシ

第四條 外套ハ常ニ頭巾ヲ付シ裏ヲ外ニシ左右ノ胸部ヲ棚ノ半幅ニ等シク内ニ折り上部ト下部トヲ内方ニ疊收シ尙ホ再ヒ半折シ背部ヲ上ニシ折り曲ケタル外部ヲ前ニスヘシ

第五條 襦袢ハ兩袖並ニ左右ノ脇部ヲ殆ント棚ノ半幅ニ等ク内ニ疊收シ而シテ領部ト下部トヲ内ニ折り曲ケ再ヒ之ヲ半折シテ其折曲ケタル外部ヲ前ニスヘシ袴下ハ袴ノ疊收法ト同一ニシテ裏面ヲ表サ、ルヲ異ナリトス

第六條 手套ハ一雙ヲ合シテ手頭ノ口ヲ翻シ疊收スヘシ襟ハ鈕穴ヲ約シ置クヘシ又甲掛ハ片足毎ニ鈕ヲ留メ革ヲ裏



面ニ入レ足頭ノ方ヨリ折リ曲ケ脛口ヲ翻シ其裏ヲ表ハシ置クヘシ日覆ハ半折シテ夏服ト共ニ置キ又靴下ハ足頭ノ方ヨリ折リ曲ケ脛口ヲ翻ヘシ裏ヲ表ハシ置クヘシ

第七條 背囊ハ締革ヲ取纏メ棚上ノ中央ニ置キ又其上ニ帽ヲ置クヘシ靴及屬具袋ハ棚下ノ折釘ニ掛クヘシ其順序ハ左ノ圖ノ如シ(圖は略す)

第十章の敬禮及服従の定則の處を見る

○敬禮ハ上下ノ分ヲ明ニシ其秩序ヲ正シクスルモノナレハ管ニ外面ノ禮容ヲ表スルノミナラス中心實ニ恭敬ノ意ヲ盡スヘシ

○凡テ生徒ハ校員其他ノ人ニ對シテハ敬禮ヲ行フヘシ

○室内ニ入ラントスルトキハ先ツ室外ニ於テ帽ヲ脱スヘシ

○室内ニ在リテ敬禮ヲ行フニハ先ツ其人ニ對シテ正面直立シ躰ノ上部ヲ少ク前ニ傾クヘシ

○學校長教頭幹事教官又ハ勅委任官自習室ニ臨ムトキハ生徒ハ起立シテ姿勢ヲ正フシ敬禮ヲナスヘシ而シテ命アルニ非サレハ敢テ座ニ復スルコトヲ得ス云々

○着帽ノ節敬禮ヲ行フニハ左手ヲ垂レ右手ヲ以テ帽底ヲ握リ脱シテ靜カニ之ヲ下方ニ垂レ(帽ノ裏面ヲ外方ニ顯ハサ、ル様注意スヘシ)敬スヘキ人ニ注目シ休ノ上部ヲ少ク前ヘ傾クヘシ又行進ノ時ハ敬スヘキ人ヨリ六歩前ニ靜止シ云々

○凡ソ長上ニ對シテハ諸事從順尊敬ヲ盡サ、ルヘカラス就中命令示達等ハ謹テ之ヲ遵奉スヘシ猥リニ其是非ヲ論議シ其原因主旨等ヲ問フコトヲ許サス若シ或ハ不便アリトスルモ服行シ而シテ後徐ロニ其理由ヲ申出ツヘシ但三名以上申合セ出願スル事ヲ得ス

第十五章の罰則の段になる

第十五章 罰 則

第一條 罰科ハ戒飭謹慎放校ノ三ツトス

第二條 戒飭ハ過誤失錯等ニ出テ、其行爲酌量スヘキモノニ限り之ヲ責罰シテ譴責書ヲ與フルモノトス

第三條 謹慎ハ怠惰自恣等ニ出テ或ハ長上ノ命令ニ悖ルモノヲ三日以上三十日以下罰室ニ謹慎セシメ左ノ條目ヲ遵守セシム

一、他ノ室内ニ出入シ及ヒ接語スルヲ禁ス

一、校ノ内外ヲ問ハス散歩スルヲ禁ス

一、食堂ニ於テハ罰席ニ就キ食事セシム

一、總生徒ノ入浴後入湯セシム

一、外來人ニ面會スルヲ禁ス 但父母ノ病氣等止ムヲ得サルトキハ日直舎監ノ指揮ヲ乞フヘシ

第四條 校命ニ悖ル者又ハ師範生徒ノ本分ニ背戾シタル所爲アリト認ムルモノハ之ヲ放校ス其犯由ノ重キニ由テハ官公私立學校ノ生徒若クハ教員タルヲ禁セラル、コトアルヘシ

第五條 罰則ヲ設クルハ専ラ改過遷善ヲ旨トスレハ處罰中ト雖モ謹慎悔悟ノ實跡アリト認ムルトキハ特ニ宥恕スルコトアルヘシ

第六條 生徒ヲ處罰シタルトキハ其言渡書ノ寫ヲ一週間以内揭示場ニ揭示ス 但戒飭ハ此限ニアラス

第七條 生徒役員ニシテ第三條ノ罰科ニ處セラレタル者ハ其罰ノ輕重ヲ量リ剝役スルコトアルヘシ 書くことがあどさきになつたが、この寄宿舎規則の十五條は、第一章生徒編成の定則、第二章寄宿舎

の定則、第三章組長の勤務定則、第四章から第九章までが什長、伍長、週番、週番組長、週番什長、週番伍長の勤務定則、第十章が敬禮及服従の定則、第十一章が服装の定則、第十二章が検査の定則、第十



三章が寢室及自習室の整頓法、第十四章が室内掃除の定則、第十五章が罰則になつてゐる。學生團の組織其ものといひ、敬禮服従の定則或は罰則と言ひ軍隊内の讀法のそれの如く、また處罰の方法の如き軍隊の營倉を聯想させられる様である。

明治廿二年四月一日或る師範生一名の退學處分をした事例の如き、其退學處分を縣知事に報告した公文にも

〇〇〇〇候ハ師範生徒ニ必要ナル三氣質ノ中順良信愛ノ點ニ缺クル處アリ殊ニ順良ノ點ニ於テハ最甚シク昨秋修學旅行ノ際ノ如キハ指揮官ノ命ヲ用ヒサルノミナラズ殊更ニ其命ニ戻ルノ所行ヲ爲セシニヨリ歸校ノ後嚴勅相諭シ候事モ有之其他陰ニ他人ヲ煽動シテ校規ヲ紊亂スルノ所爲ヲナスコト數々ニシテ此迄度々相諭候得共悔悟ノ兆無之此後如何ニ當校ニ於テ教養スルモ到底小學校教員トシテ不適當ト認メ候ニ付云々

とあつて退學を命じてゐる。學校の訓育の基調が常にこの三綱領に存して、云爲行動、座作進退、皆この發露に外ならぬことは、學校の訓育的施設全部を述べて首肯されるのである。そして、それが本期を通じて、よし、時勢の推移、思潮の變遷等により訓育的施設の様式を異にすることあるも、其各種施設の中核は凡そ此三綱領を述さぬものは無い様である。

ハ、生徒心得大綱 訓育の徹底を計る一方案として、明治廿六年二月廿七日時の校長住田井によつて生徒心得大綱が設定せられた。師範學校令と師範教育の本義とを包含して餘濫なく、生徒の規箴として深く則る處あらしめた。歴代の校長はこの心得大綱の徹底に、或は一年生入學當初の一學期間、修身教

材として講述し、或は講堂訓話に於て其精神を縷説して切りに其徹底に努めた。卒業後何十年を隔て、今尙背誦し得るもの尠くない位に腦裡に縷刻されてゐる。本史で云ふ第五期の初め明治三十四年十月、小柳校長に依つて修正されてゐるが、唯時代の上から眺めて二三加へられたのみで、其中心思想を爲すものは、全部住田校長時代の骨子になつてゐる。住田校長時代の全文は左の通りである。

- 一、教育ニ關シ下シ賜ハリタル 勅語ノ 聖旨ヲ奉體シ自ラ修メテ人ヲ感化スルハ我カ校生徒無生ノ務ナリ故ニ一言一行總テ聖旨ニ則ルヘシ
- 一、言行至誠ニ發セサルハ自ラ欺キ人ヲ欺クモノナリ故ニ其言行公明正大ニシテ俯仰天地ニ愧チサラン事ヲ期スヘシ
- 一、剛毅果斷百折撓マサルニアラサレハ事成ラス故ニ篤ク信シテ道ヲ守リ自ラ治ムル人タランコトヲ期スヘシ
- 一、溫良恭謙讓ハ人ニ接スル道ナリ故ニ我カ校生徒タルモノハ特ニ此德ヲ備ヘムコトヲ期スヘシ
- 一、眞理ヲ探リ應用ヲ求メ之ヲ人ニ傳フル道ヲ講スルハ我カ校學問ノ要ナリ故ニ一念常ニ此ニ存シ注意最精細ナルヲ

要ス

教育者として一生を通ずる鐵則ともいつてよからう。嘗つて本校に學んだ者は汲々として一日の營みを終へて歸るさ、或は深更人定まつて萬籟聲なきの邊、京陵學舎講堂の正面に高く掲げられたこの扁額に想到する時、ともすれば墮しきらんとする煩惱に、一脈の清涼劑を加へられた氣持がするであらう。

二、講堂教訓 (或ハ講堂修身 講堂訓話) 生徒を一堂に集めて教訓を爲す施設は、明治廿三年五月住田校長代理の時に初まつた様である。訓練の統一の上からも、生徒教養の上からも、切實な施設に違いない。明治廿九年十一月長倉校長の時代に、堂講教訓に關する規定を設け縣に開申してゐる。其内容は



講堂教訓規程

第一條 毎月第一日(事故アルトキハ順延)第一時間全校生徒若クハ一部ノ生徒ヲ講堂ニ召集シ教訓ヲ施ス但臨時之ヲ行フコトアルヘシ

第二條 講堂教訓ハ生徒全般ノ品性陶冶等ニ關シ切實ナル事項ヲ教訓諭示シ以テ校風ヲ發揚シ訓育ノ統一ヲ期ス

第三條 講堂教訓ハ學校長之ヲ行ヒ時宜ニヨリテハ教員之ヲ務ム

第四條 講堂教訓ヲ行フ際ニハ各教員列席スルモノトス

第五條 各教員ハ學科教授ノ際ニ又ハ生徒各個ニ就キ講堂教訓ヲ敷衍諭訓シ以テ生徒ヲシテ實踐躬行ヲ務メシメンコトヲ要ス

校長が第一陣に立ちて、衷心から迸る誠意を以て舷々相摩の環境に於て、生徒の心情を動かすとき、血の氣の多い青年の心は躍るのであつた。

以上は劃時代的の十九年の師範學校令及之を受けて折々發布された文部省令に示された師範生徒の教養に關し、本縣師範學校が採つた訓育に關する要綱である。此令の受け入れは、先づ『訓育より』と進んだ本縣師範學校の様子が大凡窺はれる様である。以下項を改めて本期に於ける師範教育の情況を見ることにする。

師範在學の頃

熊本縣師範學校 島根縣師範學校長 山口 泰平

かゞなべて茲に三十三年の日々夜々、歳久しくも過ぎにけるかなと、感慨うたゝ無量。『師範在學の頃』の數々を書

いて送れよとの御命令、思ひは忽ち若きを誇つた京陵學生生活の昔に歸つて行く。

時の校長は才氣必發、口八丁手八丁の稱ある千田一郎先生、入學當初より修身の教授。固苦しい窮痛なもののみ思つてゐたのに、之はまた何といふ面白い授業ぞ。まるで今頃の趣味講演そつくりである。南洋何とか島の公園のベンチで明かした一夜の物語、さては流れて行つた同胞女性達もてなしたさしみ、の御馳走。私はそのお話を筆記整理して今でも有つてゐる。思ふに動ともすれば、因循だとか、いぢけてゐるとか評されてゐた當時の師範生に、明快進取、海外萬里の氣概を吹込まうとされた底意かと、今から推測するのである。

次には長官雄平先生が校長として來任された。千田先生とはすつかり變つた風格を具へた人格者、何でも十年役西郷方の中隊長として肥薩の山川を馳驅奮戦した勇者だと生徒間に傳へられ、さながら古武士を見るの概があつた。啗々として説かるゝ底力ある講堂訓話、われ等は隨の隨まで徹する感があつた。恐ろしい嚴格の裏面に、凡てを宥す大腹の人、吹けば飛ばんばかりの片々たる才子が幅を利かす現代などに見ることの出來ぬ教育家であつたやうに思ふ。

學校の教育精神は、稀有の名相文部大臣が打立てられた獨得の師範教育の訓練主義で、今から思へば弊害もあつたが、頗る徹底してゐた。學校當事者は迷ふことなく、疑ふことなく、世評の如何は不關焉で、一路優良教師の養成に邁進してゐられたやうに思ふ。全生徒が寄宿舎に收容された當時としては、寄宿舎訓育即學校教育であつたに相違ない。生徒の全生活は舍監の手中に託されてゐた。随分こはい思ひをしたが、時にやさしくされて、感激と敬慕の念に打たれたことを思ひ起す。世間では舍監專制だと思はれた時代であるのに、一種の自治制度が確立してゐた。勿論大体的方針指示は舍監から出されたが、日夕の舎生の行動ヲ爲は大抵生徒側の役員によつて決定され、實施された。當時の上級生役員の權威はたいしたもの、舎生は舍監よりも寧ろ役員を恐れた。その命令は雷の如く響いた。新入生の眼には役員のならさ、恐れはしたが感化も深かつたやうだ。寄宿舎の風紀精神を維持し發揚して來たことは、これ等歴代の役員諸君に負ふところ多大なるものがある。



われ等在學の頃、生徒の自發的組織になる京陵會がはじめて成立した。たしか、新來の先輩松本禹象教諭が、一夕東京方面の各學校に組織されてゐた校友會の情況を詳説宣傳されたことが動因であつたやうに記憶する。初代の京陵會長に田中鍼入郎君が當選した筈、先生方は顧問か何かで、單なる指導をして會の實質には深く立入られなかつた。私も一度會長に推されて大運動會開催の節、凡ての賞品を渡したことがある。かうした組織は得て弊害を伴ひがちなもので、その後何處の校友會も學校職員側の適切妥當な指導監督をすることになつたのは當然であると謂はねばならぬ。師範學校生徒の教生生活は、月々の卒業生に最も深い印象を残してゐる体験である。私共の教生時代はヘルバルト李盛期であつた。本校で高師新卒の新進氣鋭々多忠綱教諭から少からず煽り立てられた新知識を以て附屬の教育實習に臨んだ。体操教授を如何にして五段の型に當てはめ得るか、苦心慘憺教案製作に夜を更かしめる内、誰かがランプを机上に落して大事にならんとするところを、寄つてたかつてやつと消止めたことを覚えてゐる。

狭い學窓から、廣い教育界をながめた展望圖などは、當時の私にたいしたものを書けさうにないが、さしも全盛を極めたヘルバルトも、追々下り坂に傾いて、機運が轉回しつゝあると聞き知つたのは、教生期の頃であつた。當時東京高師附小に立籠つて、縦横の教育論を次から次へと發表し、天下の視聽を集めてゐた樋口勘治郎氏は、盛んに活動主義を喧傳した。教育の基調として、兒童の活動性を重視するの主張である。型に嵌まつた五段教授法の堅壘に對して投下された爆彈であつた。縣下の教育界にも勿ち波及して、私共の卒業して間もない或年の縣教育會總會で、八代あたりの某小學校長が演壇に駈上り、『活動主義即騒動主義』と警句を吐き、満場の喝采を博したこともあつた。教育界に自由氣分の萌出した初であらう。

卒業も近づいた一夜、我々同級生は本多舎監長に率ゐられ、官邸に徳久知事を訪問した。廣い座敷の床柱を後にし熊の皮の上にとつかと坐した知事公、見上げれば威風あたりを拂ふとでも言はうか、皆が黙つて訓話を謹聽してゐる中に、故入江景止君切り問答を始めた。その辯説の巧みさと、人を恐れぬ大膽さとに、私共は少からず感服したもので

である。知事を殿様同然に考へてゐた當時としては、師範生が官邸に知事を訪問して、談話を交したことは異數とせねばなるまい。

師範在學の頃の思出は、縷々として盡きさうにもない。はや制限のページも越えた。併し最後に母校の功績に就て一言することを許して戴きたい。

我等の母校はその創立以來、既に六十年に垂んとしてゐる。この永い歲月の間には、制度上部分的改廢が幾度か行はれた。併し根幹には些の動搖を見ることはなく、頗る忠實に又堅實に、側目もふらず、まつしぐらに其の本務を果すべく努力を続け、年々歳々、元氣に富んだ、清新味溢るゝ若い教育者たちに、地方文化の開拓を託して、次から次へと送り出しつゝある。今日までその温かい懐に育み上げた卒業生三、四千名にも及ぶであらう。それ等の中には多少脱線した人々もあらうが、大部分は縣下初等教育界の全野に廣がり、一心不乱に母校が託した使命を全うすべく奮闘してゐる。

本縣が九州中部の教育縣として、夙に聲名を全國に謳はれてゐるのは、彼等の努力に待つ所が多い。思へば明治より大正へかけ、縣が輩出せる幾多の偉才と、幾百萬を數ふる現縣民衆とは、一人残らず一度は彼等の手鹽にかけたものである。母校の功績も偉大ではないか。縣は自らの向上と幸福とを冀ふならば、この縣下一般文化の源泉を豊かにするの道に於て、怠つてはならぬ。吾かであつてはならぬ。——昭和六年九月一日——

### 明治三十年の頃の信仰教育

渡 邊 尚 廣

明治三十年といへば私が十六年生だから高等小學の上級生徒時代である。



その頃の先生は大抵は信仰問題等を輕蔑してゐた。ヒドイ先生になると

『石地藏位には小便しかけたつて何の罰もあたらない』

此位のことばは教場で平氣に言つたものです。だから生徒たる私たちの柔かい頭には

『一つしかけて見ようかね』

位のことばは黒々と焼印がつけられた。

斯くして遂に神社佛閣を尊崇する萌芽を折られ、全く無神無佛の人間に落ちぶれ。天を畏れざる惡魔の親類に墮落して了つた。

私は今でも之を非常に残念に思つてゐる。

人間に敬天愛人の精神なく。脈々として一木一草の葉末に至るも宇宙の大靈は活き／＼として流れてゐることを認めぬ時。その人は全く反應なき屍である。私は實に其の一人であつた。故に今將に五十の歳にも信仰問題ではやつぱし悶へてゐる(ここで私は少年時代の教育者の態度の重要性を思ふ)

而かして若しも其當時先生が、日本の國體と一致する大信仰を説き、宇宙萬有の大靈、天網恢々疎にして漏らさざる活神聖のものを知らしめたならば、如何に人生をより善く大安住の地に立ちて幸福に送るを得べきかと今でも深く考へ痛恨に思つてゐる。

×

×

×

諸君も既に御承知の通り、あの時代は私が言ふまでもなく、物質萬能時代で致し方もなき思想とは考へるが餘りに残念であるから感想を略記して清覽に供した次第である。

4. 設備 在來の藪之内町の校舍は、其建築も古く且つ土地卑濕で衛生上憂慮すべきことが尠くない。

夏分になると罹病者續出往々臨時休業をしたと、縣廳文書の年次状況にも書いてある。それで此期に入つて度々移轉新築の議が官民及び學校當事者の間に起つたが、一面學校令の改正により全部給費の制度となつて、制度施行の當初は師範學校費に一萬有餘圓の増額をしてゐる。其他經費多端の際で縣會の案に上つても都合よく運ばなかつた。しかし機運到來廿三年度の縣會で議決し、廿四年度から三ヶ年の繼續事業として、二萬九千餘圓の豫算で新築することになり明治廿六年十一月落成した。校地は高燥にして比較的脱俗の京町臺、校舍及寄宿舎何れも二階建の洋風を加味した木造、當時の建物としては堂々たるものであつた。其後二三の附屬舎を建て、卅一年度から生徒が増員になるので、卅一年に二階建の寄宿舎一棟(第二寮)と食堂の建繼外二三の増築をし、同卅三年に寄宿舎一棟(第三寮)と炊事場浴室食堂を建繼ぎ、井戸廊下を建築し敷地約二千四百坪を購入してゐる。

其他手工科、農業科の加設があつて、小規模の建築或は模様替へが行はれてゐる。

5. 教養の一斑 學令發布を一轉期として、生徒の教養一新面目を開き着々業績をあげたことが察せられる。之を年々の學事状況の報告にも、卒業生の成績優秀で各郡からの申込に應じきれない、とは本期を通じて縣が文部省に報告した要項である。教師の質年々向上し、設備年を追ふて整ひ、收容する生徒は、多數の應募者の中から選抜して秀を抜き、全部寄宿舎に收容して、例の殆んど軍隊組織の訓育を施し、三綱領の雰圍氣に浸潤せしめて、豫習復習に充分の時間を與へ、全力を傾注して生徒が學習に努



ひる意氣を鼓舞し便宜を與へた結果、其業績が時代を劃して上つたことは充分に察せらるゝのである。

6. 教員養成機關の擴張 就學の増加と一面教員の素質改善のため、明治廿五年七月發布の文部省令第八號によつて、明治廿五年から講習科を設置し男子講習科生を、同廿八年から女子講習科生を加へ、前者は卅二年の卒業生で打切り後者は卅四年の卒業を最後として廢止した。そして卅三年から簡易科を置き、引きつゞいて同年女子部の設置をした。

イ、講習科 新學令の實施によつて益々正教員の需用多く到底師範の本科卒業生のみでは、其需用に應ずることが出来ない。この應急の對策として縣は明治廿五年七月文部省令第八號第四條によつて、師範學校に小學校教員講習科を置くことを計畫し、廿五年十二月十六日文部大臣に稟請し、同年同月廿七日許可を得てゐる。甲種講習科生は、郡市長の推薦とし其員數を割り當て、ある。一市十五郡中熊本市と山本郡が一名宛で他は皆二名づつである。

明治二十八年から更に規模を擴張し講習科規定を改めて定員を七十名とし講習科に女子を置くことになつた。是が本縣に於ける女教師養成の濫觴である。講習科の男子の甲種はどんな都合であつたか置いてゐない。

男子の乙種は廿六年に開始して卅二年の卒業を限りとして廢止してゐる。此間卒業生を出すこと四回で其數百十八名、女子は廿八年より初まり卅二年度の卒業を終りとして是も廢止された。卒業生を出すこと百卅九名、これ等によつて學級對正教員の歩合も幾分緩和された様である。

ロ、簡易科 就學兒童の増加は年々學級數の増加となり、縣は講習科の男女二學級の設置、檢定試験などによつて補充の方法を講ずるけれども、中々學級數對正教員の比率が緩和されない。そして郡部の要求は、教師の學殖等についても修養深き者との註文もある。それで縣は曩きに述べた通り男子の講習科は卅二年度までで打切り、いよいよ簡易科の設置を企てた。因より簡易科も簡易科規程に示す通り、「尋常小學校教員ノ急需ニ應スルヲ目的トス」で應急策であるけれども、在來の講習科の一年六ヶ月の修業年限であつたのに比べると、二年四ヶ月になつてゐるし、従つて教育程度も前のに比較すると相當高いのである。縣は卅三年一月十七日告示第二十七號を以て「明治二十五年文部省令第十五號ニ依リ明治卅三年四月一日ヨリ熊本縣師範學校ニ簡易科ヲ置ク」と公布し、同年一月十五日訓令甲第四號を以て師範學校に對し「明治卅三年四月三日ヨリ其校ニ簡易科ヲ置キ生徒定員を八十人トシ之ヲ二學級ニ編制ス但シ明治卅三年度ニ於テハ生徒四十人ヲ募集スル儀ト心得ベシ」と指示してゐる。それで諸般の設置を整へ卅三年四月から一學級四十名を募集して其教養に膺つた。

ハ、女子部 小學校教員の補充を圖り一面女子教育の發達を企圖するため、いよいよ女子部を設置することになつた。女子講習科は色々の理由もあつたらうが地方から餘り歓迎せられなかつた。組織立つた修養をするには、一年半の教養では物足らないことも、其理由の重なる一つであつたらう。縣の女子部の計畫の骨組は

○生徒定員を百二十人として之を三學級に編制すること



○三十三年度に女子部の校舎を建築すること

○三十四年度から毎年生徒四十名宛募集すること

それで明治卅三年二月十九日校舎建築の稟申をして、同年三月九日文部大臣の許可を得たので建築に取りかゝつた。校地は現在の男子師範學校の前、今の(昭和三年現在として)商業學校の校舎の一部である。明治卅三年三月廿八日告示第百二十二號を以て「明治三十三年四月ヨリ熊本縣師範學校ニ女子部ヲ設置ス、但開校ノ期限ハ追テ告示ス」と公布した。其開校は卅四年の四月からであつた。

**7. 學力補充講習會** 本期の初め明治十九年學令の發布と共に各郡に於てもそれ／＼教員の質の向上に注意し、一郡又は二郡聯合して續々講習會を開き、其何れも師範學校教諭を講師に招聘するので、學校は事情の許す限り其請ひに應じた。講習科目は主として教授法管理法或は心理學等で外に理科唱歌體操等の講習もあつた。明治廿三年には曾つて教職にあつた無資格者の教員希望者四十名を同校に集めて、修身讀書作文習字算術體操教育學管理法教授法の諸科を講習し、また小學校長訓導中から選抜して、教育學心理學の講習會を二回開催し一回三ヶ月、二回で六十九名の講習を爲してゐる。同年郡部の相談に應じ教諭を派遣して教授法管理法の講習をしたことが三回、同廿四年には學校に集めて教員講習を二回開催し、二回で七十八名の講習員であつたこのことである。

**8. 學校長** 本期間の學校長は左の通りである。

自治十九年四月 至同 二十年三月 千田 一十郎

自治廿六年四月 至同 廿九年九月 千田 一十郎

自同 二十年四月 至同 廿三年三月 河野 通唯

自同 廿九年九月 至同 卅二年六月 長倉 雄平

自同 廿三年四月 至同 廿六年三月 住田 昇

自同 卅二年六月 小柳 三郎

師範學校長の一面

(明治二十三年前後より明治三十三年頃迄)

志 水 三 郎

本縣教育資料を補ふに足る材料といふことなれば 郡部の一局部に關することよりも、寧ろ師範學校に關係する事等が、其範圍から考へて可なる様なれば、昔の記憶をたどりて、余が感想の一端を述べて見やう。

余の師範に入學せしは廿三年の四月で、其頃の入學者は、一市一郡より各二名宛の郡長の推薦であつたから、合計三十二名、其の前後年々如此なりしかば、全校生徒の數が百三十名に達せぬ位であつた。而も入學後三ヶ月の試験生ではねられる、又病死する人もあるので卒業者は更に減する、それで地方配當の状況如何といふに、推薦されたものが無事に歸郡した所で二人に過ぎない。それで新卒業生といへば、地方では珍らしがられてもた、だが待遇は七圓乃至八圓であつた。當時學校教員の状況は、菊池、合志、山鹿、山本四郡地方にては、どの學校も先づ訓導、授業生(准訓導格)雇で、訓導は一人位他は授業生と雇員、勿論一人の訓導のゐない學校もあつた。我輩も小學高等科を卒へて直に雇員に出たことがあつた、勿驚月俸壹圓半にして十六才の先生だ、年取つた上級の意地わる輩どもは先生の力試しに来るのがある、併し未丁年の先生であつても、四書五經の素讀はやつてゐるし十八史略やら古文眞寶小學等力きたら殆ど暗誦する位に知つてゐるし、點算も算盤をやつてゐる。代數もやつとるし幾何も學んで居たといふ有様だから、相等に先生ぶりを發揮するに困難でなかつたことを記憶してゐる。是は一地方の状況だが他も推知することから、



出来やう。

入學當時の師範校長は住田昇といふ温厚篤實の先生であつた。修身を受持たれて西村茂樹さんの日本道徳等に根底をおいて話してをられた、先生としては誠に良教師であつた。學校長としての手腕は僕は生徒時代でよく分らぬが二年生時代頃だつたと思ふが、縣會で生徒の給費を減額するといふ議が起つた。血氣にはやる臍白者は之を機會に校長が無能だ等といひ出し、校長排斥の様なことを企てやうとしたものがあつた、僕の同期生中には随分亂暴な不平家などもゐた、在學中に故人となつたが彼はあんなに不平を言ひながら何故此の學校に這入つてゐるのだらうかと思はせる位に學校の不平を言つてゐた。そして常に如此不平の主張が同級の意志を壓倒するといふ風であつた。併し僕等と同じくかゝる不平の主張其物に對し又不平滿々たるものも少くなかつた。住田先生は其後一年位經て他縣に轉せられたが、次の校長は千田一十郎氏が縣屬から轉して來られた。當時千田氏は殖民地視察としてニユカレドニアから歸られた即下であつたので、修身の話も講堂訓話もニユカレドニア談で持ちきり、けれども僕の印象に残つて居ることは格別ないが、何時とはなしに僕の頭を煩る教育家の海外發展策に向しめたのは間接にその賜だつたかもしれぬ。

千田校長は人の知る如く体軀矮少智能の優れた人であつた。僕は生徒としても又一二年間は部下訓導としても務めたから、割合に親しみを受けた方だ。千田氏校長となりてから氏の舊同窓であつたといふ高橋恕氏や財滿氏やらを招致した、當時縣の學務屬には鈴木重持といふ髮剃刀見たやうな手腕家が居た。此の人も千田氏と同様兵庫師範出身と來てゐるから、校長としての千田氏は相當手腕を揮はれた様であつた。師範學校が藪の内から京町に移轉したのも此の時だつた、新築校舍が出來上り彌々移轉するとき僕は四年生で、第四團長で試験生たる一年生關係であつた。

今でも何かの場合に懷舊談になるとよく話に出る。當時の一年生だつた岡山君等が彼の時志水君に理科器械や何か、道具を運ばされたには閉口したといつてゐる。何せら當時の關係者は夫々相當に骨折つたに違ひはない。千田氏は到底校長や官吏で満足する人でない、間もなく退職されて神戸の商業取引所の事務か何かになられた様だつた、かうい

ふ所には極適任の人であつたので、彼の機を見るに明なる頭腦と、敏捷なる手腕は遺憾なく活用された様であつた師範當時職員の人達が校長は中々ケチだといふてゐたが強ちそうでもない。嘗て單級學校教授講習會が初めて東京高等師範學校に文部省から催されたことがあつた、學校には旅費がないとのことで、僕は自費で行くからと千田校長に申出で、やつてもらつた。行つて見れば各府縣共出張旅費をもらつて出でゐたので、歸つて直にその事を校長に話した所が、校長室に居た千田先生が立所に自分のポケットから廿圓か出して僕にくれたことがあつた。

千田校長の後に來られたのが長倉雄平校長で、此の先生は僕の頭に映して居る所では、至誠な人で随分又磊落な所もあつた、安井息軒の生れ故郷即欲肥の人で漢學の素養はあつた様に思ふ、僕は始て長倉校長に會つて何だか力強き感じを得た。僕は學級職員の部下の最下級訓導のはしくれであつたけれども、校長とは肝膽相照らし、時としては重要な校務の事柄に關しても、内々相談にあづかり意見を吐露し又往々採用された。當時縣屬には矢張鈴木氏が居たがかゝる人の性質とは到底相容るたぢでなかつた。長倉校長は随分果斷な處があつた、嘗て赴任早々何かの事件で生徒がぶくついた事があつた、校長は愈々腹をきめて主謀者を直に處分して片付けて仕舞ことに、職員會議をもまよめたが舎監ももう一度最後として説いて見やうとて更に舎監等の説得により事なきを得た。後長倉氏は温良玉の如き本田忠綱氏を重用して舎監長となし、生徒の訓育には随分力を盡された方だつた、又訓育の成績は従つて相當の返響があつたと思ふ。

## 9. 附屬小學校

イ、規則 本縣師範學校が明治十九年四月發布の勅令第十三號の師範學校令を受けて、同廿年六月學校規則を改正し、更始一新の意氣を以て學令の徹底にスタートを切つた。それと同時に附屬も同月同日附屬小學校規則の大改正を行ひ、本校と歩調を合せ學令の徹底と附屬本來の目的を達すべく繕進した。い



ま改正の附屬小學校規則中教生指導に關する事項を抄録して當時の教養の一斑を知る資料とする。

○熊本縣尋常師範學校附屬小學校規則抄録 (明治廿年六月改正)

第一章 教 生 心 得

- 第一條 熊本縣尋常師範學校第四年生ハ實地授業法練習ノ爲メ本校止課教師ノ指示ニ從ヒ附屬小學校生徒ニ業ヲ授クルモノニシテ之ヲ教生ト名ク
- 第二條 教生ハ毎日制規ノ時間校務ニ従事スヘキモノトス此時間中ニハ叨リニ他出スルヲ許サス
- 第三條 教生ハ附屬校始業時間前三十分ニ出勤簿ニ捺印シ生徒悉皆散校スル後止課教師ノ受禮アラサレハ退出スヘカラス
- 第四條 教生ハ豫メ教授ノ準備ヲナシ教授ニ當テ遲滯スル等ノ事アル可ラス
- 第五條 正課教師巡視セシトキハ授業後又ハ休憩時間中事務室ニ就テ授業法ノ批評ヲ乞フヘシ
- 第六條 教生ハ受持時間或ハ課業ヲ猥リニ變換伸縮スヘカラス
- 第七條 教生ハ他ノ授業ヲ參觀シ互ニ批評講究ス可シ  
但シ授業中ニ批評或ハ教授ニ關涉スヘカラス
- 第八條 若シ疾病事故アリテ欠席スルトキハ其旨授業時間前三十分ニ正課教師ニ届出可シ  
但シ届書ト共ニ當日授クヘキ授業草稿ヲ差出ス可シ
- 第九條 新ニ生徒ニ命スル事ニシテ全校生徒ニ係ル事ハ各自ノ意見ヲ以テ斷行セスシテ豫メ正課教師ニ謀ルヘシ
- 第十條 總テ生徒ニ對スルニハ深切懇篤嚴格ニシテ教員タルノ資格ヲ失フ可ラス
- 第十一條 常ニ生徒ノ風儀行狀及勤怠ニ注意シ若シ校則ヲ犯ストキハ罰則ニ從ヒ之ヲ處罰スヘシ  
但シ其重キモノハ豫メ正課教師ニ謀ル可シ

第十三條 正課教師ノ許可ヲ經スシテ漫ニ生徒ヲ誘ヒ校外ニ出スヘカラス

第十四條 教生ハ生徒ノ宅ニ出入シ其贈遺ヲ受ルヲ得ス

第十五條 教生ハ一二ノ生徒ヲ偏愛スルノ所業アルヘカラス

第十七條 毎日教場日誌ヲ作り其教授セシ各學科ノ大意及其學級ニ關スル事件ヲ記載スヘシ

第廿一條 講堂修身ハ教生一名宛順番ヲ以テ之ヲ授クヘシ

但シ當日授ク可キ趣意書ヲ三日前ニ正課教師ニ差出シ其點檢ヲ受クヘシ

第廿二條 每週一回教授時間外ニ於テ集會ヲ開キ其平日授業上ニ於テ互ニ批評討議シ生徒ノ風儀行狀及勤怠ヲ正課教師ニ告知シ且校務ニ關シ各自ノ意見ヲ述フ可シ

但シ正課教師ヲ以テ議長トス

第廿三條 教場ニ於テハ嚴肅ヲ以テ自ラ居リ生徒坐席ノ去就机ノ開閉及ヒ發言容儀ノ粗忽ナラサルヲ旨トス可シ

第卅一條 教生ハ附屬小學校食堂ニ於テ生徒ト共ニ喫飲スルモノトス

第四十三條 休憩時間中ハ遊歩場ニ出テ、生徒ノ遊戯ヲ看護シ之ニ近昵ス可ラス

第四十四條 看護ハ左ノ件々ニ注意ス可シ

一 危險ノ遊戯ヲナサシム可ラス

一 野鄙ノ言語ヲ正ス可シ

一 生徒ヲ校外ヘ出ス可カラス

一 校品ヲ破損セシメザルニ注意スベシ

一 校内ノ樹木ヲ傷害セシム可カラス

一 樂書スルヲ禁ス可シ



一新奇ノ遊戯ヲ教示ス可シ

一運動遊戯ヲ好マサル兒童アラハ務メテ之ヲ誘導ス可シ

第四十五條 授業ヲ始ムルノ拆聲ヲ聞クトキハ即時ニ各自ノ整頓場ニ至リ決シテ生徒ニ後ル可ラス

第四十八條 教授草稿ヲ要スル學科ヲ教授スルトキハ豫メ一週間ノ教授草稿ヲ作り前週水曜日正午十二時迄ニ正課教師ニ差出シ許可ヲ受ク可シ

但シ草稿不當ニシテ再考ヲ命スルトキハ該週金曜日正午十二時迄ニ改正草稿ヲ差出ス可シ

第四十九條 教授草稿ハ月次試業終ル毎ニ月内授ケシ所ノモノヲ悉皆淨書シテ檢閲ヲ受クヘシ

但シ日限ハ其都度報告ス可シ

第五十五條 教生ハ常ニ生徒ノ性質等ヲ觀察シ之ヲ性質品評表ニ記入スベシ

第五十六條 性質品評表ハ教師ノ參考ニ供スル者ナレハ生徒ニ示ス可カラズ

第五十七條 品評表ハ教生毎學期ノ終リニ調査シ之ヲ正課教師ニ差出ス可シ

イ、校地及校舎 明治十一年本縣師範學校が藪之内町に新築移轉と共に附屬もこゝに移つた。明治廿一年三月校地を同する熊本中學校が廢止さるゝや、中學校建物の或一部を附屬校舎に充用して餘程便宜を得てゐる。明治廿六年本校が現在の京町に新築移轉すると共に附屬は熊本市壺川尋常小學校本町分教室跡に移つてゐる。明治廿八年三月本校の東に附屬小學校の教室一棟九十五坪を新築し、全卅年に教室百八坪及小使室其他廊下等の増築をしてゐる。全卅一年教室百拾三坪七合五勺其他附屬舎の増築をなし本期を終つてゐる。

口、學級組織及職員諸規程 學級の組織の如何は、教生の練習上關係するところ尠くない。しかし據るべき縣廳文書がない。たゞあるものも兒童科別性別學年別は分るが、一個學級を組織する學年の組合せなどは全然分明せぬ。附屬職員組織もまた明でない。そこでここには縣廳文書に書いてあるものだけを記すと、本期の明治十九年は文書はあるも附屬のことは全然書いて無い。同廿年には唯本校職員の資格別を書いてある所に附屬小學訓導一名附屬小學教授方二名(一名は女子にして裁縫を教授す)とあるばかりで附屬の學級學年等には何等言及してゐない。

職員名を拾つて見ると附屬關係は左の通りである。  
訓導(三十圓)會田由義 教授囑託(十圓)倉重貞治 教授囑託(二圓五十錢)佐藤タズ  
廿三年には訓導が一名増員して二名となり、教授囑託が一名となつてゐて生徒のことには何等言及してゐない。同廿四年は前年と同じで職員數のみをあげてゐる。其數は前年と同じ、同廿五年には稍々委しく書いてある。

主事をおいたと云ふことは、附屬革新の一轉期である。師範學校令は明治十九年に出てるが、附屬小學校に關する文部省令は廿四年に出てる、本縣では廿四年の文部省令を受けて同廿五年三月卅日に縣令第卅號を以て附屬小學校の教科目修業年限及學級の編制を規定してゐる。

熊本縣尋常師範學校附屬小學校教科目修業年限及學級ノ編制

第一條 附屬小學校ニ於テハ尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ併セ置キ通常ノ教科目ノ外左ノ教科目ヲ加フルモノトス

フルモノトス



一尋常小學校ニハ唱歌ヲ加ヘ女兒ノ爲メニハ裁縫ヲ加フ

一高等小學校ニハ手工科ヲ隨意科目トシテ男兒ニ課ス

第二條 修業年限ハ尋常小學校及高等小學校トモ各四ケ年トス

第三條 學級ノ編制ハ尋常小學校ヲ二學級トシ高等小學校ヲ男女各二學級トス又別ニ尋常小學校ノ兒童ヲ單級ニ編

制ス

本年初めて省令に基く單級を置いてゐる。明治廿二年に小學校令による簡易科制度を取り入れ單級組織として、教生の練習に充てゝゐたが本年度から省令による純然たる單級を置いてゐる。單級をおくことは當時の地方の實際としては最も必要のことであつた。この頃は郡部の各町村には一町村に數學校あつて、單級の學校或は二個三個の學年によつて組織された複式學級も尠くなかつた。それで文部省令第卅號で附屬小學校には必ず單級をおくべしと規定しあり、尙單級をおくことにつき廿五年四月二十五日文部省普通學務局長の名で知事に通牒して委曲周匝の注意を促してゐる。要は決して貧民學校の様な感を抱かせてはならぬ。教生實地練習の必要からおくのだから、父兄兒童並に他の多級組織の生徒をして蔑視せぬ様このくれぐれの注意があつた。全廿六年には訓導が三名となり外に囑託一名となつてゐる。

同廿七年は文書なし。廿八年は規模を擴張して主事一名訓導五名(内一名兼任)裁縫専科一名、こゝで初めて學級數が明かになつてゐる。尋常科單級一多數二高等科多數四計七學級であるが訓導數は専ら附屬に従事するのは四名、他の一人は本校の若い教諭で徴兵關係のため戸籍を附屬につけてゐるらしい。學級數の半が當時の標準だつたのであらう。同廿九年には訓導が一人増員して五名となつてゐるが、學

級數が二つ増してゐるので學級數對訓導の比率は前年と同様である。

明治廿五年四月初めて主事を置かれたが、その第一代が新莊義之であつた。全廿九年三月新莊が主事を辭して狩野鷹力が其後を襲ふた。狩野の主事は卅年三月までまる一年であつて、本多忠綱が同年四月主事に就任した。本多は卅一年の九月主事を已めて其後を平田直江がついだ。

二、附屬小學校對地方小學校 本期の中頃から末期にかけて附屬の規模いよ／＼擴張し學級數訓導數も多くなつて來てゐる。また主事訓導も各人を得て内容方面も相當進展してゐる様である。郡部の參觀者も年と共に増加して末寺對總本山の觀があつた。教育思潮の上から眺むると、本期を通じてヘルバルド學派の教育說で持ち通した。全國的に吾が教育界を動かし教授の實際にも多大の影響を及ぼしたのはこの學說である。この學派の學說を傳へて最も廣く行はれたのは、リンドネルの教育學書で明治廿八年頃から卅二三年頃の本校の教育學の教科書は、湯原元一の譯した「倫氏教育學」であつた。附屬の訓導の連中が東京の講習會に行つて教育學の講習を受けて歸つてから盛にヘルバルトの學說を祖述する。そしてそれを日々の教授に織り込んでやつて見せるので、地方も響の應ずる如く流布した。

この頃までは今の様に附屬が主體となつて、學年研究や或る教科の研究發表や學期末、學年末の研究發表などはなかつた。郡部の教育會の或分會へ指導授業に訓導が出るとか或は郡部の或る學校が附屬の或る訓導と約束して、一ヶ月何回と云ふ事で或教科の指導授業に出張する位であつた。しかし本校の隆々たる發展と調子を合せて、地方小學校に或る範例を示し則ち處あらしむるに至つたのは多とせねばならぬ。



## 第七節 實業教育

### 甲 全國狀況

#### 一、工業教員養生所並其他の實業學校

明治十九年以後に於ける工業教育は漸次進歩を來し、東京商業學校に附屬商工徒弟講習所を創設した。之は暫くにして職工徒弟學校と改稱した。

文部省に於ては明治二十七年六月十四日省令第十二號を以て實業教育國庫補助法に基き、徒弟學校及工業補習學校の教員養成を目的として、東京工業學校に附設して工業教員養成所を創設した。

尙「水産講習所官制」「蠶業講習所官制」などの公布によつて、夫れ／＼の方面に實業教育の規模が擴張せられた。今の東京農科大學の前身たる育英堂が、麴町飯田河岸に農業科の教授を始めたのは明治二十四年三月であつた。二十九年には大阪工業學校を開設し、三十年四月十七日には高等學校令により第五高等學校(第三高等學校は二十七年に設置)に工學部を設置した。之熊本高等工業學校の前身である。

當時文部省は特に實業教育の獎勵に意を用ひたから、實業各方面の學校が勃然として起つた。商業教育も日清戦争後より漸次着目せらるゝに至つた。

#### 二、實業補習學校規程

1. 小學校令中に於ける實業學校關係規程 明治二十三年十月六日發布勅令第二百十五號小學校令第二條に於て、徒弟學校及實業補習學校も亦小學校の種類と規定せられたのは、之等の名稱が法規の上に載せられた最初のものであつて、小學校の一種として取扱はれてゐたのである。

同令第六條には「高等小學校ニ於テハ土地ノ情况ニ依リ農科商科工科ノ一科若クハ數科ノ専修科ヲ置クコトヲ得」としてあるが、之の専修科も補習學校の前提の一と見るべきである。

同令第九條には「専修科補習科徒弟學校及實業補習學校ノ教科目及修業年限ハ文部大臣之ヲ定ム」と規定されてゐるが、明治廿四年十一月十七日付文部省令第九號を以て「専修科徒弟學校及實業補習學校ノ教科目修業年限其他該學校等ニ關スル事項ハ追テ其規定ヲ定ムルマデノ間必要ノ場合アルトキハ府縣知事ニ於テ便宜取調べ文部大臣ノ指揮ヲ請フベシ」と命じてゐるが、之は草創の際であるから複雑なる諸規程は遽かに之を定めず、漸次必要に應じて適切なるものを制定せんとする文部當局の周到なる意圖から出たものと見られる。

#### 2. 實業補習學校規程の發布

イ、實業補習學校に關する訓令 實業補習學校に關する完備せる規程を發布せんとするに當り、其の前日即明治廿六年十一月二十一日に於て、文部省は訓令第十二號を發布してゐる。其の訓令は、實業補習教育の必要並補習學校の使命目的を論じ、其の教授をなすに當つての季節時間並教科目等に就きて適



切なる注意を與へ、更に更んで學校の編制教員の任用補充生徒募集上の注意及新規學校創設に關する留意事項等に至るまで、苟も學校經營上の重要な着眼點は餘す所なく指示してゐる。之に依つて觀れば實業教育に對する當時の文部當局の意氣の極めて盛にして、且つ其の抱負の如何に堂々たるものであつたかを窺ふ事が出来る。然し乍ら、其の訓令の中に「實業補習學校ハ學科ト作業勞働トヲ併セ教フルヲ主トスルモノニ非ズ」と明言せるあたりは、教育思潮推移の上から見て誠に面白い事ではあるまいか。

○、實業補習學校規程 實業補習學校規程の發布。小學校令の掲ぐる所に基き省令を以て發布したる規程の全文は次の通りである。

實業補習學校規程

(明治二十六年十一月廿二日 文部省令第一六號)

- 第一條 實業補習學校ハ諸般ノ實業ニ從事セントスル兒童ニ小學校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス
- 第二條 實業補習學校入學者學力ノ程度ハ尋常小學校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ 但尋常小學校卒業ノ者ニアラサルモ學齡ヲ過キタル者ニ限り實業補習學校ノ教科ノ全部又ハ一部ノ教授ヲ受クル爲メニ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入學スルコトヲ得 實業補習學校ニ於テハ男女ヲ混同スルヲ得ス
- 第三條 實業補習學校ハ尋常小學校又ハ高等小學校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其小學校ノ教授ヲ妨ケサル限リハ校舍及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得
- 第四條 實業補習學校ノ教科目ハ修身、讀書、習字、算術及實業ニ關スル科目但修身ハ讀書ニ附帶シテ教授スルコトヲ得
- 第五條 實業補習學校ノ實業ニ關スル教科目ハ左ニ掲ケル事項ヨリ選擇シ又ハ便宜分合シテ之ヲ定ムヘシ

- 一、工業地方ニ於テハ圖書、模型、幾何、物理、化學、重學、工藝意匠、手工ノ類
  - 二、商業地方ニ於テハ商業書信、商業算術、商品、商業地理、簿記、商業ニ關スル習慣及法令ノ大略
  - 三、農業地方ニ於テハ或ハ農業大意或ハ耕耘、害虫、肥料、土壤、排水、灌溉、農具、園藝、家畜、養蠶
- 森林、農業、帳簿、丈量ノ類
- 前項ノ外水産、機械、刺繡、其他或職業ノ爲ニ便宜其教科目ヲ定ムルコトヲ得

- 第六條 讀書、習字、算術ノ各教科目ハ其學校ニ於テ授ケル所ノ程度以上ノ學力ヲ有スル生徒ニ對シ之ヲ課セサルコトヲ得
- 實業ニ關スル教科目ハ生徒各自ノ志望ニヨリ一科目若クハ數科目ヲ選擇專修セシムルコトヲ得
- 第七條 實業補習學校ニ於ケル授業ハ總テ實業ニ適切ニシテ應用ニ便ナラシメシムルコトヲ要ス
- 第八條 實業補習學校ノ修業年限ハ三ケ年以内トス
- 第九條 實業補習學校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設ケル事ヲ得
- 第十條 實業補習學校ハ土地ノ情況ニ應ジ季節ヲ限リ教授スル事ヲ得
- 第十一條 實業補習學校ノ教員ハ小學校教員又ハ其資格アル者又ハ相當ノ普通教育ヲ受ケ實業ノ知識又ハ經驗ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツベシ
- 第十二條 實業補習學校ノ教科目、修業年限教授ノ時間及季節ヲ定ムルニハ市町村ニ係ルモノハ市參事會町村長(又ハ之ニ準スベキ者)ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
- 第十三條 市町村立實業補習學校ニ於テハ實業又ハ教育ニ經歷アル者及其學校ノ設立維持ニ功勞アル者ヲ以テ商議員トシ其學校ニ關スル事件ヲ商議セシムル事ヲ得
- 第十四條 市町村立實業補習學校ニ於テ授業料ヲ徴收スルト否トハ市町村ノ便宜タルベシ



右規程中第十三條に於て商議員制を設け、地方の有志實業家及功勞ある者を商議員として學校と連絡を密接ならしめ、該地方有志總動員にて其地實業補習教育を振興せしめんと企圖した文部當局の周到なる用意は稱讚に値するであらう。

ハ、實業教育費の國庫補助 文部大臣井上毅は實業教育を奨励し、「實業教育費國庫補助法」に就て議會の協賛を經、明治廿七年六月十一日法律第二十一號を以て公布するに至つた。當時として毎年十五萬圓の國庫支出は、隨分思ひ切つた多額の補助である。補助の一期年限を五ヶ年とした事なども相當に徹底したやり方であつた。

ニ、簡易農學校及徒弟學校 文部省は明治廿七年七月廿五日省令第十九號を以て簡易農學校規程を發布し、農閑又は其の他便宜の時期を選びて開設せしめ、其の設備の大小、課程の高低、年限の長短等、總べて其の地方の實狀に適切ならしめ、尙水産、養蠶、獸醫等の簡易學校も本規程に準ぜしめ、以て實業教育の普及進歩を企圖した。又文部省は右規程と同年同日省令第二十號を以て徒弟學校規程を發布した。同規程は職工たるに必要な教科を授くる所とし、尋卒を以て入學資格とし修業年限を六ヶ月以上四ヶ年以下とし、日曜夜間又は季節教授をも認め、教科目も土地の事情に應じて學校長に便宜取捨撰擇の自由を與ふる等、極めて應用の範圍を廣くし運用の妙を得しめん事に努めた。但し實習作業に就て種々の關係上、其の多きを望まざる事は簡易農學校規程と同様であつた。

## 乙 本 縣 狀 況

一、概説 本期當初の實業教育に就ては、其の法規さへ未だ完備せず、専修科補習科補習學校等は、單に小學校の一種又は一部として法令の上に名目が記されてゐた位だから、斯の種教育の實際に見るべきものゝ存しないのは已むを得ない事であらう。

文部省が廿六年に實業補習學校規程、廿七年に簡易農學校規程、徒弟學校規程、實業教育費國庫補助法等を發布して大に實業教育の奨励に力を用ゐた事は前節に述べた通りである。

本縣に於ては之に應じて、實業補習學校設置の要旨及方法、其の手續、其の教科課程標準等に關する數種の縣令を發布して之が設置を奨励し、又要項を示して其の學校規則を整理せしむる等、大に實業教育の普及發達を企圖した。縣は更に進んで、補習學校設置に適當なりと認むる町村を指摘し、各郡長に命じて其の設置を慫慂し、慫慂後の狀況に就き回答を求めた。

明治廿七年八月即日清開戦中「教育の事は、戦時中と雖一日も忽にす可らず、否寧ろ百年の大計の爲に大に之が振作擴張を圖らざる可らざるなり」として、縣下高等小學校長會を四日間に亘りて召集し、長官自ら之に臨席して、實業教育に關する諮問案を與へ、其の地方に於ける實業教育普及の狀況、及補習學校設置に關する意見並決意等に就き具さに聴取する所があつた。



かくて廿七年には實業補習學校の設置二校あり、逐次増加して卅一年即本期末には其校數十五、職員數三十六、生徒數七百八十四名を算するに至つたが、然しまだ平均一郡一校の割にも及ばず、全然未設置の郡も少くなかつた状況であるから、要するに、普及の状態は極めて不十分で、只單に其の萌芽を現はしたところでも言ふべきであらう。

特に中等程度の本縣實業教育に至りては、尙更寂寥の感に堪えない。廿八年に生れたる市立の熊本簡易商業學校が、廿九年に純然たる中等程度の實業學校に組織を變更して、市立熊本商業學校として大に氣を吐くに至つたのこ、卅一年四月より縣立の熊本縣工業學校が生れたばかりである。

## 二、實業諸學校

### 1. 熊本商業學校

前身 本校の前身は熊本簡易商業學校である。是より先明治廿六年四月熊本高等小學校に於ては商業補習科を附設してゐたが、明治廿八年四月熊本簡易商業學校を新設するに及びて前記補習科は之を廢止した。尙本校は當時之を熊本高等小學校構内に置いた。而して本校は設置と同時に實業教育費國庫補助法により一ヶ年八百圓宛向ふ五ヶ年間補助を受ける事になつた。初代學校長は東夷五郎である。

熊本商業學校と改稱す、明治廿九年十月廿二日熊本簡易商業學校の組織を變更して熊本商業學校と改稱するの件を認可し、同時に明治廿七年の法律第二十一號に依り本月より向ふ五ヶ年間一ヶ年金二千圓を下付すべき旨文部大臣より指令があつた。茲に於て本校は

修業年限 豫科二年本科三年の中學程度

豫科入學資格は尋常小學校卒業程度

の甲種實業學校となつた。之れ現在の縣立熊本商業學校の前身である。文部大臣宛市長の組織變更稟申書に對する知事の副申書は、當時の商業教育の消息を語るものであるから次に掲げて見よう。

○商業學校組織變更之儀ニ付副申

別紙熊本市長松崎爲己ヨリ稟申ノ通熊本市ニ於テハ明治二十八年四月簡易商業學校ヲ設置シ同年同月ヨリ國庫補助金ヲ交付セラレ大ニ維持ノ都合ヲ得今日迄施行致來候處市民一般ノ爲メニ大ニ商業教育ノ必要ヲ感シ今般簡易商業學校ノ組織ヲ變更シ進テ尋常中學ト程度ヲ等シクスル商業學校トナシ低度ノ商業教育ニ向テハ從來設置セル古町商業補習學校ノ外更ニ二個ノ商業補習學校ヲ増設シ益商業教育ノ普及發達ヲ企圖スルノ精神ヲ以テ市會ノ議決ヲ經候儀ニ有之右ハ全ク國庫ノ補助ヲ得テ商業教育ヲ施シ結果今般ノ如ク商業教育發達ノ好況ヲ來セシ儀ニ候間商業學校變更ノ儀御認可ノ上更ニ相當ノ國庫補助金交附相成度此段副申致候也

明治廿九年四月九日

知

事

文部大臣宛

校舍移轉 學校の組織變更を願出づると共に、明治廿九年四月假校舍を市内新桶屋町眞宗本派説教場に移し、五學級に編制し新組織の下に教授を始めた。認可は十月になつたけれ共教育の實際は四月當初から新組織に依つて實施された。當時職員は校長外六名書記一名職員組織も相當揃つて居た様である。尙招聘交渉中の者三名もあつた。



校舍新築と其の發展 明治廿九年八月市内新町一丁目に新築校舎落成し、全年十一月理科學教室を増築し、卅一年四月新馬借町に寄宿舎を新築し、實業學校としての体裁着々として備るに至つた。卅一年一月には定員を五百名に増加し、全四月より六學級編制となつた。

外人教師招聘 横濱居留地在住米國人デー、エス、マーフィーを卅年二月一日より囑託として採用し、月俸百貳拾圓を支給したが、當時の施設としては相當の英斷で此の制度は随分永く繼續した。

等位認定 明治卅年四月文官任用令により、又全年五月徴兵令により夫れ〴〵等位の認定を得て、名實共に中等程度の實業學校となつた。

學校長 自明治廿八年四月 至全卅一年十月 東 夷五郎

自全 卅一年十月 至全卅六年三月 中川 靜

### 1. 熊本商業學校創立當時の商業教育回顧

森 田 文 也

先づ第一に驚くべきは『時勢の力』である。あらゆる困難な問題も此時勢の力で何時ともなく、安々と解決された。熊本市が商業學校を創立したのは明治二十八年四月で、今を距る三十七年前で、これが現今の熊本縣立商業學校である。

當時の市長辛島格氏は(一)政争の劇しい本縣に於て政黨政派を超越した商業學校を如何にして創立すべきか、(二)

人材よりは寧ろ門閥の羽振りをきかす時相を如何にして匡正すべきかに夢からず苦心を拂はれたのだ。

政争の煩を避けんため先づ最初數年間は教員を全部他府縣から招聘した。兩三年を経て本縣人を採用せねばならぬやうになつた場合は、慎重に政黨關係の有無を精査した上ならでは任用せぬ方針のやうだつた。

明治二十八年頃は現今と違つて、國會を始め縣會、市町村會議員も大抵舊士族(農村ならば所謂郷士か市街地ならば所謂金上げの結果帯刀を許されたる者の子孫をも含む)が選出され、銀行、會社の重役も門閥家の占有であつた。此時相を變化せしめて、眞に其方面の知識技能を有する者をして、局に當らしめんには、此種人材の養成が先決問題なることを痛感されて居たやうに思ふ。

ところが當時世間の所謂紳士を以て自任する父兄は其子弟をして將來天下國家の事を經綸せしめたいと希望し、一般商人は其子弟に學問の必要なしと思ひ込んで居たから、折角商業學校が創立されても一向入學志願者なく、創立當初は熊本高等小學校内の一教室を借受けて授業をなし居たるも、少數の生徒とはいへ、一年生、二年生と級を異にするに至つては、大谷派本願寺熊本新町説教所を借受けて授業し、後に新町一丁目に校舎の新築をした。この跡が唯今の熊本市立商工學校である。

初代の校長東夷五郎先生は毎年學年末には縣下の高等小學校(舊制)を歴訪して入學生徒の斡旋を極力依頼し廻はつても、十分の効果を收むることが出来ず、或年の如きは第二次募集をして補充せねばならぬこともあつた。上記の次第で生徒數も少く、學校の勢力も微弱で、在市の他校特に濟々費などは逆も比較にならぬ有様だから、生徒が市中を往來する時は制帽の頸紐を以て徽章を蔽ひ隠し、一見何校の生徒なるか判然せぬやうに装ひ做し、肩をスボめ急ぎ足にて、他校生と行き交ふといふ餘所の見も氣の毒な状態であつた。

苟も入學を志願さへすれば全部入學し得る有様だつたから、生徒の年齢又は學業成績も概して不揃であつた。然るに學校の方では、出身者の眞價を世間に問ふには精選主義を採つたから落第生の數は毎年大抵生徒總數の二割位に上



り、一年生の如きは二割五分以上に上つたことも決して珍らしくなかつた。學校の趣意を能く了解した生徒は學校の名譽のため一つは自己の名譽のため一心不乱に勉強した。總じて何處の學校も同じだらうが、學校創立の精神を能く了解して母校の毀譽を双肩に荷ふ心掛けありたるものは、他年一切の施設も完備したる後の出身者よりも、其學業成績に於て、學生の氣概に於て、大に卓越せるものを見る事が多い。特に一考すべき現象であるまいか。楊子江も其上流は纔に觴を濫ふに過ぎぬ小流である如く、我が熊本縣立商業學校も創立當初は微々として振はず、それが日清日露の兩役を経て、日本の經濟界が長足の發達を遂ぐると共に入學志願者も急劇に増加して、今日の盛運となつたのである當事者の努力も與つて居るには相違ないが、大部分は『時勢の力』である。

### 2. 熊本縣工業學校

創立 縣は工業教育の必要を認め、明治卅一年二月廿二日本省より設置認可を得、全卅一年四月一日より熊本市南千反畑町觀聚館内に熊本縣工業學校を設置した。學則の要點は、

修業年限は三ヶ年、入學資格は高等小學校第四學年修了者又は尋常中學第二學年修了者とし、定員二百名、木工金工染織の三科。

國庫補助 實業教育費國庫補助法により明治卅一年二月創立費に對し金二千圓、又經常費に對し毎年三千圓宛向五ヶ年間交付の指令を受けた。

等位認定 明治卅一年六月徵兵令により、又全年十月文官任用令により夫れく等位認定があつた。

### 工業學校創立と輿論の關係

積 政 士

本縣に於ける織物業は藩政時代より家内工業として獎勵せられ産額少なしと雖も品質優良なる絹、綿の織物を産し廢藩置縣後明治十一年には土族授産の目的を以て絹織物に對しては向榮社綿織物に對しては力織社を設けて斯業の發達を計りたるも適當なる技術者に乏しく機業界の發達に順應する能はず機械に染色に多大の困難に逢着し主なる當業者は止むなく毎年多額の經費と日子とを費して京都群馬栃木埼玉等の先進各地へ傳習或は視察を行ひ以て本縣機業界の發達に資しつゝありたるも専門技術者の實地指導の必要を認め明治二十七年農商務省技師平賀義美氏の派遣を乞ひて新式染色の講習會を開設し新染料使用の方法を修得せり。然りと雖も變轉極まり無き染織業は工業教育を興して基礎的知識を授くるに非ざれば視察講習等の表面的知識の修得に依りて其發達を期し難きを痛感し、有志相謀りて工業學校設立の運動を起し、當業者河田精一橋本秀實及不省等其の中心となりて縣に陳情し、遂に當時の知事大浦兼武氏の賛同する所となり明治三十一年其創立を見るに至りたり。

### 三、實業補習教育

1 本縣法規の制定 明治廿六年文部省令第十六號の實業補習學校規程に基き、本縣では次の如き訓令を公布して、之の種教育を怠らざる様縣下各市町村に懲憑する所があつた。

#### 縣訓令甲第一一〇號

(明治廿七年八月七日)

明治廿六年十一月文部省令第十六號ヲ以テ實業補習學校規程發布相成候ニ付キテハ左記實業補習學校設置ニ關スル要旨並其方法ニ依リ土地ノ情况ヲ量リ資力充分ナラサル町村ニ於テハ小學校ニ附設スル等最モ簡易適實ナル實業補習學



校ヲ設ケ小學校ニ於テ受ケタル教科ヲ補習繼續スルト同時ニ實業ニ關スル知識技能ヲ授ケ退校ノ後各其職業ニ從事スルニ當リ其固有ノ地位ヲ保チ以テ利益アル生業ヲナシテハ國家ノ富力ヲ増シ小ニシテハ一家ノ生産ヲ豊ナラシムルコトヲ得ルノ教育ヲ施スコトヲ冀ラサル様精々計畫スヘシ

實業補習學校設置ニ關スル要旨並其方法

一、兒童ノ小學校ヲ終ル者退學ノ後職業ニ從來スルニ當リ其ノ嘗テ學ヒシ所ノ事緒ヲ拋棄シ遺忘シテ其用ヲナサ、ル者多シ凡ソ年少子弟未タ恒心アラサルノ時ニ於テ經令中等教育ヲ受ケシムルコト能ハサルモ其小學校教育ヲ補充充溢習シテ將來ニ從事スヘキ生業ヲ價値アラシムルコトハ最モ緊要ノ事タリ而シテ補習教育ハ中等又ハ高等教育ノ豫備門タルニ非ス寧ロ中等教育ヲ模擬スルノ意義ヲ避ケテ專ラ普通人民生活ノ情態ヲ發達セシメ其固有ノ地位ヲ保チ稍々利益アル生業ヲ得セシムルヲ以テ目的トシ此補習教育ニ於テ實業ノ知識技能ヲ授クルノ時機ヲ誤ラサルヲ要ス

一、輓近宇内各國ノ富力ハ一年ニ増加シ進テ止マサルノ勢アリ此レ蓋シ科學盛ニ興リ其發明ノ應用ヲ各般事業ニ及ボシ細大ノ技術ヲ盡シ以テ百倍ノ生産ヲ收ムルニ外ナラス我國ハ方ニ文明ノ進歩ヲ見ルニ拘ハラス此ノ科學的ノ知識能力ハ未タ普通ノ民ニ浸潤セス教育ト勞働トハ割然トシテ殊別ノ畀域ニ立チ農工商諸般ノ事業ハ其大部分ニ於テ仍舊習ニ沈澱スルコトヲ免レス今ニ於テ國家將來ノ富力ヲ進メントセハ國家ノ子弟ニ向テ科學及技術ト實業ト一致配合スルノ教育ヲ施スコトヲ務メサル可ラス殊ニ普通教育補習ノ時機ニ於テ實業ニ須要ナル知識技能ヲ授クルハ最必要ナリトス

一、實業補習學校ハ實業ノ知識技能ヲ授クルト同時ニ小學教育ヲ補充スル學校ニシテ義務教育ヲ終ヘタル兒童ノ爲メニ其既ニ受ケタル教科ヲ補習繼續シ及實業ノ知能ヲ授クルヲ以テ目的トス

一、實業教育ヲ實施スルニ於テ都鄙ノ別各地事情ノ各異ナルアリ決シテ畫一ノ規則ニ循ハスルコトヲ得ス故ニ土地

ノ情況ヲ斟酌シテ最モ適切ニ施設スルヲ要ス

一、教授時間及季節ハ或ハ每週四時間ノ少キモアルヘク又二十時間ノ多キモアルヘク或ハ農隙ヲ利用シテ教授ノ季節トナシ或ハ夜間或ハ午後或ハ日曜日ニ教授スル如キ要ハ家庭業務ノ餘暇ヲ以テ科業ヲ授クルノ時ヲ與ヘ土地ノ事情ニ從ヒ便宜ニ其方法ヲ設クルヲ要ス

一、教科目ハ其普通ノ教科目ニ於テモ成ルヘク實業ニ近接ナル資料ヲ各科ニ包含セシメ其教授スルニ當リテハ成ルヘク生徒ノ能力ニ應シテ興味ヲ興ヘ其倦厭ヲ招クコトナキヲ務ムルヲ要ス

一、學級編制ノ如キハ固ヨリ普通小學校ノ例ニ依ルヲ要セス實業補習學校ハ生徒ノ年齡長幼不同ニシテ其既ニ受ケタル教育ノ程度モ亦種々ナルハ此ノ學校ノ特性ナレハ或ハ單級トシ或ハ級ヲ分チ或學科ニ就テハ上級ノ生徒ヲシテ下級ニ於テ教授ヲ受ケシメ下級ノ生徒ヲシテ上級ニ於テ教授ヲ受ケシムル等此ノ學校ヲ管理スル者ノ便宜ニ活用スルヲ務ムルヲ要ス

一、實業補習學校ハ實業ノ學科ヲ教授シテ平易ノ解釋ヲ與ヘ生徒カ學校ノ外ニ在リテ實際ニ操作スル所ノ事物ト學校ニ於テ習フ所ノ學科ト反映照應シテ彼レ此レ自カラ了得セシムルヲ以テ目的トス故ニ學科ニ伴ヒ多少ノ實習ヲ授ケテ各其生業ヲ愛スルノ心ヲ發起セシメ庶幾ハ農ノ子ハ農ヲ樂ミ工ノ子ハ工ヲ樂ミ商ノ子ハ商ヲ樂ムノ益アラシムルコトヲ期スルヲ要ス

一、工業補習學校ニ於テハ圖畫ヲ以テ重要ノ教科トナシ成ルヘク多クノ時間ヲ此ノ教授ニ充ツルヲ要ス而シテ或工藝學校ヲ除クノ外普通ノ工業ニ於テハ專門美術ニ屬スル圖畫ヲ教フルヲ避ケテ專ラ實用ニ適スル圖畫ヲ授クルヲ以テ目的トナスヲ要ス

一、實業補習學校ニ於テハ其ノ教育ノ方法宜シキヲ得サレハ則其効ヲ見ル事能ハス此ヲ以テ其教員ノ採用ハ特ニ慎重ヲ加ヘサルヘカラス然レトモ今俄カニ適當ナル教員ヲ得ルハ頗ル困難ノ事ナレハ各學校ニ於テハ或ハ實業專



門ノ人ヲ囑托シ或ハ巡回教師ノ講演ヲ請ヒ或ハ小學校教員ニ普通學科ヲ教授セシメ其實習ハ土地ノ老農良工等ニ委嘱シ教員モ共ニ實習ニ從事シ學科ト實習ト能ク配合スルヲ務ムル等目下ノ急ヲ補フノ方法ニ依ルヲ要ス

一、尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ高等小學校ヲ卒業シタル者又ハ其程度ニ當ル者又ハ高等小學校ノ半ヲ卒ヘタル者ヲ入學セシムルハ實業補習學校ノ自由タルヘシト雖尋常小學校ヲ卒業セサル者ハ其既ニ學齡ヲ超ヘタル者ノ外入學ヲ許スコトヲ得サル者トス

一、實業補習學校ハ各種類ニ依リ工業補習學校商業補習學校農業補習學校水産補習學校等ノ名稱等ヲ附スルコトヲ得ルモノトス

一、凡ソ新規ニ屬スル事業ハ其初ニ於テ施設ヲ誤リ一轉シテ廢止ニ歸スルカ如キ事アラハ後日再ヒ之ヲ設置スルノ機會ハ容易ニ得ヘカラサルニ至ラン故ニ實業補習學校ヲ設置スルニ當リテハ最モ慎重ヲ加ヘ成ルヘク多額ノ費用ヲ要セス専ラ簡易着實ヲ主トシ以テ十年ノ効果ヲ將來ニ收ムヘキコトニ充分注意スルヲ要ス

縣は更に實業學校を設置せんとする市町村の爲に、明治廿七年八月縣訓令第一一一號を以て設置稟請上の手續に關し指示した。かくて縣下各市町村に於ても設置の氣運稍々熟し、各郡より問合せ來る向も追々増加したので、全年十一月農業補習學校教科課程の標準をも指示した。

學則整理 補習學校設立の數漸次増加し、其の學則亦區々であつたから、縣は廿九年訓令第廿九號を以て項目を指示して其の學則を整理させ之を開申せしめた。

2 本縣補習教育の獎勵と其設置 明治廿年六月熊本高等小學校支校に商業科を設置し、同廿六年四月には熊本高等小學校にも商業補習科を設けてゐる。又廿五年五月には丹邊總次郎が市内米屋町二丁目私立熊本商業夜學校を創立してゐる。之等は補習學校設置以前の實業初等教育の概要とも言ふべきであらう。

### 1、本縣補習教育の獎勵

明治廿七年七月縣は山鹿列郡長に對し、縣屬鈴木重持及師範教諭重富亀一の巡視報告に基きて、團扇の特産地たる來民町に工業補習學校を設置する様勸誘した。

明治廿七年八月召集の縣下高等小學校長會に對し、其の第四日目長官自ら臨場して

終リニ臨ンテ一言スヘキハ實業教育ノ事ナリ此事タル去ル十九年頃ヨリ既ニ生産的教育ノ必要ナルコトヲ我々ハ説キ森文部大臣ノ主義精神モ亦茲ニ在リシヲ以テ大ニ贊同シ居リタルニ此ノ主義ハ時勢ト共ニ繼續シテ斷ヘス教育社會一綫ニ於テモ具眼者ハ皆同意シ一年ニ發達シテ終ニ今ノ文部大臣ニ至テ愈々伸張シ諸法令ノ上ニモ顯出スルニ至レリ獨リ文部大臣ノ銳意之ヲ勉メラル、ノミナラス總理大臣初メ獎勵セラレ今ヤ朝野學テ非議スルモノナク議會モ補助法案ヲ快ヨク可決シタル程ナリ然ルニ之ヲ實地ニ施行スルハ諸子ノ熱心ナル力ニ依ラサレハ好成果ヲ見ル能ハサルヘシ就テハ其實施ノ得失及方法等ニ就キテハ十分對窮シ諸子ノ決心スル所ヲ吐露シ將來施行セントスル要點ヲ提出セララルヘシ

と述べた。右に對し各郡高等小學校長に於て陳述し又は協議したる大要は次の通りである。

- 一、天草ハ三學年四學年共農業ヲ専修科トシテ加設セントス阿蘇中部南部亦略右ニ同シ
- 一、葦北南部ハ現ニ端緒ヲ開キ居ル農業實習ヲ擴メテ農業補習學校ヲ付設セン事ヲ期ス
- 一、葦北中部ハ村費ヲ要セス先ツ學校ニ於テ試ミニ農科ニ關スル事ヲ施行シ其成績ニ依テ部内人民ノ感想ヲ誘起シ終ニ設置ヲ決セントス
- 一、託麻ハ本科ノ時間外ニ第二年生ヨリ一週二時間許農事試驗所等ニ就キ講寫シ先ツ學校限リ農業實習ニ關スル事ヲ



施行シ見ル積リ

- 一、黒髪ハ農商科ヲ補習科トシテ加設スル見込ナルカ村長有志者等ノ意向モ大概定マル
- 一、山本ハ村費支辨ヲ要セス着々計畫シ其方法ハ重モニ養蠶ヲ加ヘタリ而シテ平素ハ學理ニ止メ季節ニ隨ヒ實習ニ掛ルハ勿論ナリ
- 一、八代北部ハ差當リ九月ヨリ試験ノ爲メ農業實施ノ積リ
- 一、合志東部、球磨、飽田南部、八代東部、飽田北部ハ農科ノ實業補習學校ヲ付設セン事ヲ希望ス
- 一、合志西部、農業補習學校ヲ付設シタキモ一旦蹉跌ノ後ニ付今俄ニ實施スルハ甚困難ナリ仍テ當村ハ實業思想ヲ發揚スルヲ務ムルコト、ス

山鹿モ右ニ同シ

- 一、菊池ハ教員其人ヲ得ハ直チニ農科ヲ專修科トシテ加設スル決心ナリ
- 一、下益城ハ專修科トシテ速ニ農業實施シタキモ教員ヲ得難キニ困却ス

上益城八代南部亦右ニ近シ

- 一、玉名西ハ實業補習學校トシテ農業、水産ノ兩科ヲ付設センコトヲ期ス
- 一、熊本ハ現ニ補習科ニ商業ヲ加ヘ居リ實習ハ株式會社ノ方法ニ倣フ積リ

更に縣は明治廿七年八月二十日實業補習學校設置の件に就き頗る熱心な態度で各郡長に懇諭してゐる  
 参考の爲に其の申進書を掲ぐれば。

今般訓令甲第一一〇號ヲ以テ實業補習學校設置之儀ニ付訓令相成候ニ付テハ此際一郡内若干ノ實業補習學校ヲ設ケ漸次ニ之ヲ普及セシメ益生産力ヲ増進セシムル様御計畫相成度且小學校ニ補習科ヲ設ケ小學校ノ教科ヲ補習スルヨリ寧ロ多少ノ經費ヲ要スルモ實業補習學校ヲ設ケ小學校ノ教科ヲ繼續補充スルト同時ニ實業ノ知識技能ヲ授クル方最モ有

益ト存候間後來補習科ノ設置ヲナサントスルモノ及既ニ補習科ヲ設置セルモノモ可成實業補習學校トナサシムル様精々御勸誘相成度命ニ依リ此段申進候也

追テ貴部内ニ於テ左記ノ個所ハ先ツ實業補習學校ヲ設置スルニ適當ノ場所ト存候間御參考迄此段申進候也

各郡長宛

内務部長

飽田郡	黒髮村、藤富村、川尻町、小島町、船津村
託麻郡	大江村、田迎村、出水町
宇土郡	宇土町、松合村
玉名郡	高瀬町、長洲町、南關町、木葉村、伊倉村、江田村
山鹿郡	山鹿町、來民町、米田村、三岳村、内田村
山本郡	山本村、吉松村
菊池郡	隈府町
合志郡	大津町、陣内村
阿蘇郡	宮地村、南小國村、吉田町、馬見原町
上益城郡	御船町、濱町、甲佐村
下益城郡	隈庄町、小川町、松橋町、西砥用村
八代郡	鏡町、高田村、八代町、宮原町
葦北郡	佐敷町、水俣村、田浦村
球磨郡	人吉町、多良木村、一武村
天草郡	町山口村、富岡町、牛深村、大江ノ内、大矢野村、宮田村、今津村、下瀬村



右通牒によれば、補習科を漸次補習學校に改めしむる意圖であつて、而も差し當り設置するに適當なりと思はるゝ町村までも擧げて勧誘してゐる。此の通牒に對し各郡長は夫れ／＼計劃を立て、各町村に勧奨してゐるのが其の回答書によく現れてゐる。而して差し當り左の町村は近日設置する運びに進んでゐると答へてゐる。

- 上益城郡 御船町 甲佐町
- 下益城郡 隈庄町 小川町 東砥用村組合 西砥用村組合
- 天草郡 富岡町
- 山鹿郡 山鹿町 米田村 來民町
- 阿蘇郡 南小國村 北小國村
- 球磨郡 多良木外十ヶ町村組合
- 葦北郡 水俣村

ロ、熊本市古町商業補習學校の設置

明治廿七年四月十九日設置認可、市内古町地方は殆ど商家であるから特に慶徳小學校に附設した。之が縣下に於ける補習學校の嚆矢である。學則の要點は、

修業年限二ヶ年、入學資格尋卒、定員を定めず、通年制の夜間教授、教科目は高等小學校に準じてゐるが特に商業科に重きを置き、經濟科も加ふ、専任教員を特設し授業料を徴收せぬ事等である。

本校は法令の改廢時勢の進運と共に幾多の變遷盛衰はあつたが、今日に至る迄三十有五年の歲月を經

てゐる。此の間晝間學習の機會を有しない可憐の青少年達の爲に、如何程多大の便益を與へた事であらうか。涙ぐましい境遇の少年が、一日の勞苦を終るや否や本校に駆け付け刻苦勉勵の結果、今や功成り名遂げて一廉の實業家となつてゐる立志者も少くないと言ふ事である。

ハ、葦北郡水俣農業補習學校の設置

明治廿七年十月廿三日許可。本縣下に於て第二番に名乗りを擧げた補習學校である。其の特色とも見るべき所を摘記すれば

- イ、縣の公文書中に「本校ハ經費僅少ニシテ諸般ノ設計モ備ハリテキルカラ許可シテ然ルベシ」と見へてゐる。一年拾圓の經費を以て經營することになつてゐる。
  - ロ、尋卒程度夜間教授である。
  - ハ、學級數二。數員數三。内二名は小學校より兼務、一名は地方の老農を採用してゐる。
  - ニ、教員給料 兼務教員は無報酬、老農には年額二圓の手當を給してゐる。
- 其他は熊本市古町商業補習學校と大同小異である。

ニ、師範學校の附屬工業補習學校設置

師範附屬工業補習學校は明治廿八年三月十六日に於て文部大臣の認可を得てゐる。之より先縣は模範的工業補習學校設置の意向を有し、前年八月に於て文部省に向け、師範學校に附屬工業補習學校設置差支無き哉の伺をなし、既に其の差支なき旨の指令に接してゐたのである。茲に於て知事は明治廿八年二月廿八日設置申請をした。







學校としては既に京都盲啞院があつたが、明治廿年東京盲啞學校の起るに及んで東西二校となり、殊に東京の方は文部省直轄として内容も充實し成績も頗る良好であつた。

二、點字の考案 東京盲啞學校訓導石川倉次氏の考案の點字法は盲生國語教授上に新紀元を開くに至らしめた。

### 乙 本 縣 狀 況

特殊教育としては第三期までは何等の施設も無かつたが、本期に入りて貧兒の教育と商店従業員にして義務教育を終らざるものに對して施す教育と官能不備な聾啞に施す教育との三つが出てゐる。何れも眞摯なる熱情の迸りである。貧兒寮の如きは天聽に達し、又組織變更後は數回宮内省から下賜金を戴いてゐる。

#### 一 貧 兒 寮

1. 創設狀況 明治廿五年七月八日に其設置を出願し同十七日に許可を受けてゐる。教養の主旨は設立願書で明かであるから採録する。

#### ○貧兒寮御認可願

今般學齡ノ貧兒尋常小學ニ入ルノ餘裕ナク日々遊惰ニ耽リ悪性ニ移リ成長ノ後一身修ラス一家齊ハス公益ノ業務ニ

妨害ヲ與フルヲ患ヒ熊本西坪井町八十番地へ學舎ヲ建設シ別紙教育ノ趣旨ト教科目トヲ以テ充分ニ教育矯正致度何卒特別ノ御詮議ヲ以テ小學校ニ準シ御認可被成下度此段奉願候也

熊本市西坪井町十八番地

寮主兼教員 塘 林 虎 五 郎

明治廿五年七月八日

熊本縣知事 松 平 正 直 殿

#### ○貧兒教育ノ主旨

一、貧兒ノ學ニ就ク能ハサル者ニ勸語ノ御趣旨ヲ奉體シテ德義ノ養成ヲ勉メ是迄ノ惡習ヲ矯正シテ放蕩無賴法度ヲ犯シ上ヲ煩ハス如キ所業ヲ斷クシメ父母ニ孝行シ兄弟睦シク近隣ニ親愛セラレ家業ニ勉強スルヲ以テ主旨トス

#### 貧兒教科目

##### 男 子 部

通常部 (夜間二時間)

一、讀書 尋常小學校讀本 算術、整數、加減、習字、行書、修身 勸語衍義

實習科 (晝間臨時)

一、草蓆製造 罽紙摺立 卷紙繼方 狀袋拵方等

##### 女 子 部

通常科 (同前)

一、讀書、同 算術、同 習字、同 修身、同 裁縫、運針法及ヒ簡易

實習科 (同前)



一、雜布指方

休業日、大祭祝日、紀念祝日、日曜日、修業年限適宜

貧兒概數 男 四十五名 女 十五名 教員 一名 助手 三名

右之通ニ候也

熊本市西坪井町拾八番地

明治廿五年七月八日

寮主兼教員 塘 林 虎 五 郎

この學則の改正を更に今年十一月九日に出席して、全十一月十五日に認可を得てゐる文書がある。貧兒教養の實際が審かに分るから全文を掲ぐることにする。

○貧兒寮教授要旨 (明治廿五年十一月十五日認可)

常習科

常習科ハ總テ學科ノ教授ニ屬シ其教科目ニ據リ尋常普通ノ知識ヲ開キ之ニ伴フ徳義ノ養成ヲ勉メ萬事活用ノ基礎ヲ作スヲ要ス

修身

勅語ノ御趣旨ヲ奉休シテ衍義セシ修身書ニ據リ講話又ハ實際上ニ形ハシタル言行ニ徴シテ是非善惡ノ分ヲ解キ終ニ生徒ヲシテ勅語ノ御趣旨ニ感化セシムルヲ要ス

讀書

尋常小學讀本ノ讀方及ビ講義ヲ授ケテ容易ニ文意ヲ解セシメ普通ニ差支ヘナカラシムルヲ要ス

算術

意算及加減乗除ヲ教授シ日用ニ差支ヘナカラシムルヲ要ス

習字

簡易尋常ノ習字帖ヲ與ヘ之ヲ熟習セシメ日用文字ヲ書キ得ルヲ要ス

裁縫

雑巾ヲ與ヘテ簡易ノ裁方縫方及ヒ運針ノ法ヲ教授シテ終ニ襦袢單衣位ヲ縫ヒ得シムルヲ要ス

實習科

實習科ハ總テ實行ノ教授ニ屬シ其教科目ニ據リ尋常普通ノ知識ト之ニ伴フ徳義ヲ應用シテ勤勉力行ノ風習ヲ養成スルノ基礎ヲ作スヲ要ス

苧蕩製造

罨紙摺立

卷紙織方

狀袋拵方

糜拂製造

製造ノ方法ヲ教授シテ後日生活ノ便ヲ助ケシムルヲ要ス

野菜行商

野菜行商ハ朝夕左ノ法規ヲ教示シ將來真正ノ商賈タル資格ヲ作ルヲ要ス

一、行商中ト雖モ學寮ノ生徒タルヲ忘レサルコト

一、禮儀ヲ正シ言語ヲ慎ムコト

一、買喰セサルコト、但學寮ニ歸リ壹人ニ付三厘宛室内ニテ買喰ヲ許ス

一、不當ノ利益ヲ貪ラサル事例ヘハ買口壹錢ノ品物ハ壹錢貳厘ヨリ高ク賣ル可カラサルカ如シ



- 一、途中他童ヨリ如何ナル罵リヲ受ケテモ決シテ反駁セサルコト
- 一、純益金ハ十分ノ八ヲ生徒ニ與ヘ其二ヲ寮内ニ積ム

教科用圖書及器械調書

- |             |        |            |         |
|-------------|--------|------------|---------|
| 一、尋常小學讀本    | 但普及舎出版 | 一、勅語行義     | 二部      |
| 一、明治孝節錄     | 一部     | 一、初學第一讀本掛圖 | 第壹號 第貳號 |
| 一、いろは及五十音掛圖 | 二枚     | 一、葦蕪製造器械   | 一式      |
| 一、罨紙摺立版     | 壹式     | 一、行商用目籠    | 四個      |
| 一、荷車        | 壹輛     |            |         |
- 右之通ニ候也

熊本市西坪井町百四拾五番地

明治廿五年十一月七日

貧兒寮主 塘 林 虎 五 郎

2. 沿革の大要付社會の反響

明治廿五年四月、塘林虎五郎は貧民子女の無教育から生ずる種々の慘狀を慨き、友人三名に圖りて金八拾圓の醸出を得、百坪の敷地を買つて二間に五間の一草舎を建て貧兒の夜學所を開き、毎夜二時間づゝ簡易の學科を授け、其後の一時間は塵拂、雑巾、蒺藜等を作らせ、其利益で石油筆紙墨などの費用に充てた。是れが貧兒教育の濫觴である。

明治廿六年一月、通學せる貧兒の父賭博犯で入獄したので保護者が無い様になつた。それで可憐の情に堪へず寮に引取つて衣食を給與して養育した。これが孤兒教育の初めである。

明治廿六年二月、故北白川宮殿下第六師團長として熊本に御在住の際、貧兒教養のことを聞召し別當

高崎正風男を御遣はしになつて實況を見聞せしめ、翌日殿下から金五拾圓を下賜せられ、其翌日寮主塘

林虎五郎に拜謁を給はつてゐる。

明治廿六年三月寮の事情、高崎正風男によつて長くも明治天皇の御聖聽に達してゐる。この様子は同年三月廿四日、高崎正風男から貧兒寮の評議員木村弦雄宛發せられたる書翰がよく事情を悉くしてゐるから全文採録する。

貴札薫誦貧兒寮の一美談

天聽に達し候趣茨木旅團長より傳へられたるに付き塘林虎五郎氏に代りて御纏述之旨拜承感じ入候右は同旅團長に新橋停車場にて面會の節立ちながら物語りせし概略に止りたるを以て更に委しく左に相記し候間塘林氏に宜しく御傳へ有之度候

貧兒寮の事は熊本の好苞直なりとて歸京後寫眞を添へて徳大寺侍從長迄委曲開陳し折を以て奏上あらん事を乞ひ置きたるに幸に去る八日宮中の御陪食に召されたれば熊本縣下の狀況等言上し又宮内大臣より尋らるゝ趣も有之種々物語りの序を以て該寮の事に及び塘林氏の微賤より志を興して學校の小使となり勉學して教導團に入り業卒へて軍曹となり現役を罷めたる後九州學院(舊濟々費)の体操教師となり此間僅少なる俸給中より貯蓄したる金を以て該寮を設立し辛楚艱難を厭はず鋭意貧兒の教育に従事することより此度小子の目撃せし實況又北白川宮殿下より特別の御思召を以て金若干を賜はりし事等並に拜謁を許されし事に至るまで漏らす所なく言上せしに畏多くも

天機殊に麗はしく拜せられ又陪侍せられたる有栖川大將宮殿下 土方宮内大臣 仁禮海軍大臣 徳大寺侍從長 中牟田海軍中將 鍋島式部長 香川皇后宮大夫 岩村御料局長 伊藤海軍次官 有地 伊東 井上三海軍中將 相浦海軍少將等一座皆嘆賞の外無之是れ全く塘林氏の至誠人をして感動せしめたるものとなし兎に角に斯くの如き美學の世



に廣まり候は獨り塘林氏の名譽に止らず熊本縣下の名譽に歸すべく候間唯此上の冀望する所は塘林氏の決して今日の小成に安んぜず將來の大成を期せられむ事に有之候貴兄にも益々勸奨せられ素志貫徹せしめ度ものと存候

三月廿四日

高崎正風

木村弦雄殿

明治廿七年七月、寮主塘林虎五郎日清戦争に召集され戦場に出征したので、其間貧兒之教養に非常な打撃をうけたがやつと繼續していつてゐる。明治二十八年寮主凱旋、寮もやうやく愁眉を開くことになつた。

明治三十三年十月 皇太子殿下(大正天皇)本縣御臨幸の際、本寮の事情御聞召し金百圓御下賜あり、且つ時の知事徳久恒範に有り難き御誼を賜はつてゐる。

かくて本史の第五期明治三十四年になつて、貧兒教育の事業は、肥後慈惠會の事業に移つすことになつた。

本寮に對する各方面の反響は非常なもので、皆塘林の美舉に同情共鳴し金品の寄附も尠くなかつた。明治二十六年三月熊本市から年々金六拾圓の補助があり同年五月舊藩主故細川護久侯、故文部大臣井上毅子其他在京の有志から金貳百圓の寄附があつてゐる、明治二十九年十二月、東肥慈惠婦人會から爾後毎月生徒教育費として金五圓づゝの寄附の申出があり、同年舊藩主細川護成侯臨寮金貳百圓寄贈されてゐる。明治三十年三月寮の機關として毎月一回月報を發刊した。同年七月赤痢病が侵入して大分困難

を極めた様子である。同年十一月師團演習の爲めには尠からず困つたこと。それは在營兵の殘飯を拂下げて寮兒日常の糧食に充てゝゐたのが、演習の爲め兵は殆んど全部演習地にいつたので随分苦しんだが幸に大方慈善家の救護によつて苦境を凌いだことである。明治三十一年三月となつて、養育生が増加したので寄宿舎を増築してゐる。同年十一月師團演習と一つは凜烈たる寒氣が襲ふて來たので非常に困つたそうだが、幸に縣廳及九州日々、九州新聞の兩社が協議して義捐金を募集して救護費に充ててくれたので、辛うして凌いだことである。

明治三十二年五月に腸チブスが侵入して終に養育生二名天死の不幸を見てゐる。同年六月養育生が増加して八十名に達したので、寄宿舎、事務室、病室各一棟を増築してゐる。

熊本市から從來年々六拾圓づゝの補助が三十二年度から年額百貳拾圓に増加した。寮生の美舉が社會各方面から同情同感を以て迎へられ有形に無形に補助後援するもの頗る多かつたのであるが、以上重なるものにつき其大要を掲げた。熊本縣師範學校が教生を繰り合せて其教育に當らしめたことの如きも、その表はれの一つである。個人としては婚嫁の費を節し、或は厄入晴れの儀禮を己め、或は香典返へしに、金品を本寮に寄附するなどのことは尠くなかつた。

## 二 熊本聾啞學校

明治廿七年五月十日、熊本市西子飼町三十一番地秋吉基治なるもの聾啞生教育の爲め聾啞學校の設立を出願し同年同月十六日許可されてゐる。この出願に對し縣の詮議書にも「本校ハ種類稀ナル學校ニ候



處教科程度稍高尚ニ失スル感ナキ能ハサルモ強ヒテ訂正セシムル程ニモ無之殊ニ本人聊カ經驗モ有之哉ニ相聞ヘ候ニ付此儘御許可相成可然云々」とあり、設置願の添付書には左の要項を述べてある。

○熊本豊嘔學校ト稱シ熊本市西子飼町三十一番地ニ設置ス

○豊嘔ノ子女ニ普通ノ學科ヲ授ケ前途自營ノ道ヲ得シム

○實物及標本ヲ以テ教授ス

規則書を見ると教科は讀方、作文、習字、算術、會話、圖畫、體操、手工の八科になつてゐる。教授時數は一日六時間、修業年限は五ケ年、入學を許すものは、年齢凡そ十年以上二十年以下の豊嘔生で種痘又は天然痘濟みのもの。學齡兒童は尋常小學就學の免除を受けたるものとしてある。しかしどうゆう都合であつたか同年十二月廿二日には閉校届をしてゐる。理由は都合之れありとして。生徒が思ふ通り集らなかつたのか、集めて教育して其教養が思はしくないので生徒が退學した爲めか、其邊の様子は一向分らない。兎も角、縣廳文書の上に見ゆる本校の生命は半歲餘りであつた。

### 三 私立八木慈惠學校

明治廿八年六月廿四日熊本市紺屋今町八木勝治郎の出願に係る八木慈惠學校がある。職工教育の濫觴とも見るべきである。要領は設立願によく悉してゐるから全文採録する。

#### 私立八木慈惠學校設立願

私儀從來託麻郡春竹村五番地ニ於テ工場ヲ設ケ摺附木製造營業致居候處日ニ月ニ繁榮ニ赴キ候ニ就テハ現今雇入使役致候職工百五拾人ノ多數ニ及ヒ然ルニ右職工中ニハ學齡兒童ニシテ家政極至貧ノ爲メ就學ノ免除及猶豫ヲ受ケタル者

モ數多有之然ルニ方今ノ盛世ニ生レタル兒童ヲシテ終生一丁字ヲ知ラシメサルハ平素私ノ遺憾トスル處ニ有之且右等多數ノ兒童ヲ集メテ職業ヲナサシムルニ於テハ彼等ヲシテ普通教育ノ一部分ニテモ知得セシムヘキハ亦私ノ負フヘキ義務カト深ク信認致候ニ付職業ノ餘暇ヲ以テ別紙課程ニ依リ教授爲致度候條御認可相成度依テ調書等相添此段奉願候也

但就學之免除及猶豫ヲ受ケル者ノ外及當場職工人ニ非サル者ハ入場差許不申候

熊本市紺屋町二丁目四番地

平民 商業 八 木 勝 治 郎

右 村 長

内 田 犀 象

明治廿八年六月廿四日

熊本縣知事 松 平 正 直 殿

調 書

#### 一、學校、名稱、位置

名 稱 私立八木慈惠學校

位 置 託麻郡春竹村五番地

#### 二、修業年限、學科課程

修業年限 別ニ年限ヲ定メズ

學科課程 別表之通

教授ノ時間 職業ノ餘暇ニ付別ニ時間ヲ定メス最モ夜分一時間乃至二時間ノ授業トス

教科用書 書籍ハ金港堂書籍株式會社出版新體讀本、習字帖ハ村田浩藏氏書述簡易習字帖、算術、作文



ノ書籍ハ一定セス教師ノ見込ニヨリ授業ス

三、教 場

職工場ヲ以テ之ニ充ツ圖面別紙ノ通

四、生徒 概數

七拾名 内男拾名  
女六拾名

五、學 級 數

別ニ定メス單級編制ニ準シテ授業ス

六、教 員 數

二名内裁縫教員一名

別紙履歷書之通 但裁縫教師ノ儀ハ未ダ其人ヲ得ス依テ適當ノ人ヲ得タル上御届可申上候

七、設 立 主

別紙履歷書之通

八、經費支出豫算

一金百五拾壹圓

内

金參拾壹圓

諸 費

金百貳拾圓

書籍器械費

此之經費金ハ總テ設立主ニ於テ支辨ス

但教員ハ各無報酬ニ付俸給等者算入セズ

○私立八木慈惠學校教科課程表

教科目	教 科 課 程	教科目	教 科 課 程
修身	人道實踐ノ方法	讀書	假名、假名ノ短文、近易ナル漢字交リ文
作文	假名及假名ノ短文ヨリ日用書類	習字	片假名平假名ヨリ日用文字
算術	加減乗除及四則雜題諸算ノ應用	裁縫	

八木のマツチ製造は次第に規模を擴張して、春竹工場の外樂園町にも工場を設けることになつた、それでも、義務教育を終らせざる職工の教育場を設けることになり卅年四月一日出願し同年五月四日認可されてゐる、春竹のを私立八木第一夜學校と改稱し樂園町のは私立八木第二夜學校と稱してゐる、第一夜學校が定員七十名第二の方が百名、教師は附近の小學校教員の免許狀有所者六名を相談して夜間の教養をやつてゐる、この種の教育は工場としては其個人の能率を進むる上よりも、個人としては將來世に處する上に尠からざる利益を得たに違ひない。

第九節 學校衛生

甲 全國狀況

一、小學校生徒の体育及衛生に關する件



當時の状況としては從來の武道漸く頽れ、未だ新体育は興らず、一方勉學に熱心の餘り心身の過勞を來す等のことありて、漸く識者爲政治家の此の方面に留意するやうになつた。

そこで縣は明治廿七年九月訓令を出して、体育を盛んにし、衛生上に留意すべきことを訓示した。其の要點は

- 体操は快活なる意氣を養はしめ、運動も活潑にして興味あらしむるやうにすること
- 兵式体操には軍歌を用ひなどして氣勢を盛んにすること
- なるべく筒袖を着用すること
- 放課時間に於ては活潑に運動するやう導くこと
- 生徒をして暗記に力めしめることは衛生上よろしくないから特に必要なることの外用ひさること
- 課業の中最も困難なるものは作文であるから初級の生徒には之を課せざること。又課しても試験問題とせざること
- 試験による成績の上下を示すことは過度に神經を刺衝するからその席次發表を廢せよ
- 喫煙を禁ぜよ
- 乗車通學などを止めしめてなるべく歩行通學せしめよ

二、公立學校に學校醫設置

學校經營上衛生方面の留意の必要は漸次認めらるゝに至り、明治卅一年勅令を以て、左の規程の發布

があつた。學校醫の職務等に關しては勿論現在のそれと大同小異である。

今其の勅令を掲ぐれば、

勅令第二號 (明治三十一年一月八日)

第一條 北海道廳府縣市町村ノ設置ニ係ル學校ニ學校醫ヲ置ク地方長官ハ特別ノ事情アルトキハ村立學校及人口五千未満ノ町立學校ニハ當分ノ内學校醫ヲ置カサルコトヲ得

第二條 學校醫ハ地方長官之ヲ囑託ス

第三條 學校衛生事務ニ關シ學校醫ハ地方長官郡市町村長ノ諮詢ニ應ジテ意見ヲ述フヘク又之ニ建議スルコトヲ得

第四條 學校醫ニハ其ノ學校經費ヨリ相當ノ手當ヲ給スヘシ

第五條 學校醫ノ囑託職務及其ノ他ニ關シ必要ナル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

附 則

第六條 本令ニ於テハ北海道沖繩縣ノ區ノ設置ニ係ル學校ハ町立學校ト同視シ沖繩縣ノ間切及島ノ設置ニ係ル學校ハ村立學校ト同視ス

第七條 市制町村制ヲ施行セサル地方ニ在テハ本令中市町村長ニ關スル規定ハ島司郡長(北海道ニ在テハ支廳長)區長戶長又ハ之ニ準スヘキモノニ適用ス

第八條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

次いで學校醫職務規程並に學校醫資格につき文部省令を以て制定せられた。

文部省令第六號 (明治卅一年二月廿六日)

明治三十一年勅令第二號第五號ニ基キ學校醫職務規程ヲ定ムルコト左ノ如シ



學校醫職務規程

- 第一條 學校醫ハ此ノ規程ノ定ムル所ニ依リ學校衛生ニ關スル職務ニ従事ス
- 第二條 學校醫ハ毎月少クトモ一回教授時間内ニ於テ當該學校ニ到リ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ學年ノ終リ及學期ノ始ニ於テハ特ニ當該學校ニ到リ視察スルコトヲ要ス
- 第三條 學校醫ハ學校視察ノ際左ノ事項ヲ調査シ之ヲ視察簿ニ記入スヘシ
  - 一、換氣ノ良否
  - 二、採光ノ適否
  - 三、机腰掛ノ適否
  - 四、前列及前後列ノ机ト黑板トノ距離
  - 五、暖爐ノ有無及暖爐ト最近生徒トノ距離
  - 六、室内ノ溫度
  - 七、圖書掛圖黑板ノ衛生上ノ適否
  - 八、學校清潔方法實行ノ情况
  - 九、飲料水ノ良否
- 第四條 學校醫ハ學校視察ノ際疾病ニ罹レル生徒ヲ發見シタルトキハ其病症ニ依リ缺課休學又ハ療治ヲ爲サシムヘキコトヲ學校長ニ申告スヘシ
- 第五條 學校醫ハ明治三十年文部省訓令第三號學生生徒身體檢查規程ニ準據シ各生徒ノ身體ヲ檢查スヘシ
- 第六條 學校醫ハ學校ノ近傍若クハ學校内ニ於テ傳染病ノ發生シタルトキハ數次學校ニ到リ必要ナル豫防消毒方法ヲ施行シ尙其情况ニ依リ學校ノ全部若クハ一部分ノ閉鎖ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ管理者及學校長ニ申告スヘシ
- 第七條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就テハ管理者及學校長ニ申告スヘシ
- 第八條 此規程施行ノ爲メ必要ナル細則ハ地方長官之ヲ定ムルコトヲ得

學校醫資格制定の法文は之を省くが、(明治三十一年二月廿六日文部省令第七號)を以て所定の學校を卒業し且醫術開業免狀を有するもの、中に於て囑託する様定められた。

乙 本 縣 狀 況

1. 小學兒童の体育及衛生に關する注意 本項に關する本縣の施設を見るに、素より纏まつた條項としては見出さないが、餘程以前より規則に布達に体育や衛生に就ての事項が、點々挿入されてゐる。今明治十三年熊本縣學則第三卷公立小學校規則模範中より關係事項を摘出すれば次の様なことがある。

- 種痘或ハ天然痘ヲ爲サル者ハ入校ヲ許サス
- 生徒傳染病或ハ惡疾ヲ患フル者ハ昇校ヲ停メ全癒ノ後チ出校セシムベシ

次いで明治三十年學校清潔方法につき文部省から訓令が出て本縣でも直に之を承けて訓令を發してゐる。

今文部省令を左に掲ぐれば

學校 清潔 方法 (明治三十年一月十一日文部省訓令第一號)

清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法定期清潔方法及浸水後清潔方法トス



## 甲 日常清潔方法

- 一、教室及寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及階段ヲ潤シ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ 但シ掃除ノ爲メニ室内ヲ潤ホスハ生徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トスヘシ
- 二、教室及寄宿舎ニハ其人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ投下セシムヘカラス紙屑籠及唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ
- 三、寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用キル履物ヲ禁スヘシ但止ムヲ得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトヲ務ムヘシ
- 四、靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應シ靴拭ヲ備フヘシ
- 五、寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被覆寝衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ
- 六、便所ノ尿溝及注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ厠房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ糞箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ
- 七、糞壺内ニハ防臭劑トシテ粗製過滿倫酸加里、粗製格魯兒滿倫(以上百倍) 硫酸鐵、泥炭末、木炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ愆ラス汲取ラシムヘシ
- 八、食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ惡臭煙氣又ハ湯氣ノ鬱滞ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ルヘカラス殊ニ食堂ニ於テハ毎食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其食卓ヲ拭フヘシ
- 九、芥葉場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラス搬送セシムヘシ
- 十、下水ハ常ニ疎通セシメ炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フヘシ
- 十一、庭園、体操場、遊戯場、簷下、椽下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ

## 乙 定期清潔方法

- 定期清潔方法ハ每年少クトモ一回夏休又ハ其他ノ長休ニ際シ之ヲ行フモノトス
- 一、先ツ教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ戸、障子、窓掛等ヲ外シ敷物ヲ剝キタル後如露ヲ以テ牀板及廊下ヲ潤ホシ天井、四壁、四壁牀板、廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但汚染殊ニ甚シキ部分及器具等ハ熱湯汁若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ
  - 二、簷下、牀下等モ手ノ届ク限り之ヲ掃ヒ外部ノ羽目及簷廻龍吐水等ヲ以テ洗滌スヘシ
  - 三、寢具、窓掛、敷物等ニシテ洗濯シ得ヘキモノハ之ヲ洗濯シ其洗濯シ得ヘカラサルモノハ先ツ其塵ヲ掃ヒ書籍文具等ト共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ
  - 四、器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ムヘカラス
  - 五、室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及日光ヲ通セシムヘシ
  - 六、牀板、壁面等ニ虧隙アルモノハ此際之ヲ填塞シ風抜穴、煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除去スヘシ
  - 七、浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中体操場、便所、下水、芥葉場等ニシテ破損アルモノハ此際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ

## 丙 浸水後清潔方法

- 洪水ノタメ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ
- 一、水ニ浸サレタル校舎殊ニ寄宿舎ノ建具牀板等ハ取外シテ空氣ヲ通シ且牀下ノ汚物泥土ヲ除去シ場合ニ依リテハ焚火、火鉢等ヲ用キテ充分ニ乾燥セシムヘシ
  - 二、建具、牀板、校具、腰張、等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ



- 三、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後ニ之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月間ハ必ス其水ヲ煮沸シテ飲用スヘシ
- 四、右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

2. 學校衛生に關する注意 直接學校衛生に關する條章として示されてゐるのは明治廿八年頃からである。

今左に其事項を擧ぐれば、

縣訓令甲第六八號

(明治廿八年五月廿日)

○學校衛生ニ關スル注意

- 一、學校ハ多數生徒ノ集合スル所ナレハ校地校舎便所等常ニ清潔ナルヲ要ス
- 二、校舎及教室ニ於テハ靴、草履、靴拭等ノ不潔ナラサルコトニ注意スヘシ
- 三、教室及廊下等ニ紙屑等ヲ棄ツルコトヲ禁スヘシ
- 四、校舎内ニ於テハ唾咳ヲ咯出スヘカラス便宜ノ場所ニ唾壺ヲ備ヘ之ニ三十倍石灰乳ヲ混ヘ置キ日々之ヲ交換スヘシ
- 五、校舎内ニ塵埃ヲ起タシムルハ甚有害ナルヲ以テ洒掃ニ際シ室内ニ於テハ四方ヲ開放シタル後又板床ニ於テハ之ヲ潤シタル後ニアラサレハ掃キ出スヘカラス
- 六、塵棄場ハ校舎ヨリ隔離シクル處ニ置キ下水ハ時々之ヲ浚渫スヘシ
- 七、生徒ノ衣服身体等ハ之ヲ清潔ナラシムヘク特ニ襦袢、手拭等ハ屢之ヲ洗濯シ又顔面、手足、頸部等ノ清潔ニ注意スヘシ

- 八、生徒ハ朝寢ヲ爲シ又ハ夜ヲ更スヘカラス朝起出テタルトキハ先ツ顔、耳、頸、手等ヲ充分ニ洗ヒ毛髮ハ之ヲ梳ルヘシ其他四季ヲ通シテ冷水ヲ以テ身体ノ全部ヲ摩擦スルコトヲ可トス
- 九、時々溫湯ニ浴シ且ツ夏時ニ於テハ清潔ニシテ危險ナキ河海ニ沐浴スルヲ可トス然レトモ一日二回ヲ過スヘカラス又一回十五分ヲ過スヘカラス沐浴終ラハ乾キタル手拭ヲ以テ強ク皮膚ヲ摩擦スヘシ
- 十、朝夕及食後ニハ微溫湯又ハ清水ヲ以テ含嗽シ且ツ齒ヲ清潔ニスヘシ
- 十一、爪ハ各種ノ病毒ヲ傳フルコトアルヲ以テ常ニ之ヲ清潔ニシ且ツ時々剪除スヘシ
- 十二、運動ハ健康上最モ必要ノモノナレハ常ニ之ヲ怠ルヘカラス遊戲、体操、游泳、農業、花卉ノ栽培等ハ年齢等ニ應ジ適當ノモノヲ撰ヒテ之ヲ行フヘシ
- 十三、衣服ノ厚キニ過クルハ人ヲシテ柔弱ナラシムヘク又其ノ長キハ運動ニ不便ナルカ故ニ短カラシムヘシ襟卷ハ感冒ヲ發スル誘因トナルモノナレハ力メテ之ヲ避クヘシ帽子ハ輕ク柔カナルヲ用ユヘシ帶又ハ紐ノ緊キト靴ノ窮屈ナルト履物ノ重ク高キトキハ共ニ身体ノ發育ヲ害ス宜シク注意スヘシ
- 十四、飲食ハ之ヲ節シ徐々ニ咀嚼シ靜ニ嚥下スヘシ且ツ成ルヘク間食ヲ禁シ食事ノ時間ト其分量トハ幼時ヨリ規則正シクスヘシ又決シテ冷熱ノ度強キモノヲ飯食スヘカラス
- 十五、飲用水ハ最モ衛生ニ關係アルモノナレハ常ニ濾過若クハ煮沸シタル清水ヲ貯藏シ生徒ノ使用ニ供スヘシ
- 十六、窓ヲ開キタル儘寢ニ就クハ夏時ニ於テハ妨ケナキモ能ク腹部ヲ覆フコトヲ忘ルヘカラス
- 十七、黄昏ニ際シテハ決シテ讀書寫字等ヲ爲スヘカラス寫字ノ時ハ体勢ヲ正シク足趾ヲ水平ニ床上ニ置キ少シク前ニ傾ケ机ヲ近クニ引寄セテ爲スヘシ胸部ヲ机ニ倚ラシムルハ最有害ナリ
- 十八、兩脚ヲ交叉シテ下脚ヲ腰掛ノ下ニ屈メ若クハ之ヲ擲出ス等ノコトハ共ニ之ヲ爲スヘカラス
- 十九、机ニ對シテ坐スル時窓若クハ燈火ハ必ス其左ノ方ニ在ルヲ要ス又眼ト紙面トノ間ニハ少クトモ一尺二寸ノ



六、書籍ト紙トハ必ス正シク之ヲ机上ニ置クヘシ讀書ニ際シテハ兩手ニ之ヲ捧ケ若クハ見臺ニ載セテ四十五度ノ角度ニ置クヘシ寫字ニ際シテハ兩肘ヲ少シク斜ニ屈シ左手ニ紙ノ下端ヲ鎮メ書スルニ從ヒテ之ヲ適宜ノ位置ニ上下セシムヘシ又自己ノ記載シタルモノヲ他人ニ示サ、ラン爲メ肘若クハ首ヲ傾ケテ之ヲ隠スカ如キハ必ス之ヲ避クヘシ

七、煙草及酒ハ兒童ニ在リテハ勿論青年ノ者ニ在リテモ其精神ヲ害スル事甚シキヲ以テ必ス之ヲ用ユヘカラス

八、新鮮ナル空氣ト清朗ナル日光トハ人生缺クヘカラサルモノナレハ室内ハ終始其流通射入ニ注意スヘシ

九、夏時ニ於テハ音樂唱歌ノ時間ヲ除キ窓ヲ悉ク開放シタル後ニアラサレハ業ニ就クヘカラス

十、放課時間ニ於テハ全級ノ生徒ヲ退出セシメ教室内ノ空氣ヲ交換スヘシ

十一、教室内ノ溫度ハ攝氏十五度(華氏五十九度)ヲ適度トス

十二、外套傘ノ類ハ教室内ニ置クヘカラス

十三、塗板ハ眞黒ナルヲ要シ(黒色漆ヲ以テ塗り消光沃ヲ施シタルモノ)且ツ塗板拭ハ濕布ヲ用ヒ毎朝之ヲ洗濯スヘシ

十四、視力弱キ者耳疾アル者脊推ノ屈彎シタル者ニハ特別ノ注意ヲ要ス尙其狀況ニ依テハ家庭ニ通シテ醫療ヲ受ケシムヘシ

十五、近視、弱視、重聽ノ生徒ハ級ノ前列ニ於テ光線ノ最モ佳ナル位置又ハ聞取り易キ位置ヲ與フヘシ

十六、凡ソ普通ノ重聽ハ主トシテ外聽道内ニ耳垢ノ附着スル等ヨリ發シ又多數ノ眼病ハ眼ヲ不潔ニスルヨリ發スルモノナレハ生徒ヲシテ常ニ其耳目ヲ清潔ニセシムヘシ

十七、教員ハ常ニ不注意若クハ呆然タル生徒ノ聽力ニ注意シ其違常アルヤ否ヲ檢スヘシ

三、耳漏ヲ患フル生徒ニシテ其濃液ノ惡臭ヲ發スル間ハ傳染ノ虞アルヲ以テ昇校ヲ停ムヘシ

世、脊柱ノ屈彎症ニ罹リタル生徒ニハ之ヲ矯正セシメンカ爲メ特ニ机腰掛中ノ適當ナルモノヲ撰ヒ與フヘシ

世、學校ニ於テ注意スヘキ傳染病ハ左ノ如シ

一、亞細亞コレラ

天然痘

發疹チブス

腸チフス

チフテリヤ

猩紅熱

赤痢

麻疹

風疹

丹毒

傳染性腦脊髄炎假痘

水痘

二、傳染性眼炎

疥癬 百日咳

傳染性耳下腺炎

世、前項ノ疾病ニ罹リタル者アルトキハ學校長ハ其者ノ昇校ヲ停ムヘシ其家内ニ於テ前項ニ掲クル疾病ニ罹リタル者アル場合モ亦同シ

世、前項ニ依リ昇校ヲ停メラレタル者ニシテ再ヒ昇校ヲ許サレタル場合ニ於テハ其身体衣服携帶品等ハ必ス充分ノ消毒法ヲ行フヲ要ス其家内ニ傳染病者アリタル場合ニ於テモ亦然リ

世、學校ニ於テ三十二項ノ傳染病ニ罹リタル者アルトキハ患者ヲ退去セシメタル後校舍使用備付品用具等ニ先分ノ消毒法ヲ施行スヘシ

世、生徒中ニ不快ノ徵アル者ヲ認ムルトキハ教師ハ之ニ相當ノ手當ヲ施スコトヲ怠ラサルヲ要ス

世、學校ニ於テハ救急ニ要スル藥品器械等ヲ備ヘ置キ不時ノ用ニ供スヘシ其品目及用法凡左ノ如シ

(一) 二十倍及五十倍ノ石炭酸水又ハ千倍ノ昇汞水

五十倍ノ石炭酸水ハ負傷ノ箇所ヲ洗フ用ニ供シ二十倍ノモノハ吐瀉物其他傳染ノ虞アル不潔物ノ消

毒用ニ供ス(石炭酸ハ溫湯ヲ以テ溶解シ得ヘシ)千倍ノ昇汞水ハ其值廉ニシテ消毒防腐ノ効ハ遠ニ石



炭酸ニ勝ル劇毒ノ藥品ナレハ小學校等ニ於テ備ヘ置クコトハ危險ナルヘシ

(二) 生石灰 五「ポンド」

右ハ三十倍ニ溶解シ吐瀉物、喀痰等ノ消毒用ニ供ス

(三) 鉢及石炭油明燭 數 個

一ハ藥液ヲ容レ一ハ汚物等ヲ容ル、ニ供ス

以上示された、學校衛生に關する注意を見るに微に入り細に亘り衛生上の諸注意を與へてあるが、その中にも脊柱の屈變症に罹りたる生徒には之を矯正する爲め特に机腰掛中の適當なるものを撰び與ふる様示されてある、斯くの如く、其當時より學校衛生に考慮を拂はれてゐたが、間もなく、更に訓令を發して生徒用机腰掛標準を定めて、兒童身幹の長短に應し高低其よろしきに適し兒童身體の發育上支障なきを期したのは、從來其の製作が何等の根據なく區々たる状態であつたのが、縣下統一せられたること共に兒童の學習上に無理が除かれ身體の發育上大に喜ぶべきことである。

今左に其標準を記することにする。

縣訓令甲第一〇〇號 (明治二十八年九月二十六日)

小學校ニ於テハ兒童身體ノ發育ニ留意シテ教育ヲ施スヘキハ勿論ナリ故ニ小學校ニ於テ用フル生徒ノ机腰掛ハ兒童身幹ノ長短ニ應シ高低其宜シキニ適スルモノヲ用フルハ兒童身體ノ發育上最モ肝要ナリトス就テハ自今生徒用机腰掛ハ新ニ設備スルモノハ勿論從來用フルモノニシテ不適當ノモノハ漸次左ノ標準ニ依リテ之カ設備ヲナシ兒童身體ノ發育ヲ害セサル様取計フヘシ。

○生徒用机腰掛標準

高等科及尋常科

一、机

長 三尺六寸

幅 一尺二寸

高 年 齡	自 六 年	大 凡 一 尺 五 寸
	至 八 年	
同	自 八 年	大 凡 一 尺 六 寸 五 分
	至 十 年	
同	自 十 年	大 凡 一 尺 八 寸
	至 十 二 年	
同	自 十 二 年	大 凡 一 尺 九 寸 五 分
	至 十 四 年	

一、腰掛

長 三尺六寸

幅 八 寸

高 年 齡	自 六 年	大 凡 八 寸 四 分
	至 八 年	
同	自 八 年	大 凡 九 寸 二 分
	至 十 年	
同	自 十 年	大 凡 一 尺
	至 十 二 年	
同	自 十 二 年	大 凡 一 尺 八 分
	至 十 四 年	

前腰掛ト後机トノ距離三寸以內  
各通路幅一尺以上

從來は學校衛生に關する法規は、注意なり方法上の心得となるべき事項のみにて、未だ其機關備はらず、實際活動する運びに至らなかつたのであるが、前出明治三十一年勅令第二號を以て學校醫設置の件公布せられ續いて同年縣訓令又は通牒を發し右勅令に準據し學校醫設置に關する手續を示し獎勵した。今其訓令及通牒を掲ぐれば、

縣訓令甲第三一號 (明治三十一年三月十四日)

○學校醫設置ニ關スル手續

第一條 明治三十一年勅令第二號第一條ニ依り市立學校町村立又ハ町村學校組合立高等小學校尋常高等併置小學校



及人口五千以上ノ町立尋常小學校ニ學校醫ヲ置ク但本文町立尋常小學校ノ學校醫ハ高等小學校ノ學校醫ヲシテ之ヲ兼ネシムルコトヲ得

- 第二條 郡市長ハ明治三十一年文部省令第七號資格ヲ有スル醫師ニ就キ履歷書並手當金額ヲ具シ知事ニ推薦スヘシ
- 第三條 學校醫手當八年額拾圓以上六拾圓以下トス但數校ヲ兼ヌル場合ニ於テハ本條ノ金額ヲ減スルコトヲ得
- 第四條 學校醫囑託ヲ辭スルトキハ郡市長ハ事實ヲ具シテ辭表ヲ進達シ第二條ニ依リ直ニ其代員ヲ推薦スヘシ
- 第五條 學校醫ヲ置ク學校ニハ兒童身体検査ヲ行フニ必要ナル器械ヲ備フヘシ
- 第六條 明治三十一年文部省令第六號第三條ノ事項並第五條ノ身体検査表ハ其都度學校長ヨリ管理者ニ報告スヘシ
- 第七條 管理者ニ於テ前條報告ヲ受ケタルトキハ毎月一回知事ニ報告スヘシ但前條報告ニシテ前回ト變動ナキトキハ報告ヲナサ、ルモ妨ケナシ
- 第八條 第一條ノ外學校醫ヲ置カシムルノ必要アリト認ムルトキハ知事ニ於テ之ヲ指定スヘシ

通 牒

本年一月勅令第二號ヲ以テ學校醫設置ノ件公布相成候處右ニ關スル文部省令ノ發布年度切迫ニ相成市町村ニ於テハ既ニ三十一年度ノ豫算確定セシモノモ有之實際一般小學校ニ之ヲ置カシムルハ行ハレサルニ付三十一年度ニ於テハ先以テ訓令甲第三一號ノ學校ノミニ置カシムルノ方針ニ有之就テハ既ニ三十一年度ノ豫算確定セシモノハ右ニ關スル費用ハ便宜豫備費等ヨリ支出セシメ町立尋常小學校ノ如キハ高等小學校ノ學校醫ニ兼務等勉メテ實際施行ニ差支サル様御取計相成度將又訓令甲第三十一號第一條ノ外ニ於テ學校設置ノ必要有之目之ヲ置クモ差支ナシト認メラル、町村有之候ハ、事情ヲ具シテ御申立相成度命ヲ承ケ此段及通牒候也

明治卅二年三月十四日

内務部 長

郡市長 宛

次いで明治三十二年文部省令を以て小學校設備準則を改正し、身長を標準とした小學校用机腰掛寸法表を示した。依て明治廿八年本縣訓令第一〇〇號年齡本位の生徒用机腰掛標準は自然廢止せられ、之に依ることとなり、學校衛生が漸次理論的に進みつゝある状況が見える。  
今左に其の表を示せば

小學校用机及腰掛寸法表

項目	番 號	一 號	二 號	三 號	四 號	五 號
身 長		一〇〇以上 一一〇未滿	一一〇以上 一二〇未滿	一二〇以上 一三〇未滿	一三〇以上 一四〇未滿	一四〇以上 一五〇未滿
机 高		一五、五〇	一七、〇〇	一八、五〇	二〇、〇〇	二一、五〇
机 幅		一一、〇〇	〃	〃	〃	〃
机ノ長(二人掛)		三〇、〇〇乃至 三六、〇〇	〃	三六、〇〇	〃	〃
腰掛ノ高		八、六〇	九、四〇	一〇、二〇	一一、〇〇	一一、八〇
腰掛ノ幅		八、二〇	九、〇〇	九、八〇	一〇、六〇	一一、四〇
腰掛ノ長(二人掛)		二六、〇〇乃至 三二、〇〇	〃	三二、〇〇	〃	〃



倚兒男 用	倚兒女 用	第一 横木ノ高	第二 横木ノ高
五、〇〇	四、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇
五、四〇	四、四〇	一〇、八〇	一〇、八〇
五、八〇	四、八〇	一一、六〇	一一、六〇
六、二〇	五、二〇	一二、四〇	一二、四〇
六、六〇	五、六〇	一三、二〇	一三、二〇

本表中身長欄ハ「センチメートル」其括弧内ノ數及机ノ高以下ハ曲尺ノ寸ヲ以テ一位トス

之を要するに、本期の學校衛生は法規の發布諸規程の制定機關の設置等所謂創業期であつて、未だ實動の之に伴はざる時代である。先づ實動の第一歩は機關の設置で、本縣に於て率先し學校醫囑託の申請をしたのは鹿本郡山鹿小學校醫である。之より八代郡阿蘇郡天草郡等漸次各郡に及び、其の緒に着いたが最初の年報酬の如き素より貨幣價値は異なるも現今より見れば餘程菲薄なものであつた。

### 第十節 社會教育

#### 甲 全國狀況

一 圖書館の狀況 社會教育の機關としては當時圖書館を擧ぐる位の場合であつた。東京圖書館は幾分變遷を経て明治卅年帝國圖書館と改稱して上野公園に開館した。其他全國に於て漸次其の設立を見るに至つた。終りの三十一年には館數三三三、書籍數五二二二、〇〇四冊といふ程度に進んでゐる。

#### 乙 本縣狀況

一、概説 本期に於ける縣下の社會教育は全國的の狀況と同じく、組織あり系統ある教育施設を見る事は出来なかつた。然し時勢の進歩と日清戰役等に刺戟せられて、社會教育施設の機運が民間に勃興して來た。青年會は續々組織せられ、圖書館には初期に菊池書籍館の設置を見末期には縣立の觀聚館圖書館の創立を見たのである。又歐米文物の輸入により當時の思想界の混亂状態と相對して新聞、雜誌の言論發表機關に百花燎亂の狀を呈した事は本期の特徴と言つてもよい。尙外來の新知识に刺戟せられて専門に關する學術研究の勃興した事は見遁すことの出来ぬ現象であらう。此の新思想と新知识の影響を受けて各方面に驚くべき大變遷を來した際にもかかはらず一面には我が國固有の傳統的精神を維持し、舊來の習慣を墨守してゐた事も刊行物、其他青少年の活動によつて窺ふ事が出来るのである。地方に於ける青少年の教育は若者連中より青年會と名稱が變り會則等が設けられてやゝ組織的の傾向が出て來た。要するに本期の社會教育は舊慣を破つて明治の末期により大正にかけての組織の基礎を作つた時に見ることが出来る。

#### 二、圖書館



1. 菊池書籍館 本縣に於ける書籍館の嚆矢である菊池書籍館は、明治廿年八月廿五日當時山鹿列の郡長であつた上羽勝衛が知事富岡敬明に設置伺ひをなし、同年九月二十一日に認可を得て菊池郡隈府町に創設せられたものである。しかし本館は僻陬の地で閱覽人殆んどなく従つて閱覽料等の収入もなく經費困難のため折角設置された本館も遂に明治二十八年廢館の止むなきに至つた。兎も角、本期の初頭に於て圖書館が設置せられたことは珍らしいことである。流石は本縣文化の淵源たる地だけに着眼が進んでゐる。其の頃の圖書館の内容は興味をもつて知りたいことであるから左に本館設置の際添付せる館則等を掲げて其の内容を紹介する。

位 置 菊池郡隈府町本郡村聯合會議場内ニ設ク

設置ノ目的 本郡ハ當縣ノ東北隅ニ僻在シ見聞狹隘ニシテ人知ノ開達遲緩ナルヲ以テ本館ヲ起シ漸次必要ノ書籍ヲ備ヘ全郡公衆ノ知識ヲ上進スルヲ旨トス

圖書ノ種類及部數 別表ノ通ニシテ部數僅少ナレトモ廣ク寄贈寄託ヲ募リ且漸次購入スルノ目的

休 館 歲始自一月一日至一月五日、紀元節、神武天皇祭、菊池祭、曝書九月上旬、天長節、歲末自十二月廿八日至三十一日 但右ノ外臨時ノ閉鎖ハ其時々揭示スヘシ

開閉ノ時限 自一月至三月、自九月至十二月 午前九時開午後五時閉、自四月至八月 午前八時開午後六時閉

閱 覽 料 閱覽料ハ一人一日ニ付金壹錢五厘ヲ徵ス圖書ノ數ハ三種以內トス但他郡人ハ貳錢五厘ヲ徵ス

閱覽科三十日分以上ヲ一時ニ納ムル者ハ三分ノ一ヲ減ス

閱覽規則 本館ノ圖書ヲ閱覽セント欲スル者ハ會計掛ニ於テ閱覽券ヲ購入スヘシ

閱覽券ハ圖書掛ニ渡シ求需ノ圖書ヲ受取り閱覽室ニ於テ閱覽スヘシ

閱覽室ニテハ音讀談話喫烟ヲ許サス

館外ニ帶出ヲ請フ者ハ豫定日數ノ閱覽料ヲ納メ且保證金トシテ圖書代價ヲ會計掛ニ預ケ置クヘシ

但壹部中ノ幾分ヲ帶出スルモノハ二割ヲ加ヘ預ケ置クヘシ

前項ノ豫定日數ヲ過クルトキハ閱覽料二割増ヲ以テ徵收ス館外帶出ハ一週日以內トス期限ヲ過クルトキハ閱覽料ニ五割増ヲ以テ徵收ス

閱覽圖書ヲ紛失又ハ汚損スル等ノコトアルトキハ本館ノ指定スル所ノ現品若シクハ償金ヲ徵スヘキモノ

トス館外帶出者ニシテ若シ現品又ハ償金ヲ出サ、ル者ハ保證金ヲ以テ之ニ充ツヘシ

入館セシムヘカラスト認ル者ハ之ヲ拒絶ス

圖書寄贈及寄託規則 圖書ヲ寄贈シ又ハ寄託シテ公衆ノ閱覽ニ供セント欲スル者ハ書目住所姓名ヲ詳記シ之ヲ圖書ニ

添付シ本館ニ送致スヘシ

圖書ヲ寄贈セル者ニハ甲號領收證ヲ交付シ寄託セル者ニハ乙號證ヲ交付ス

寄託セル圖書ハ三ヶ月以內ハ還付セサルモノトス

寄託ノ圖書ハ厚ク保護スト雖モ若シ火難盜難其他ノ天災ニ罹リ毀損亡失スルコトアリトモ本館ハ其責ニ

任セス寄贈ノ圖書實價五圓以上ナルトキハ閱覽券二百日分ヲ贈付シ拾圓以上ナルトキハ五百日貳拾圓以

上ナルトキハ千日分ヲ贈付スヘシ

寄託ノ圖書實價七圓五拾錢以上ナルトキハ閱覽券二百日分ヲ贈付シ拾五圓以上ナルトキハ五百日分參拾

圓以上ナルトキハ千日分ヲ贈付スヘシ

但寄託ヲ止ムルトキハ相當ノ閱覽料ヲ徵スヘシ

館長及職員心得 館長ハ郡長ノ指揮監督ヲ受ケ本館一切ノ事務ヲ總管スヘシ



圖書掛ハ館長ノ指揮ヲ受ケ圖書及閱覽ニ關スル事務ヲ掌理スヘシ  
 圖書掛ハ圖書ノ出納ヲ嚴ニシ毀損亡失等無カラシムヘシ  
 會計掛ハ館長ノ指揮ヲ受ケ金錢出納ニ關スル事務ヲ掌理スヘシ  
 會計掛ハ金錢ノ出納ヲ明確ニシ毎月一日前月ノ計算表ヲ製シ館長ヘ出スヘシ  
 會計掛ハ日々收入スル閱覽料及預金ハ隔日ニ銀行ヘ預クヘシ  
 館長及職員ノ數並ニ俸額 館長一人俸給ナシ 但菊池高等小學校長ヨリ兼務  
 圖書掛一人 月俸 三圓  
 會計掛一人 年手當三圓 但菊池高等小學校事務掛ヨリ兼務  
 館長履歷 別紙ノ通  
 敷地建物ノ圖 別紙ノ通  
 經費

收入額  
 金四百圓  
 內  
 金三百圓 本郡町村費ニ屬スル鄉備貸付俺滞金ヨリ收入  
 金百圓 書籍閱覽料  
 金四百圓 支出額  
 內  
 金三十六圓 圖書掛給料  
 金三圓 會計掛年手當

金參百四拾六圓 書籍購買費  
 金拾圓 備品新調費  
 金五圓 消耗費

2. 熊本縣觀聚館圖書館 本館創設當時の狀況は特に掲ぐべき材料はない、茲に本期間に於ける圖書館表を左に記し當時の狀況を示す。

年 度	書 籍 數		開館日數	閱 覽 者		一日平均 縱覽人
	漢和書	洋書		男	女	
明治二九年	一〇、四八七	七五一	七二	六九九	一五	九、九二
明治三〇年	一一、一六九	七五一	二七八	一、五八一	二八	一、六〇九
明治三一年	一三、九三六	七五二	二七五	一、三二六	四〇	一、三六六
明治三二年	一六、一四〇	七五一	二七七	一、六八一	三五	一、七一六

この表によつて見ると一般社會に未だ圖書館利用が殆んどなかつたと言ふ事が出来る、一日平均の縱覽人數が十名以下とは現代から考へて全く想像が出来ぬ位である、亦女子の閱覽が一ヶ年を通じて十五名とあるも同様の感がある。

三、新聞及雜誌 本期は明治初年からの歐米の文物輸入によつて歐米先進國の思想が人心を狂醉せしめ、實に歐化主義の全盛時代とも言つてよい。併し一面には又固有の傳統精神を保守せんとする反動思



想も起り思想界大混亂の絶頂に達し何等歸趨すべき所を見出すことが出来なかつたのであるが教育勅語の渙發は萬事を解決する事が出来たのであつた。此の全國的の傾向は我が熊本にも遺憾なく發揮せられて新聞、雑誌の刊行は全く雨後の筈の觀を呈し、其の數實に四十餘種に及んでゐる。其の内容も亦表に示すが如く多種多様、當時の思想界の状態を遺憾なく物語つてゐる。

之等の中には或は民主的思想を鼓吹し、或は一政黨の機關新聞としてその主張を叫び或は又専門の學術的研究の發表をしてゐる。種類からしても文藝方面の雑誌、實業界、經濟界に屬するものなどあるが特に産業、經濟に關する日報月報の最も多い事は産業の振興に急なる時代の要求と見てもよい。高等の學校に機關雑誌が發刊されて學生の思想發表に供せられるものもある。亦一面見遁す事の出来ぬのは反動思想の表れであると思はれるのは基督教の勃興に對して佛教の雑誌が出た事である。然し本期末の三十二年に於て繼續せられて刊行されたのは僅かに六種に過ぎぬ有様となつた事は實に龍頭蛇尾の憾みがある。

新聞紙及雜誌 (自明治十六年至三十二年)

題	號	刊行日	初年發行高	年 度	三十二年
紫溪新報(九州日々新聞)	每	日	一八三、三〇〇	一六年	三、〇〇二、五〇八
熊本新聞	每	日	二〇六、七三三	一六年	
熊本繪入新聞	隔	日	六四、三〇八	一六年	

公 文 新 報	無定期	一三、〇〇八	一九年	
輔元會雜誌(熊本醫學會雜誌)	每月一回	一、二五〇	一九年	
熊本縣勸業雜誌	每月一回	三、八四〇	一九年	
共同獸醫講談會報告	春秋二回	一〇二	一九年	
壯年會借行雜誌	每月一回	九六	一九年	
大東立教雜誌(文學世界)	每月一回	二、五五三	二〇年	
東洋文明雜誌	每月一回	四五〇	二一年	
海西日報(九州自由新聞)	每	四六七、六八七	二二年	一、五九三、二二九
獨立(商法)	每	二五一、八〇八	二二年	
佛教繪入法ノ栞	隔	一四、四〇〇	二二年	
熊本教育月報	每月一回	一〇、三四一	二二年	
物價日報	每	四一五	二三年	
實業新報	每月六回	一、六〇〇	二三年	
九州ノ文華	每月一回	一、一〇八	二三年	
忠愛新報(九州日報)	每	一、〇一九、八九一	二四年	
龍南會雜誌	每月一回	一、〇六三	二四年	
熊本縣公文月報	每月一回	二〇〇	二四年	
民黨	每	三五、〇〇八	二五年	



九州電	彌陀	高原	青原	錦年	日本文學會誌	健兒	西海道自由新聞	九州	熊本商況日報	九州文藝學	熊本商業會議所月次報告	肥後小島港物價報告新聞	數學世界	博愛新報	和魂	大江
評論	光光	誌誌	誌誌	溪誌	誌	兒	新聞	州報	日報	學	報告	新聞	界	報	魂	江
每月一回	每日	每月一回	每月一回	每月一回	每月一回	每日	每日	每日	每日	每月一回	每月一回	每月一回	每月一回	每月一回	每月一回	每月一回
六〇〇	三八〇〇	五、四八四	六、一四四	一〇五	二、一六〇	七一八	二七、二八六	四五、七四五	四、五〇〇	一〇三、九〇七	二、三三四	二、四四三	二五七	一、四八三	一七二	一、二〇〇
二八年	二四年	二七年	二六年	二六年	二六年	二六年	二六年	二六年	二六年	二六年	二五年	二五年	二五年	二五年	二五年	二五年
										九六、四七六						

九州	熊本	鶴城	九州	球江	植德
教育雜誌	貧兒寮月報	城雜誌	蠶業講究會報告	江農誌	德
每月二回	每月一回	每月一回	每月一回	每月一回	每月一回
八、八〇八	九、八九〇	一八〇	七六四	一、〇〇〇	五八六
二六年	三〇年	二九年	二八年	二八年	二八年
	二二、一三六	六〇三			
	一八、二〇四				

**四、管内文字有無者調** 明治二十一年縣下に亘り文字有無者調があつた事は面白い試と思はるゝのである。これによつて當時の一設社會の教育程度を窺ふ一端とすることが出来る。各郡市別に調査報告してゐるが何れも同じ傾向を示してゐる。男子と女子に極端なる開きのあることは當時の社會の一般状態が男子には學問の必要あることを認められて嚮學心も相當旺盛であつたことが了解せらるゝのであるが之れに反して婦女子には學問の必要をあまり認めてゐなかつた事が表によつて明瞭に證明することが出来るのである。



管内文字有無者調 (明治二十一年)

郡市別	種別	自己ノ姓名ヲ得ル者			自己ノ姓名ヲ得ザル者			普通ノ公文者			總計
		未滿	以上	合計	未滿	以上	合計	未滿	以上	合計	
熊本市	女	二,七〇〇	二,二九七	八,五二〇	二,五五五	一,三〇〇	五,九六九	一,四九一	一,四八八	五,三三三	一九,八三三
熊本市	男	一,七九一	一,五四四	五,八七〇	二,〇七九	二,〇〇〇	四,五八二	八,七六一	五,四九一	一,四八八	一六,〇一八
八代郡	女	三,四八二	二,四九七	一一,五七七	四,三三〇	二,九八二	九,一四二	二,六四六	七九	二,八九九	三〇,八五一
八代郡	男	一,四八六	九〇〇	四,三三七	六,〇〇七	四,七二一	三,八四六	二,四六四	八七	二,三三三	二九,一五四
山本郡	女	一,五五五	一,一八九	三,六八一	七二一	五七	一,二五九	二,三九七	二〇〇	七五〇	六,八八八
山本郡	男	一,〇〇六	五七一	一,四九一	一,〇八三	一,一八五	三,四〇一	五,六六九	七九	一四八	七,二六六
玉名郡	女	七,五七四	五,八五二	二七,三九九	二,八二二	一,九一六	七,三五六	二二,〇八四	一一,七四一	一,一八三	四四,二八八
玉名郡	男	三,〇二二	五五九	五,八六六	八,三三七	六,九七〇	一六,八三三	三三,二一五	二九	一〇五	三六,五〇五
球磨郡	女	二,二二三	一,五〇三	六,三五四	三,五五五	三,四〇〇	九,〇〇六	一六,二二二	三九三	二,一八〇	二四,七五五
球磨郡	男	一,〇五四	七五六	二,三二一	一,六八二	一,三六七	一,八八三	四,三三二	二四〇	三三四	一一,四八三
菊池郡	女	一,九九〇	二,〇三三	六,三二一	八八一	一,三六七	一,八八三	四,三三二	七二	二〇	一一,三六六
菊池郡	男	一,〇五四	七五六	二,三二一	一,六八二	一,三六七	一,八八三	四,三三二	七二	二〇	一一,三六六
託麻郡	女	一,六五二	一,二八三	七,五三〇	九四	七五九	二,二六六	三,九六九	四三二	四九〇	一一,〇〇〇
託麻郡	男	一,〇五四	七五六	二,三二一	一,六八二	一,三六七	一,八八三	四,三三二	七二	二〇	一一,三六六

郡市別	種別	自己ノ姓名ヲ得ル者			自己ノ姓名ヲ得ザル者			普通ノ公文者			總計
		未滿	以上	合計	未滿	以上	合計	未滿	以上	合計	
合志郡	女	八五〇	五九一	二,六六一	一,七八五	一,六六〇	五,九四九	三七	三四	一五二	二二,〇八八
合志郡	男	二,五〇二	二,六〇二	九,一六九	一,五二二	一,六八四	二,六五三	五,四九七	八七五	八二九	一七,二六九
宇土郡	女	二,三四八	一,七六八	七,三〇六	一,七五五	一,四五一	三,七五二	三,八七	三八三	九六六	一五,九三三
宇土郡	男	五八八	四九	一,八五六	三,一六二	二,八〇五	七,二〇〇	一三,〇八六	四一	八五	二〇七
山鹿郡	女	三,三三〇	二,七六六	一一,五五五	九六	七三二	二,七二四	四,三七四	七三	五四三	一八,三四一
山鹿郡	男	一,五六六	八六〇	三,九九九	二,八二五	二,七七〇	七,六六一	一三,三四六	三四五	六九	五〇六
阿蘇郡	女	四,一〇二	三,四〇三	一三,一五〇	二,四七七	二,八四六	六,八五二	二二,一三五	七五	六九三	二,七四二
阿蘇郡	男	一,四八六	八七八	三,二三四	四,四九九	五,四七二	三,九〇七	一三,七八三	一三〇	七五	三六
上益城郡	女	五,五七〇	三,五〇六	一七,〇七〇	一,九五七	二,一六八	六,七六九	一〇,八九四	八三四	六九三	三,三三二
上益城郡	男	一,一七五	六六九	三,二一九	五,六九八	五,六四三	三,〇四八	一四,三八九	一九二	七二	三六四
下益城郡	女	四,〇八二	二,九八〇	一三,五五六	三,〇九三	二,一九九	五,九三九	一一,二三四	七八五	六八七	三,三四四
下益城郡	男	八三二	三九一	一,八八二	六,〇三三	四,四六三	二,二二三	一三,七〇九	八五	五八	二七,八七二
葦北郡	女	一,六三〇	一,一〇三	四,七八八	三,四七九	二,七五九	七,五七二	一三,八〇九	三九〇	七〇八	一,四四七
葦北郡	男	二八七	一四〇	六三五	四,六四	三,九四九	一〇,二二三	一八,六八五	二九	四五	二〇,四四四
天草郡	女	六,三三三	五,〇〇一	一九,七九	九,八〇七	一一,三三二	二,二五〇	四,一三七〇	八四八	九五六	三,三五二
天草郡	男	四七	三三	九二二	二,五五六	九,五四六	八,三六	四七,九一六	二六	七	一九〇



鮑田郡	
男	五、五〇四、六九七、九〇三
女	二、三〇二、六二二、四六六
總數	七、八〇七、一六〇、三六三
有教育	七、三六六、四三二、四三三
無教育	四、七〇一、七三三、九三〇
有教育百分比	一、六三七、二二七、二六六
備考	六、六〇〇、三〇、七〇〇

**五、地方青少年教育状況** 概して云へば本期までは團則を設けて統制ある活動は見られなかつた様である。本期の初頭頃までは、心あるものが申合せて小學校教師の寓居に夜間讀本の不審を聞きに行く位のことであつた。また縣、郡あたりでも青年處女の教養については格別奨励することもなかつた。時勢の進運と廿二年の町村制の發布などは尠からず青少年の心を動かして、修養精進の念一層高くなり、男子は部落を單元とする、小規模な集りをして、讀書、算術などの學習もするし、また夜警消防等の任務に服してゐた。

本期末の日清戰爭を限界として、青年處女の自覺は頗る熾烈なるものがあつた。國家的觀念の勃興、社會奉仕の志念、しかも是等は自己の修養を第一義とせねばならぬことに目醒め、尙單獨の力の貧弱にして團體の力の絶大なるに自覺し、町村の大字ごと位を單位として所謂青年會なるものがぼつ／＼生れて來た。其の行事としては風紀の改善、夜警消防、里道の修理等の服役、間には規約貯金等もやる處があつた。月に二三回位夜間小學校教師又は町村内の有識者を招いて講話を聞くとか、時事問題の質問とか之れが段々進んで、日本外史十八史略の會讀、算術の練習などやる位であつた。兎に角一意奉公の念に燃えて年中行事のいろ／＼や消防夜警等には喜んで服した。處女の修養の集りなどは本期に於ては格

別見なかつた様である。縣郡の奨励と相俟つて彌々町村限りに團結し秩序と統制ある活動は次期に入りて漸く見ることを得た。

**六、壯丁教育状況** 徴兵検査については明治二十七年迄はたゞ検査の人員數を擧げてあるのみであるこの頃までは教育の程度學科の成績等を調査する迄に進んでゐなかつたが、翌二十八年よりは表に示す如く、極く簡單ではあるが、有教育者、無教育者の數を擧げてゐるが無教育者の數が約三割を占めてゐる。これによつて見れば未だ一般社會に教育が普及してゐなかつた事が察せらるゝのである。

○徴兵検査成績

年次	要項	總數	有教育	無教育	有教育百分比	備考
明治二八年		一〇、〇四七	七、三六五	二、六八二	七三、三二	
同 二九年		一〇、〇二四	七、五〇〇	二、五二四	七四、八二	
同 三〇年		九、八一七	七、四五四	二、三六四	七五、九二	
同 三一年		一〇、六六九	八、一九五	二、四七四	七六、八一	

**七、婦人團體狀況** 縣下の婦人團體は前期明治十四年に設置せられたのである。本期になつては十團體が設置せられて、其の狀況は左表の通りである。これ等婦人團體としては組織あり、系統あるものはなかつた。舊來各部落に組織されて傳統的に行はれるた女人講の一步進んだものと思はれる。又事業



としては主として修養に關する方面で、色々と實行事項を申合せてゐたものと思はれる。

婦人團體設置年別調

郡市	年次										計	
	明治一九二二	三二	二五	二六	二七	二九	三一	三二	三三	計		
熊本				一							一	四
飽託												二
宇士												
玉名												二
鹿本												
菊池												
阿蘇												
上益城												
下益城												
八代												
葦北												
球磨												
天草												
計	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一〇	

### 第十一節 本縣教育會

一、概説 本期の教育會方面の大勢は二つのことに纏めることが出来る。其の一つは教育會が小組織から大組織となつたといふことである。郡部では部會程度のもものが漸次一郡單位若しくは數郡單位（郡長一人の管轄區域内なるため）にまで纏まり、其の勢は遂に明治二十六年に至つて縣教育會の組織成立とまでになつた。而して其の縣教育會は從前の縣廳直催の教育諮問會の形からして現在の民間教育會に近づいた形式と内容とを備ふるに至つたのである。

而して郡區の教育會は漸次其の實質的活動を始め相當の實績を擧げては來たのであるが、また各地とも種々の地方的感情などがあつて、圓滿協調を缺ぐやうなことも少くなかつたし、又言論生活にも訓練が足らない傾きがあつて随分激烈に走つたり、感情を露骨にしたりするやうなことも見られた。

他の一つの現象は學會の發生である。本期に入つて某學會、某研究會といふものが生れて、同好の士相集つて研究論議するといふ趣向で面白い現象ではあるが、縣としては常に其の弊の方を怖れて相當に監視を怠らなかつたやうである。郡一面からすれば私立學校としての規程をくゞつて私塾的の事業をやるものとして取締り、他の一面からは之が青年思想傾向に如何なる影響を與ふるかに顧慮して之を取締つたやうである。



## 二、教育會の組織規程

1. 縣教育會 縣教育會は前記の末尾に於て「教育諮問會」と改められたことを述べて置いた。其の後此の組織をもつて大抵毎年一回之を開催し、諮問機關としての機能を發揮しつゝ來たのであるが、一方各郡市教育會の整頓と活動との増進に伴ひ、大聯合によつて縣教育會を組織し教育界に於ける輿論を大にし、研究を深くし、其の進展に寄與せんとの機運が中央も各地方にも漸次發生して來た。明治二十四五年頃の各郡部の教育總集會の狀況などを調べて見ると、縣聯合教育會組織の意見發表なり、建議案の決議などが行はれてゐる。

斯くて愈々機熟して明治廿六年十月、各郡市教育會から三名宛の委員を選出せしめ、組織會を開いたが、至極順調圓滿に完了して愈々「私立熊本教育會」といふものが生れた。而して明年二月第一回の總集會を開かうといふことになつた。

まづ其の新組織の會の形態を眺めて見よう。

## ○私立熊本縣教育會々則 (明治二十六年十月)

- 第一條 本會ハ教育ノ普及改良及其進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ私立熊本縣教育會ト稱シ其事務所ヲ熊本市ニ設置ス
- 第三條 本會ニ於テ執行スル事項概ネ左ノ如シ
- 一、教育ニ關スル勸語ノ旨趣ヲ貫徹セシムルコト
- 一、教育ニ關スル諸般ノ研究調査ヲナスコト

一、學術講習會等ヲ開クコト

一、教育ニ關スル諸雜誌ヲ發行スルコト

一、官廳ノ諮問ニ答フルコト

第四條 本會ハ郡市教育會ノ聯合ヲ以テ組織シ會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、會員 郡市教育會員

一、特別會員 本會ノ目的ヲ賛成シ金五圓以上ヲ寄附スルモノ

一、名譽會員 令聞アル教育家及學術經驗アル者其他名望アルモノニシテ常委員會ノ議決ヲ經ルモノ

第五條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

一、會長一名 一、副會長一名 一、幹事二名 一、常委員三十二名 一、書記二名

第六條 職員ノ職務權限ヲ定ムルコト左ノ如シ

會長 本會一切ノ事務ヲ總理シ兼テ會議ノ議長トナル

副會長 會長ニ副貳ス

幹事 庶務會計ヲ整理ス

常委員 議案ヲ審議シ且ツ諸取調ヲ分掌ス

書記 記録ヲ掌ル

第七條 會長副會長ハ會員中ニ就テ總會之ヲ選舉ス

第八條 幹事ハ常委員ニ於テ互選シ常委員ハ郡市各一名宛郡市教育會其會員中ニ就キ選舉シ其他ハ會員中ニ就キ總會之ヲ選舉ス

第九條 書記ハ會長之ヲ指命ス



第十條 職員ノ任期ハ總テ三ヶ年トス但書記ハ此限りニアラス

第十一條 會議ヲ分チテ左ノ二種トス

一、總會 一、常委員會

第十二條 總會ハ毎年五月一回之ヲ開キ常委員會ハ毎年春秋二回之ヲ開ク但シ會長ハ臨時ニ會議ヲ開クコトアルヘシ

第十三條 總會ニ出席ノ會員ハ左ノ割合ニ依リ郡市教育會ニ於テ其會員中ニ就キ選舉ス

一、熊本市、託麻郡、宇土郡、山鹿郡、山本郡、菊池郡、合志郡、葦北郡、各四名

一、飽田郡、阿蘇郡、上益城郡、下益城郡、八代郡、球磨郡、各六名

一、玉名郡、天草郡、各十名

第十四條 調査ノ事項ニヨリテハ臨時委員ヲ設クルコトアルヘシ

第十五條 本會ノ費用ハ會員全体ノ負擔トス但シ會員ハ當分會費トシテ一ヶ年金若干ヲ納ムルモノトス(付箋ヘハ若干ヲ貳拾錢ト改メ置ク方ヲ然乎トアリ)

第十六條 會費ハ經常費ノ支辨ニ充テ且殘餘ハ蓄積シテ本會事業ノ資金ニ充ツルモノトス

第十七條 本會々則ハ總會ノ議決ヲ經ルニアラサレハ變更スルコトヲ得ス

第十八條 會長ハ本會々則ヲ施行スルカ爲メ常委員會ノ同意ヲ得テ細則ヲ設クルコトヲ得

之について考察して見ると、次の様な點に氣が附く。

○まづ、私立を冠せた所が從來の縣廳主催、縣廳召集のやうに見えた諮問機關が、所謂教育者お互によつて組織したもの、而して召集されて諮問に答へるばかりでなく、進んで研究調査しようといふ態度になつたのである。官廳の諮問に答ふる事は其の舉行事項の一部となつて來たのである。

○會員の性質が随分變つて來たこと。

○が併し總會としての内容は第十三條にある通り言はゞ代議制である。今日の縣教育會總會の如く三四千の大集會でなくて各郡からの出席者を一定數選出するといふ形である。こゝは在來の縣廳から召集してゐた「諮問會」の内容に似てゐる。

○けれども要するに現在の縣教育會に大分近寄つて來た性質を有するものではあつた。本縣の教育會については第二期以來種々の名稱と組織とをもつて變遷して來たこと既設の通りであるが、其の性質から考へて此の私立熊本縣教育會こそ現在の縣教育會の誕生と見るべきであらう。

2. 郡區教育會 前期に於て述べたやうに明治十三年の「郡區教育會規則」に基づいて其の期末十八九年から本期の初頭にかけて、郡市部の教育會が組織開申されてゐる。其の會の大きさは現在の各郡の部會程度のもの位が普通であつたが、縣としても漸次一郡一會程度の大組織を嚮應する態度であつたために其の實現を見つゝ進んで來た。

明治二十三年、學事年報の示す所では當時の郡市教育會は左表の如くなつてゐる。

二、郡市教育會一覽

郡市名	種別	會數	每會別ノ人員	郡市名	種別	會數	每會別ノ人員
熊本市	市	一	七八人	飽田郡	郡	一	五五人
		一	一五〇			一	四五
熊本市	市	一	二〇〇	託麻郡	郡	一	五三人
		一	一五〇			一	五三人



宇土郡	玉名郡	山鹿郡	山本郡	山合志郡	阿蘇郡	上下益城郡	八代郡	葦北郡	球摩郡	天草郡	合計
一	二五五	二二八	三〇〇	一	四八八	三〇〇	一	一	一	一	二二
五三	二八	二二	二二	一	一	一	一	一	一	一	二、一〇七

郡市教育會の異動變遷は別項各郡の項に於て各郡からの報告のまゝを掲げることにした。併し本期に於ける大勢としては小組織が漸次大組織に變つて來たといふ前述の傾向と、今一つは郡によつては行政組織の關係と、教育會が他の郡と合同したり分離したりするといふ現象がある。

其の一部を記して見ると上下兩益城郡は明治二十一年六月合して私立教育會を組織してゐたのが明治二十八年七月一日から各郡別々に郡長を置くといふことに（勅令による）なつた爲め、教育會も解散して上益城郡は七月、下益城郡は九月に各獨立して私立教育會を創設した。

八代郡も葦北郡と共に郡長一人であつた。従つて八代教育會と葦北教育會とは明治廿一年聯合會を組織した。それが二十三年に至り必要の時のみ聯合開會する事に改め、更に廿六年、縣教育會の組織に際し兩郡教育會の聯合を見るに至つた。而して葦北郡教育會の記録によれば此の聯合は明治廿八年に解けたとなつて居り、八代郡教育會の記録に依れば明治三十年に聯合を廢止した事になつて居る。縣廳の文書では「學事に關する諸會につき要項及會則届出の件」の縣令に對し、八代葦北は聯合のまゝの所で届出でて居る。それは明治廿八年七月廿四日である。だから此の時まではまだ分離はしてゐない。併し實は其の年の七月一日から勅令によつて各郡別に郡長を置くことになつてゐる。上下益城などは之を機會として分離してゐるから或は八代葦北の兩郡も明治廿八年の其の後に分離したのかとも察せられる。飽田、託麻、宇土の三郡はこれまで郡長は一人であつたのが之も明治二十八年七月から改められて飽田託麻で一人、宇土郡で一人といふことになつた。従つた其の十月宇土郡は分離創設した。山本山鹿菊池合志の四郡も明治二十八年までは四郡で一人の郡長を戴いてゐたのであつて教育會も一つであつた。書類では見當らないが二十八年に山鹿山本と菊池合志とに分れてゐるから多分此の時分離したものであらう。

翌二十九年四月一日より飽田、託麻が飽託郡となり、山鹿、山本が鹿本となり菊池、合志が菊池となつたなどで郡部の教育會も形式内容大体に於て現在の支會の様な状態に近づいて來たのである。各郡の教育會の會則などは屢々改正も行はれてゐるけれどもあまり煩瑣に亘るから掲げることが略す



る。會員の内容として郡書記や各町村長なども加つて居る事などはやゝ趣を異にしてゐる點であらう。

### 三、教育會の業績及狀況

1. 縣教育會 縣教育會は教育諮問會時代から續いて明治二十六年の私立熊本縣教育會に移つて大抵毎年一回開會されてゐるやうであるが、毎回の狀況は書類不備のため見當らない。縣から諮問したことに對する教育會の答申書などは點々見當る。以上散見する所を集めて縣教育會の業績の一端を見ること、しよう。

イ、明治二十八年から機關雜誌として年四回發行することを定めて居る。

ロ、明治二十九年の總會では次のやうなことが諮問されてゐる。

○尋常小學校に於て筆算併用の利害如何、

○小學校教科書中作文算術二科の用書を定むることの利害、  
更に次の二件を建議してゐる。

○小學校臨時試験度數の件（五回以内位との意見を）

○師範學校生徒定員増加の件、

ハ、明治二十八年には縣からの諮問に

○縣下の實業教育に關する件。

といふのがあつた。答申には

飽託郡の織物、山鹿町地方の傘、來民地方の團扇、小國地方の竹類、

といふ様なものを挙げ之に適當な徒弟學校や、實業補習學校を設けて指導したがよいといふ意見を附してある。

ニ、明治三十一年七月には

○内地雜居に關し普通教育上準備すべき必要ありと認むる件といふ問題を調査研究してゐる。そして之を縣知事に提出し更に文部大臣にも上申されたいと希望してゐる。

縣では其の意を容れて、文部大臣宛進達してゐる。

右は當時としては國家的にも重大な事件であり、殊に思想的に考察して随分興味ある問題であつて、殊に本縣教育者が之を如何に眺めたかは本縣教育の趨向を知る上に關係深いものと思はれるから全文を掲げることにした

#### ○内地雜居に關し普通教育上準備すべき必要ありと認むる件

（私立熊本縣教育會調査  
明治三十一年七月）

法律命令ヲ以テ規程スル分

一、外國人設立ノ學校ハ總テ我政府ノ監督ヲ受クルコト

イ、外國人ニシテ學校ヲ設立スルモノ及教師ノ資格ヲ定ムルコト

ロ、學科課程及設備等ノ規則ヲ設クルコト

凡ソ國家ノ生存發達ニ必要ニシテ臣民ノ福利ヲ増進スル造營物ハ其政府ノ監督ヲ受クベキハ理ノ當然ナリ



故ニ外國人ノ設立スル學校ト雖モ其學生生徒ノ本邦人タルト外國人タルトニ拘ハラス政府ノ監督ヲ受クベキハ是亦理ノ然ラシムル所隨テ之ガ設立者及教師ノ資格ヲ定メ又學科課程及設備規則ヲ設クルコトハ取締上自然ノ脈絡ナリ然シテ之ガ標準ハ既定ノモノヲ斟酌シテ定ムルヲ可トス

一、凡ソ何等ノ學校ト雖モ學科課程トシテハ何種ノ宗教モ加ヘサルコト  
但シ宗教ニ關スル專門ノ學校ハ此限リニアラズ

教育ト宗教ト混同シテ其弊ニ陥リ辛ジテ其困難ナル苦境ヲ脱シタル國ハ其例ニ乏シカラズ教育ト宗教ハ固是別立ニシテ信仰ノ自由ハ我憲法ノ明許スル所ナリ故ニ宗教ヲ學校教育ノ一部トスルトキハ却テ實際ニ於テ信仰ノ自由ヲ妨礙スルノ恐アルモ其利ヲ見サルナリ而シテ我邦從來ノ教育制度ニ於テモ業已ニ然リ故ニ宗教ハ學校教育ノ一部トハナサザルナリ

一、本邦人ニシテ外國人設立ノ學校ニ於テ教育ヲ受クルモノニハ勅語ノ御旨趣ヲ奉体セシムルコト  
外國人ニシテ我邦人ノ子弟ヲ收容シ之ガ教育ヲ爲サントスル者ハ勿論我邦臣民タル本分ヲ盡サシメントスル厚意ト又個人的發達ヲ圖ルノ慈惠ニ外ナラザルベシ故ニ勅語ノ御旨趣ヲ奉体セシムルコトハ當然ノ義タレバナリ  
一、外國人ニシテ其子弟ヲ我邦設立ノ學校ニ入學セシメンコトヲ希望スル者ハ便宜之ヲ許可シ總テ本邦人ト同一ノ義務ヲ守ラシメ及同一ノ保護ヲ與フルコト

異境ニ來リ住スル者固ヨリ其覺悟アルベシト雖モ子弟迄モ教育セントスルハ隨分難事ナルガ故ニ必ズヤ永住若クバ歸化セント欲スル者ハ我邦設立ノ學校ニ入レテ教育ヲ受ケンコトヲ望ムナルベシ故ニ此等ノ輩ニ對シテハ入學ヲ許可シ本邦人同様ノ取扱ヲナスコト交誼上然ルベキ所ナリ

一、普通教育ヲ畢ラサル者ハ外國人設立ノ學校ニ入ルヲ得サルコト

國民ガ其臣民ノ子弟ヲ或程度迄即チ國民タル資格アリト認メ得ル程度迄教育スルハ國家ノ義務ナリ然ルニ國家ノ義務ヲ外國人ニ委スルハ國家ノ体面ヲ汚辱スルモノナリ故ニ義務教育ヲ畢ラザルモノハ外國人設立ノ學校ニ入ルヲ得ザルコト當然ノ義ナリ

一、義務教育ノ年限ヲ六ケ年ニ延長スルコト

一、義務年限ヲ經過スト雖モ國民教育ノ課程ヲ卒ラサル間ハ義務ヲ終ヘサルモノトス  
現今初等教育ノ分普及セサルハ統計ノ示ス處ナリ而シテ義務教育ノ年限ヲ四ケ年トシテ實施シ來リシモ其効果ヲ實際ニ徵スルニ實ニ微弱ニシテ到底國民ノ資格アルモノトハ認メラザルガ如シ故ニ我國現今ノ事情ニ照合シテ義務教育ノ年限ヲ六ケ年トシ而シテ高等尋常ノ區別ヲ廢スルヲ可トス又從前ノ經驗ニ徵スルニ義務教育ノ實質ヲ修了セザルモノモ規定ノ學齡年限ヲ超ヘタルトキハ義務教育ヲ免レタルモノ、如シクテハ教育ノ眞意ニ悖戻スルヲ以テ宜シク義務教育六ケ年ノ學科即チ其實質ヲ修了セザル間ハ義務教育ヲ免レシメザルコトトナスニアラザレバ國民ヲ教育スルノ本旨ニ背クヲ以テ試験委員ノ制ヲ設ケテ其實質ヲ檢スルヲ可トス

一、義務教育ヲ充分普及セシムルコトニ着手スルコト

- イ、授業料ハ徵收セザルコト但土地ノ情况ニヨリ之ヲ徵收スルヲ得トスルコト
- ロ、謂レナク就學義務ヲ怠リタル父兄及保護者ニ相當ノ制裁ヲ加フルコト
- ハ、義務教育ヲ卒ヘザル者ニハ公民權ヲ與ヘザルコト
- ニ、日曜半日及夜學校ノ制ヲ設クルコト
- ホ、兒童福祉又ハ預主ヲシテ之ニ義務教育ヲ授ケシムル責任ヲ負ハシムルコト
- ヘ、慈善的小學校ノ設立ヲ獎勵スルコト
- ト、女子教員ノ養成ヲ緊急トスルコト



一、教職人員ニ要スル費額ハ總テ國家ノ負擔トシ地所建物等ノ設備及雜費ニ關スル分ハ市町村ノ負擔トスルコト

國家ガ自己ノ生存發達ニ必要ナル手段ヲ執ルハ固ヨリ其緩急ト順序トニ於テ差違アルベシト雖モ初等教育ノ如キニ至リテハ強迫ノ權ヲ有スルモノナレバ國家直接ノ事業トスルハ理ノ當然ナリ然レドモ人間社會發達ノ情狀ニ鑒ミ之ガ宜シキヲ制セントスルニハ國家ノ生存發達ニ妨ゲナク又市町村自治ニモ利アル限界ニ於テ事業ノ進捗ヲ圖ルヲ至當トス故ニ國家ノ義務ヲ遂行スル機關ニ屬スル費額ハ之ヲ國庫ノ負擔トシ市町村ノ財產及其便宜ノ費額ニ屬スル分ハ之ヲ市町村ノ負擔ニ歸スルヲ適當トス

教育者各自ノ覺悟ニ關スル分

一、外國人ニ對シテハ國民タルノ体面ヲ保ツハ勿論他ノ標準タルベキコト

我國三十年以還ノ進歩ハ世界無比ト稱スル所然レドモ此進歩ハ多クハ皮想ノ觀ヲ免カレス苟カニ裏面ヲ查察スレハ舊慣ハ將ニ類廢セントシテ新習未タ其根基ヲ固フスルニ至ラス殊ニ東西懸隔事情ヲ異ニスルガ故ニ我邦人ト歐米人ト能ク相和スルヲ得ス故ニ或ハ實利主義ノ餘弊ハ人腸ヲ腐敗セシメ以テ節義ヲ毀ヒ又尊王愛國主義ノ狂勢ハ固陋頑愚ノ誹ヲ免レザル觀ナキニアラズ是ヲ以テ外ニ對シテハ耻ヅルナク内ニ自カラ疚シカラザル態度ヲ以テ外人ニ接セザルベカラズ且ツ教育者タルモノハ嘗ニ自家ノ行爲ニ止ラズ他ヲ誘導感化スルノ心得ナカルベカラズ

一、外國人ニ對シテハ公義ヲ重シシ情誼ヲ厚ウシ以テ彼レヲ同化スルニ務ムルコト

今日我國ノ開化文明ハ歐米ヲ師友トシテ爰ニ到リタルハ吾人ノ認ムル所然レドモ宗教上道德上其風俗習慣ノ基ヅク所及氣候風土ノ異ナルヨリシテ相互ノ交情ニ於テモ隔靴搔痒ノ嘆アルベシ故ニ遠來ノ兄弟ヲ好遇シ彼ヲシ

テ同化スルニ務ムルコトハ吾人教育者ノ敢テ遺レザル所ナルベシ

一、將來ノ子弟ニハ特ニ注意シテ自國的精神ヲ涵養スベキコト

一、彼我國情ノ差違ヲ參酌シ以テ公私ニ關スル道德ノ養成ト應用トニ注意シ又世界ノ進運ニ鑑ミ以テ智能ヲ發達セシムルコト

優勢ヲ慕ウテ自卑ノ弊ニ陥ルコトアリ自國ヲ賤ンテ他國ヲ欽羨スルコトナキヲ保セズ故ニ子弟ヲ教育スルニハ我生レタル國我棲息スル處ハ福利ノ基ク所福利ノ存スル所ナルコトヲ教ヘ尙進ンデハ死後ノ冥福モ亦我生國ニ於テコソ享クルヲ得ベケレトノ念ヲ起サシメ以テ尊王愛國ノ志氣ヲ涵養スルコトニ勵メザルベカラズ

軍備教育經濟上ニ付彼我對照シテ我地位ヲ明カニシ宗教道德ノ基ヅク處ヲ觀テ以テ彼我ノ情誼ヲ察シ謙讓ノ美德モ度ヲ失スレバ迂濶損失ノ弊ヲ招キ輕躁ト頑固ハ失墜錯誤ノ害ニ陥リ自國自慢ノ管見ハ驕傲ノ排斥ヲ免レズ世界ノ強國ト稱セラル、モノハ經綸ノ道即チ道義ヲ本トシテ立テタル法律經濟ノ道ヲ研究應用シタルニ外ナラザルコトヲ了シ以テ子弟ヲ教育スルコトニ殊ニ注意スベキナリ又四海皆兄弟トノ義ヲ遺レザルコト肝要ナリ又教育者自身ニハ交際法及法律ノ概念經濟學ノ大意ヲ知ルノ必要アルナルベシ

學科ニ關スル分

一、我帝國臣民タルノ本分ヲ堅固ニ形成スルニ足ル處ノ系統アル修身書並ニ讀本ヲ編纂シ全國一般

ニ採用スルコト

凡ソ教科用書中修身書讀本ノ良否及統一如何ハ初等教育ニ於テハ偉大ノ關係ヲ有スルモノナレハ當ニ國費ヲ以テ善良完備ノ書ヲ編修シ全國一般ニ採用セシムヘシ是レ教育ノ方針ヲ誤ラサル上ニ於テモ國民ノ情操意志ヲ統一スル上ニ於テモ大ニ力アリト信ス



一、右教科書中ニ外國人ニ對スル道義及外國ノ情勢ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ挿載スルコト

外國人ニ對スル義理人情及外國ノ形狀一斑ヲ知ラシメ彼我ノ友情ヲ誘掖同和スルニ資スヘキ材料ヲ挿載スル事亦今後ノ形勢ニ鑒ミ時ニ必要ヲ感スルモノアレハナリ

二、邦語ヲ改良スルコト但シ初等教育ニ於テ實施ヲ速カニスルコト

凡ソ言語ノ錯雜悞戾ナルハ教育上殊ニ初等ニ於テ困難ナリ隨テ之カ影響タルヤ害アルモ益ナク寧ロ虚偽ニ陷ルノ弊ハ免レサルヘシ又一國ヲ統治スル上ニ於テモ國語ヲ異ニスル時ハ政治統一脈絡貫通上國家ノ勢力ヲ減殺スルハ言ヲ俟タス動モスレハ分裂ノ虞アリ然リ而シテ我邦ハ言語ノ脈絡大体ニ於テ一定スルモノアルモ漢語輸入ヨリシテ近世歐米ノ語脈ヲ加味スルノ止ムヲ得サルニ判リシヨリ一層其錯雜ヲ甚シウシ初等教育ニアリテハ舊來因襲シタル諸種ノ文体ヲ用ヒ簡易ノ事モ理解ニ苦ミ隨テ教師ノ勞多クシテ生徒ノ得ル所ハ甚タ尠キヲ感ス故ニ可成言文一致ノ方向ヲ取り教育ノ普及ト効果ヲ確實ニセンコトヲ希望ス殊ニ雜居外國人ヲ同化スルニ於テモ其便益尠ナカラサルヘシ尤モ其改良方法ノ如キハ文部省ハ勿論又帝室ニ於セラレテモ御贊助アラン事ヲ切ニ希望スルモノナリ又其着手方ハ懸賞方法及編纂委員等ノ設ケアルヲ望ム又政府ノ公文ハ可成簡易ナル言文一致ノ體ヲ執ラレン事ヲ希望ス

三、外國語ノ學習ヲ擴張スルコト

今日ノ制度ニ於テ外國語ノ學習ニ便ヲ與ヘアルハ中ス迄モナク殊ニ外國語學校ノ設立ヲナシタル等當局者ニ於テモ夫々留意セラルト雖モ未ダ以テ充分ノ計畫トハ云ヒ難シ苟クモ雜居實施ノ曉ニハ外國人交通ノ頻繁ニ伴ヒ内外人ノ間ニ生ズル事件ノ多キハ明瞭ナレバ警察ニ監視ニ裁判所ニ宿屋商店ニ外國語ノ需用ハ益々多キヲ加フヘシ故ニ主トシテ英語ヲ學習スル方法ヲ講セラレン事ヲ希望ス斯ノ如キハ外國ト對峙スル我國進歩ノ秩序アル

行動ト認メ諸外國モ共ニ好意ヲ表スル所ナルヘケレハナリ

2. 各郡市教育會の狀況 (其の一)

本項は各郡市よりの報告を大体其のまゝの形にして掲げたものである。

熊本教育會

一、明治廿二年五月在熊先輩及初等教育者側からは三浦巖彦内藤小平太等有志數十名濟々費に會合し東肥教育會を組織し事務所を上通町に設け大東立教雜誌(廿一年五月濟々費關係者で刊行したもの)第十一號から改題「文學世界」と稱し學術言論の發表をして互に修養研究をして居つたが市制實施前に熊本區長松崎勉の時熊本區教育談話會といふ教育有志者の團體を組織した。

一、熊本市教育會の組織成立明治廿二年九月第一代市長杉村大八の時私立熊本市教育談話會の組織成立し會頭に坂口元雄(熊本高等小學校長)副會頭に井上伊和薫(一新小學校長)を推選し理事に三浦巖彦上野又十内藤小平太惠良武兄十時榮明豊原積徳を選出した。各學校一名の代表者は市役所に會合し規則を議定し同十一月第一回總集會を蔚山町本願寺説教所に開催した。

一、同廿三年五月初めて學事視察員二名を郡部に派遣○九月總集會を開き役員改選し坂口會頭井上副會頭再選○十月臨時總集會開催本縣師範學校長住田昇出席し本會に對し本縣に大教育會を起す趣旨を謀る三浦井上内藤の三名を代表委員とし市は聯合組織の意見を以て參加する事に決した。

一、同廿四年二月臨時總集會開催市長杉村大八を會頭に推選した。

一、同廿五年十二月臨時總集會開催市内小學校に學期始に入學式學期終に卒業式舉行する事に決議した。



- 一、同廿六年九月總集會開催會長に市長松崎爲己副會長に三浦晟彦當選。○十一月臨時總集會開催熊本縣教育會本市選出會員として田中清司井上伊和齋上野又十佐々布達を推選し常委員として三浦晟彦當選
- 一、同廿八年九月總集會を開き教育會の規則を改正し自今熊本市教育會と稱した。
- 一、廿九年十一月總集會開催本縣教育に對し全國の高等小學以上に游泳科加設を其筋に建議することを議し先づ市高等小學校に實施の後建議することに決した。
- 一、同卅年五月總集會を開き市高等小學校に游泳科を本年から實施の件を市長に建議し實行す○十月總集會を開き會長市長辛島格副會長三浦晟彦當選。
- 一、同卅一年十二月總集會を開き關西各市區小學校聯合會並九州沖繩八縣教育品展覽會開催の件を議定した。

飽託教育會

- 一、明治十九年教育令の改正に依つて飽田北部同南部託麻宇土の四高等小學校設置、部教育會組織、部會長には飽田北部吉田泰造南部は小山又熊宇土託麻不詳。
- 一、同廿年秋南部教育會は始めて組合内廿餘校聯合大運動會舉行。
- 一、同廿三年堤尙彦南部校長部會長となる。
- 一、同廿五年七月高野宣吾南部校長部會長となり川口校佐川米喜副會長となる。
- 一、同廿六年安藤丑熊北部會長に谷川直温東部會長となる。
- 一、施設事項といふものがなく唯總會開催、各部の批評授業が行はる。

壬名教育會

- 一、明治廿三年郡教育會創立會長に工藤唯次郎副會長に小原恒行就任○教育總會教育懇話會開催○教育品展覽會始まる○縣立中學校設立の件を建議する○次の研究調査を行ふ(イ)尋三から筆算を課する利害(ロ)尋女に裁、休を課する得失(ハ)通信簿の研究。
- 一、同廿四年木下嘉一會長となる。
- 一、廿五年新美吉孝會長門司直志副會長となる。○大祭祝日唱歌集撰定頒希、西高等小學校創設○次の研究調査を行ふ(イ)算術教授細目研究(ロ)單級教授法研究(ハ)試験細則及通録研究○大日本教育會狀況視察の爲門司直志を派遣した。
- 一、同廿六年門司直志副會長就任○勅語捧讀及服膺上の心得研究。
- 一、同廿七年津留辰雄副會長就任。
- 一、同廿八年門司直志副會長就任。
- 一、同廿九年丸山重俊會長就任○九州沖繩八縣聯合教育品展覽會に成績品出品、同視察の爲平山、内田、瀧村、坂西、村上昌、戸上、弘の七名派遣する。
- 一、同三十年古城彌次郎會長就任、北高等小學校創設○教授細目及教授用具の研究調査○算術國語教授法管理法講習會開催。
- 一、同卅一年教育會豫算始めて編制される。○次の研究調査を行ふ(イ)生徒の缺席を少くする法案(ロ)郡内模範人物調査(ハ)教授用具の研究○國語教授法講習會准教員養成講習會開催。
- 一、同卅二年門司直志會長内田直治副會長に就任○初めて學校醫を置く、南高等小學校創設○次の研究調査を行ふ(イ)卒業生學力補充案(ロ)子守兒童教育法○單級教授法講習會准教員養成講習會開催○八縣聯合教育會展覽會視察の爲門司直志、坂西初太郎を派遣する。
- 一、同卅三年三友雄副會長に就任○市展覽會成績品出品○就學督勵を行ふ、農業科加設六校○作文算術教授法講習會准教員養成講習會開催○學事視察の爲坂西初太郎を京阪地方に派遣。



鹿本教育會

- 一、明治廿一年設立、山鹿山本菊池合志の四郡を一括して一行政區とし郡衙を隈府町に置き當教育會も四郡聯合の上郡長上羽勝衛を會長に推戴し後小橋元雄を會長に推戴する。
- 一、同廿九年四月山鹿鹿本の二郡合併し鹿本郡と稱し郡衙を山鹿町に置き郡長小橋元雄を會長に推戴する。同月郡長安田退三を會長に推戴した。
- 一、同卅一年一月郡長中山政説を會長に推戴する。

菊池教育會

一、會長左の如しである。

- |                           |          |                          |          |
|---------------------------|----------|--------------------------|----------|
| (イ) 自明治廿三年八月<br>至同 十二月    | 郡長 小池 浩輔 | (ホ) 自明治卅一年十月<br>至同 卅一年二月 | 郡長 荒川 眞藏 |
| (ロ) 自明治廿三年十二月<br>至同 廿五年二月 | 同 安田 退三  | (ヘ) 自明治卅二年五月<br>至同 卅二年五月 | 同 潮 高龍人  |
| (ハ) 自明治廿五年七月<br>至同 廿八年七月  | 同 小橋 元雄  | (ト) 自明治卅二年五月<br>至同 卅二年五月 | 同 美濃部 盛行 |
| (ニ) 自明治廿八年七月<br>至同 卅年十月   | 同 川島 澄之助 |                          |          |

- 一、明治廿九年五月私立菊池郡教育會組織並總會開催規則修正加除役員選舉する。爾後毎年一回總會を開き重要行事を協議し名士の講演及學校經營並教科の研究をして毎年講習會視察員を派遣する。

阿蘇教育會

- 一、明治廿年十月高等中部小學校で創立總會開催、十二月福岡縣知事の認可を得る。小國、南郷、阿蘇の三部會に分つ。以後毎年春秋二季に開く。

一、總會には縣及師範から講師を招待して斯道の講演を聴き、各部に於ては實地授業を行つて教授の進歩を企てた

一、同卅年頃より社會教育方面に就き通俗講演會を開き、講師には神官僧侶を招き各町村を巡回した。

上益城郡教育會

- 一、明治廿一年六月上下益城郡私立教育會設立、會長園田行眞(上下益城郡長)理事大塚隆(郡書記)谷川直温(上益城高等小學校長)會員數九十二名。
- 一、同廿八年七月上下益城郡分立して私立上益城郡教育會と稱した。

- |                         |               |                |
|-------------------------|---------------|----------------|
| 一、自明治廿八年七月<br>至同 卅一年十月  | 會長 吉田 安喜 (郡長) | 副會長 大塚 隆 (郡視學) |
| 一、自明治卅一年十一月<br>至同 卅二年三月 | 同 田中 高德 (同)   | 同 同 (同)        |
| 一、自明治卅二年四月<br>至 同       | 同 古庄 龍象 (同)   | 同 亀井 直信 (同)    |

下益城教育會

- 一、明治十九年御船町で夏季講習會開催の節小野部田校長佐野小七郎松橋校長中山豊記西砥用校長河野通玄等上下益城郡教育會組織の議が起る。同年秋堅志田で上下益城教育會組織會を開いた。(以下上益城支會の項参照)
- 一、同廿八年上下益城郡分立し下益城郡役所を中山村堅志田に置いた。
- 一、同廿九年九月郡役所で本郡教育會々則協議會を開き續いて總集會を開いた。

宇土教育會

- 一、明治廿八年私立宇土郡教育會設立事務所を宇土町に置いた。會長郡長林千八副會長視學西口敬之就任。初めて總集會開催。特別會員として町村長學務委員を加へた。



- 一、同卅年會報發刊。
- 二、同卅一年一月郡長肝付忠一會長に就任。
- 三、同卅三年四月第一課長片岡秀雄副會長に就任。事務所を三角町に移し東西二部に分けた。八月郡長藤岡常喜會長に就任。初めて夏季講習會開催。(ヘルバルトの五段教授法普及の爲)

八代教育會

- 一、明治廿年五月郡教育會創設會長に菅沼安隆就任。
- 二、同廿一年六月八代葦北聯合教育會を組織。
- 三、同廿三年四月同會を廢止。
- 四、同廿七年十月同會を再び組織した。
- 五、同廿九年九月郡長辛島格を會長に推戴した。
- 六、同卅年四月聯合教育會廢止。同月男爵松井敏之を名譽會長に推戴した。

葦北教育會

- 一、明治廿八年六月八代葦北郡から分立し後私立葦北郡教育會を組織し事務所を葦北郡役所に置いた。
- 二、主な事業施設 總集會、講習會、講演會、學事視察員派遣聯合運動會。

球磨教育會

- 一、明治廿一年下球磨に於て林田爲吉(廣路校今の東間校)徳永松喜(柳瀬校今の川村校)宮原維精(瓦屋校今の大村校)高橋主敬(林校今の中原校)山田龜五郎等が下部學事會を組織した。
- 二、同廿三年上下球磨合併し私立球磨郡教育會設立、會長菊池淡水副會長高等球磨小學校長岡鶴選任し林田爲吉宮

原維精高橋主敬犬童機平徳永松喜山田龜五郎を幹部とし上球磨下球磨の二部に分けた。

- 一、同廿七年郡長山中清馬會長に推戴した。
- 二、次いで郡長井上友記會長に推戴した。

3. 郡市教育會の狀況 (其の二)

郡市教育會は其の組織が現在の分會程度の大いさから漸次郡單位又は數郡聯合の程度まで擴大されて來たことは前項で述べた通りである。而して其の實動狀況は教員の職務に對する弛張の狀況、思想感情の趨向、地方的氣分の發露等大いに興味あるものである。幸に明治二十一年から二十四年頃までに縣が屬または師範學校長、教員をして右教育會の總會等を視察させた其の報告書が縣廳書類に見られる。時恰も教育勅語御發前後ではあり、又は郡部小會の合同を促進する折ではあり、更に縣教育會大合同の機運の動きかけた時ではあり、或はまた教授管理などいふ問題の研究機關を要求しかけた頃でもあつて此の種の諸問題、諸事情が歴々と展開される活資料であるから數郡分を次に示さう。

イ、私立山鹿山本菊池合志聯合教育會臨席復命書 (明治二十一年十月三十日)

(屬 河瀬 弘)

山鹿外三郡聯合私設教育會ハ去ル二十八日菊池郡隈府町西照寺ニ之ヲ開ク會スル者百三十餘名トス當日ハ第五高等中學校長野村彦四郎同校教諭中川久知同校醫學部舎監蓑田春堯同校助手余田司馬人ノ諸氏並ニ私立濟々堂教師井芹經平合志林藏等之ニ出席セリ野村校長以下該校職員ノ出席ハ郡長ノ招聘ニ



出ルト云フモ濟々覺教師等ノ出席セシハ何人ノ招キニ依ル歟遂ニ之ヲ知ルコトヲ得ス正午十二時後開會上羽郡長ハ先ツ開會ノ旨趣ヲ告ゲ續テ過般本會ノ決議ヲ以テ設ケタル教授法ノ批評會ニ關シ會員ノ注意ヲ促シタリ其要旨ハ此批評會タル其益スル所實ニ尠カラスト雖トモ或ハ恐ル批評ヲ受クルモノニシテ其衷心ハ之ヲ好マス却テ不平ヲ抱クノ弊ヲ生スルヤモ亦難計リ是等ハ會員ノ豫メ留意スヘキ事ニ付批評ヲ受クル者モ批評スル者モ須ラク公平ヲ主トシ互ニ隔意アルヘカラス云々次ニ野邨校長ハ小學校教育ノ主旨的及實業教育ノ必要ヲ説キ尙ホ曰ク當郡ノ批評會ナルモノハ如何ナルモノナル歟一切之ヲ知ラスト雖トモ今上羽郡長ノ演述セシ所ハ如何ニモ訝カシキノ至リト謂ハサルヲ得ス今日此會ニ出席セル人々ノ内既ニ彼ノ批評會ニ加入スルモ其衷心ハ他ノ批評ヲ受クルコトヲ好マサルモノアラハ何ソ速カニ彼ノ批評會ナルモノヲ退會セサル凡ソ男兒ノ事ヲ行フ敢テ己ノ好マサル所ヲ拒ケテ人ニ從フニ及ハス須ラク意ノ好ム所ニ從ヒ斷行スヘシ云々ト辭氣共ニ頗ル激切ナリシ次ニ中川教諭ハ圖解ヲ以テ植物分類ノ大意及花ノ構造生殖ノ作用等ヲ示シ續テ濟々覺教諭合志林藏ナルモノハ長文ノ演說筆記ヲ取出シ且演シ且讀ミ頻リニ新聞紙ノ要用缺クヘカラス所以ヲ説キ教科用書ハ死物ナレハ小學兒童ヲシテ活智ヲ得セシムルハ新聞紙ヲ讀マシムルニ如クモノナシ教育者ハ須ラク之ヲ務ムヘシト奇怪ナル旨趣ヲ喋々セリ(九州日々新聞本日ノ雜報欄内ニ掲載セシ同人ノ演述ハ充分ノ裝飾ヲ加ヘタルカ如ク大會場ノ演述ト其旨趣ヲ異ニセリ)弘本日ハ初メヨリ意見ヲ述ヘサルノ覺悟ナリシモ此際尙ホ他ノ勸メアリ且合志林藏ノ演述或ハ會旨ノ幾分ヲ感染スルヤモ難計ヲ慮リ且ツ郡長ノ發シタル諮問案ノ第一即チ小學校内ニ併置スル小學簡易科教場ヲ割テ他ニ之ヲ設置ス

ル云々ノ如キハ學令ニ改正アラントスル今日ニ於テハ之ヲ議スルノ必要ナク且内部ノ改良即チ教授ノ方法ヲ等整頓セシテ徒ニ外部ノミヲ變更スルモ到底益スル所ナカルヘキ感覺セシニ因リ聊カ卑意ヲ陳述セリ其要旨ハ現今ノ狀況タルヤ教育上ノ理論及其方法手段ヲ研究スルノ點ニ至リテハ頗ル發達セルカ如クナルモ實行ノ精神氣力ニハ一般頗ル乏シキノ傾キアリ且ツ其說ク所ノモノ動モスレハ往々新奇々怪ニ驅セ實行ニ適セサルノ弊モ亦實ニ尠カラサレバ教育者ハ須ク茲ニ意ヲ用ヒサルベカラス今日弘ノ述ブル所ノモノハ敢テ新奇ナルモノニアラズ最モ卑近ナル事柄ニシテ小學簡易科ノ事ナリ小學簡易科ニ國民教育中固ヨリ重要ナル部分ヲ占ムルト雖モ其教授時數ハ一日僅カニ三時間其修業年限ハ漸ク三ケ年其經費ハ概ネ不自由勝ニシテ多數ノ兒童ヲ教育シ國民タルノ資格ヲ得セシメサルベカラスモノナレバ其困難ナルハ亦言ヲ俟タス然ルニ現今簡易科ヲ設ケタルモノヲ觀ルニ能ク此困難ナルヲ了得シ僅少ノ時間ヲ利用シテ合級授業ヲ實行スルモノ、如キハ實ニ甚タ少ク概ネ簡易科ナレハ「ドウデモヨイ」ト云フノ有様アルカ如シ此實際困難ナル簡易科ノ教育ニ於テ若シスル狀況ヲ以テ荏苒推移ハ三ケ年ノ短日月ニ國民タルノ資格ヲ作り出スコトハ中々思ヒモ寄ラヌ事ナルベシ故ニ苟クモ現今簡易科ノ教育ニ從事スルモノ、如キハ須ラク充分ノ精神ト氣力トヲ以テ只管其實績ヲ擧クルコトヲ務メサルヘカラスト云フニ在リ(九州日々新聞ニ掲載セシ所ノ大旨ヲ閱スルニ弘ノ説キタル所ノ……モノハ大ニ其旨趣ヲ異タル所ニモ亦然リ)次ニ井芹經平ハ教育社會ノ狀況動モスレハ智育ニ偏シ德育ニ意ヲ用ヒサルノ弊害ヲ説キ遂ニ歐洲各國ノ宗教等ニ論及シ德育ト智育トハ並行ヲ圖ラサルヘカラス云々ヲ述ヘ尋常隈府小學校教員



緒方信藏ハ熱心ニ管理及教授上ニ關スル改良ノ方法三四ヲ朗讀セリ右終リテ談話會ヲ開クノ豫定アリ且ツ此時間ハ最モ有益ノモノト思考セシニ郡長ハ續テ談話會ヲ開クヘキ筈ナリシモ時間モ頗ル後レ且來賓中一兩名本日熊本ニ歸リノ要用アル人ヲ生シタルニ因リ(此來賓ハ濟々變教師兩名ナリシト云フ)本日ハ談話ヲ休止シ今ヨリ直チニ宴會ヲ開クヘキ旨ヲ告ケ會場忽チ變シテ飲食ノ席トナレリ弘ハ須臾ニシテ此席ヲ辭シ旅宿ニ歸レバ山鹿合志等ノ各小學校教員十二三名來訪セシニ因リ共ニ教育上ノ事柄ヲ寬話シ翌日ハ午前第八時ヨリ野邨校長ノ一行ト共ニ隈府町ノ高等小學校及尋常小學校等ヲ巡見シ午後四時頃ニ野邨校長ノ旅寓ヲ辭シテ歸宿シタリ要スルニ此回ノ事タル必要ナル談話時間ヲ全ク削リシカ如キ其主旨ノアル所ヲ詳カニセス會場ハ霽然タル和氣ニ乏シク會員中不平ヲ鳴ス者モ亦尠カラサリシハ甚タ遺憾トスル所ナリ右ハ本會實際ノ略況トス。

ロ、私立上下益城郡教育會臨席復命書 (明治二十一年十月三十一)

(屬 大田黑哲堂)

本會ハ該兩郡内各小學校教員及有志者ヲ以テ組織シタルモノニシテ本月廿七廿八兩日間上益城郡御船町高等上益城小學校内ニ於テ町キタルハ組織ヲ新ニセシ以來第二回ノ定期大集合ナリ會員ノ出席スル者總計九十一名(會ニ加入セシモノハ幾シト四百名ニ及フト云フ)内有志者ハ二十名ニ過キスシテ皆熱心ナルカ如シト雖モ會議中意見ヲ述フル者ハ鮮少ニシテ兩日トモ一定スルモノ、如ク議論ノ際ハ動モスレハ過激ニ涉ラントスルノ模様アリテ無用ノ言動多ク徒ニ時刻ヲ費スノ感アリ問題ハ開會五日前ニ各組合(舊一郷ヲ以テ一組トス)ヨリ提出

スヘキ會則ナルモ漸ク開會前日ニ至リ舊沼山津郷ヨリ提出シタル尋常小學校遊戲法ヲ一定スルノ可否ト云フノ一題ノミ開會ハ午前九時ノ豫定ナリシモ出席員不揃勝ニシテ廿七日ハ漸ク午後ニ開會シ先ツ理事(學務擔當郡書記大塚隆及高等上益城小學校長谷川直温)ヨリ會務ノ報導ヲナシ次ニ郡長(本會々頭)ヨリ下附ノ諮問案(一)高等上益城小學校ニ英語科ヲ生徒ノ企望ニ任スルノ可否(二)尋常小學校ニ簡易科教場ヲ併置スルノ方法(三)學校組合ヲ立テ授業批評會ヲ開クノ得失(四)小學校教科用書ハ上下益城各校ハ來學期ヨリ實施スルカ若クハ當學期ヨリ實施スルカノ四件ニ付審議シ午後六時ニ至リ初日ノ會ヲ了レリ本日ハ下益城郡ヨリ出席ノ會員ヨリ本會ハ上下益城兩郡教育ノ普及改良ヲ計ルヲ目的トスルモノナレハ會場ハ御船町ノミニ置クハ公平ヲ失スルモノ、如シ故ニ爾來隔度ニ下益城郡隈庄町(高等小學校ノ位置)ニ於テ開會シタシト云フノ建議書ヲ提出セシモ上益城郡ヨリ出席ノ會員(下益城郡ヨリ出席ノ會員ニ比シ二三十名多數ナリ)ハ一名モ賛成ヒザリシヲ以テ否決シ爲ニ該會員ハ幾分不満足ノ有様ナリシ會後高等下益城小學校委囑教師池邊春義ハ本邦ハ從來武勇ヲ目的トシテ教育ヲ施セシ爲メ干今理學思想ニ甚タ乏シ實ニ憂フル所ナリ故ニ教育ニ從事スル者ハ專ラコノ思想ヲ養成スルコトヲ勉メサル可ラズ夫之ヲ養成スルニハ先ツ之ニ密接ノ關係アル數學ニ力ヲ用ヒサレハ其目的ヲ達スルコト能ハサルヘシ然ルニ數學ニハ筆算、心算ノ二法アリテ心算、暗算ハ最思考力ヲ要スルモノニシテ理學思想ヲ起スノ基礎ナレハ決テ該科ヲ等閑ニセス毎ニ注意ヲ施シ教授アランコトヲ望ムノ旨趣ヲ演舌ス畢テ宴會ヲ催セリ翌日ハ前日未濟ノ諮問案ヲ討議ス然レトモ會員ハ前日ニ比シ稍倦怠ノ色ヲ表シ午前出席スル者七十七名ナリシモ午後ハ尙減シテ五十五名トナリ閉會ノ節之ヲ



算セシニ僅ニ三十四名ナリシは一ハ遠隔ノ地ヨリ參會ノ者翌日ノ授業ヲ慮リ退會セシモノモアラレカ  
 諮問了ルノ後沼津山ヨリ提出ノ問題ヲ議セントセシニ提出者欠席セルカ爲メ其事ヲ止メ其他會則改正  
 等ニ付二三ノ建議アリタレトモ多クハ廢案トナレリ繼テ談話會ヲ開カントセシニ續々退會セントスル  
 有様ナルヲ以テ哲堂ハ各員ニ暫クノ滯留ヲ乞ヒ單簡ニ左ノ旨趣ヲ演述ス

教育會ノ効用ハ今更喋々ヲ要セスト雖トモ總テ創設ノ際ハ加入者モ多ク一旦ハ盛大ナル有様ヲ顯出スルモ漸次ニ參  
 會スル者減少シ終ニハ只眞ニ熱心ナルモノ四五名ノ集合ニ止マルハ屢々見受クル事ニシテ本會ノ如キモ本年ニ至リ  
 組織ヲ新ニシ云ハハ新設同様ナレハ現今ノ盛大ヲ足レリトセス益々擴張シ問題ノ如キモ決シテ高尚迂遠ニ馳セス實  
 地ニ行ハント欲スルモノ、ミヲ撰ミ且實際必用ト感スルモノハ其事柄ノ如何ニ困難ナルニセヨ工夫ヲコラシ互ニ講  
 究シテ是非其良法ヲ發見スルノ精神ヲ以テ教育ノ改良上進ヲ計ラハ其目的ヲ達スル事信シテ疑ハス本會ハ上下益城  
 兩部ノ教育普及ヲ計ルノ目的ヲ以テ組織シタルモノナレハ我ハ上益城ノモノナリ彼ハ下益城ヨリ出席ノモノナリト  
 謂フカ如キ念ヲ廢棄シ均ク一郡長所轄ノモノナリトノ考ヲ懷キ互ニ親和シ毫モ軋轢等ヲ生スルカ如キ事ナキ様切望  
 スル所ナリ云々

右了テ女子ノ就學ヲ誘導スル事、手工ヲ設クルノ方法、尋常小學卒業生取扱等ニ就キ講話會ヲ開ク哲堂ハ法令規則  
 等ニ對シ疑惑等アラハ遠慮ナク質問アラン事ヲ望ミ會頭モ其事ヲ促セシモ小學校教科用圖書實施方法等ニ付三四ノ  
 質疑アリタルノミナリシ

#### 八、私立飽田託麻宇土三郡教育會臨席復命書

(明治二十二年十月二十七日)

(屬 太田黑哲堂)

本月廿七日午前八時ヨリ飽田郡横手村長國寺ニ於テ開設來會者ハ教員授業生村役場吏員等總テ百六十

餘名(村役場員ハ九名)ニシテ師範學校ヨリハ宇津教諭、鈴木幹事及吉岡助教諭學務課ヨリハ小野大田黒ノ兩屬臨  
 會、午後山下書記官モ臨席セラレタリ。當日ハ會頭持永郡長差岡欠席ニ依リ副會頭吉田泰造(飽田北  
 部高等小學校長)會頭ノ席ニ就キ先ヅ會費收支ノ報告ヲナシ續テ會則中改正及天長節拜賀式執行ノ件  
 ヲ協議セリ右了リテ宇都教諭ハ教授用器械品ハ教師ヲ代理スルモノニシテ小學校ニ於テハ其備付最モ  
 必要ナリ人或ハ說ヲナシ器械ノ如キハ高等ノ學校ニハ要用ナルモ小學校等ニハ左程必要ヲ感ゼズト雖  
 余ガ思考ト其反對スル所ナリ器械標品備付ハ高等學校ニ至ル程轉比例ヲナスモノニシテ智識ノ發達未  
 ダ充分ナラサル兒童ヲ教授スル小學校ニ於テハ其肝要ナル旨ヲ述ベ差當リ備付スベキ緊要ノ器械等ノ  
 名稱代價共詳細ニ示セリ次ニ哲堂ハ教育部内ノ團體ヲ堅固ニシ過テ政黨海ニ溺レントスルモノアルト  
 キハ唯之ヲ笑止ナリトシテ傍觀スルニ止メズ舉テ之ヲ救助スルノ方針ヲ取り教育社會ハ協力一致以テ  
 堤防ヲ築キ政黨海大浪ノ襲來ヲ防禦スル事今日ノ急務ナルヘシ依テ教育會等ノ節集會ノトキハ授業法  
 及諸規則實施ノ方法ヲ研究スルト共ニ部内結合ヲ剛固ニスルノ計畫ヲナスベキコトヲ切望スル旨ヲ演  
 ジ又算術科ヲ教授スルノ際ハ度量衡ニ最モ力ヲ用ヒ衡等使用ノ習慣ヲ養成スルコト及習字科授業ノ際  
 注意スヘキコト等ヲ述ベタリ小野屬ハ三大節拜賀式ヲ鄭重ニスベキコト教職ニ從事スル者ハ事ヲ仕遂  
 クルノ決心ヲ固クシ單ニ定時間内學科ヲ教授スルヲ以テ足レリトセザルコト時間ヲ嚴重ニ守リ八時ヨ  
 リ始業スルト定メ自カラ之ニ遅レテ昇校スル等ノコトナキヨウ注意スベキコト、生徒食事ノ際ハ諸學  
 科教授ノ時ト同様之ヲ監督シ箸ノ握リ様等ヲ教ヘル方然ルベキコト、校内ヲ清潔ニシ衛生ニ注意スル



コト及諸帳簿ヲ整理スル等最モ教員等注意スベキ肝要ノ件々ヲ陳シ吉岡助教諭ハ小學生徒ニ圖畫學ヲ教授スルニハ普通圖畫ヲ主トシ務メテ美術的ニ流レザル様注意スベキコトヲ演說セリ右演說了ルヤ會員中ヨリ修身科採點ノ方法等ノ質問ヲナシ午前ノ會議ヲ閉ヅ

續テ縣立中學校設置建議ノ討議ヲナス本案ハ伊津野滿仁太及吉田泰造ノ發題ニシテ滿堂不賛成ヲ唱フル者ナク只竹下彦雄(託麻高等小學校訓導)ハ建議ノ時機至ラサル旨ヲ述ベタリシモ之ニ同意者ハナカリシ依テ建議スルコトニ決シ其建議案ハ理事ニ於テ起草スベキコトトナレリ本題ニ就テハ衆員最モ熱心ナルモノ、如ク若縣廳ニ於テ採用セラレザルトキハ他郡市ノ教育會ト協リ尙建議書ヲ差出シ夫ニテモ萬一採用ナキトキハ日本全國ノ輿論ニ訴ヘ歎願スル迄ニ運ブベキコトニ協議一決セリ

是ニ於テ副會頭閉會ノ旨ヲ告ゲ一同退散午後五時三十分

二、私立八代郡教育會臨席復命書

(明治二十三年十月二十四日)

(師範教諭 重富 龜一)

十月二十四日本校出發八代着同廿五日代陽尋常小學校ニ於テ開會セル同教育會場ニ臨席ス同會頭松崎欣哉發會ノ旨ヲ述ベ本日ハ公務差支有之ニ付副會頭安本亘ヲシテ代ハラシムベキ旨ヲ陳シ退場セリ乃チ安本亘會頭席ニ就キ今會ニ於テ審議スベキ諸題ノ已ニ提出シアルモノヲ示シ其ノ順序ヲ報告セリ

第一、聯合大教育會ノ件ニ付住田昇ヨリ本會頭ニ照合セルコトニ付審議

第二、師範學校教諭ヲ聘シテ各郡順次ニ講習會ヲ開クコトヲ縣知事ニ建議スル事

第三、小學校生徒ノ家庭ニ於テ家業補助ノ爲メニナセル手工品ノ展覽會ヲ開クコト

第四、小學校尋常科ニ筆算ヲ併用スルコト

會議ニ取掛ル前會頭ヨリ小官ニ演說センコトヲ請求セリ依テ小官左ノ主意ニ付談話セリ

教育ノ傾向ハ世間ノ風潮ト共ニ變化スベキモノナレドモ之ニ伴フテ極端ニ馳セ中庸ヲ失セザル事ニ注意スヘキコト  
 小學校ニ實業科ヲ設クルノ必要ヲ說クコト已ニ久シト雖モ未ダ實施ノ抄取ラザルハ種々ノ原因アルベシト雖教員ノ此科ニ於ケル經驗ナキヲ以テ其重ナルモノトス依テ先ツ現在教員ヲシテ實業科教員タルヲ得セシムルノ方法ヲ研究セザルベカラザルコト

右終テ實業科ニ就キ數番ノ問答ヲナセリ以テ實業ニ關係アレバトテ第三項ノ議題ヲ審議ス

第三項ノ題ハ全体可決シタリ然レドモ全部各學校ヲ合シタル手工品展覽會ハ隨分困難ナレバ先ツ二三校若クハ便宜ニ組合ヲ造テ開設スルコトニ定メタリ

次ニ第一項ノ大教育會ノ件ニ付住田昇ヨリノ照會ニ應ジ委員三名ヲ提出スルコトニ決ス然レトモ委員ハ左ノ二ヶ條ヲ本會ノ意見トシテ決行スベキコトニ議定セリ

- 一、各郡ノ教育會ハ從前ノ儘ニシテ只ダ其間ニ連絡ヲ通ジテ一ノ聯合會トナスコト若シ各郡市教育會ヲ解テ合同教育會ヲ成スニ議決スルニ至ラバ本會ノ意見ニ反セルヲ以テ委員ハ一旦同會場ヲ退キ歸ルコト
- 一、聯合教育會ハ各郡市ノ教育會ヲ連合スルモノニシテ他種ノ教育會例ヘバ熊本同志懇談會東肥教育會ノ如キハ之ニ加入スベカラザルコト若シ他種ノ教育會ヲ混入スルニ決スルニ至ラバ之レ亦本會ノ意見ニ叶ハザルヲ以テ委員ハ一旦會場ヲ退キ歸ルコト

次テ右委員ヲ選舉ス當選者ハ服部友規、丸山置治、安本亘ノ三名ヲ正員トス成松幹吾、田中清ヲ候補



委員トス

第二項ハ各郡ノ教員ヲシテ治ネク日新ノ知識授業法等ヲ講習セシムルノ主趣ニ於テハ異論ナシト雖モ今日多費ノ師範學校ニ之ヲ望ムモ到底達シ難キコトナリト論スル者多カレドモ遂ニ本題ヲ可決シ縣知事ニ建議スルコトニ定メタリ

廿六日第四項モ審議ノ末遂ニ可決シ會頭ヨリ縣知事ニ建議スルコトニ定メタリ

次テ本郡各學校ヲ通ジテ試験表ヲ一定セント云フ議題出ダレトモ之レハ議決ヲ以テ各學校ニ施スハ好マシカラザル事ナリトテ各員ノ申合セニテ隨意ニ定ムルコトニセリ  
終リニ臨ンデ安本巨會頭ノ依託ニヨリ左ノ件ヲ會員ニ請求セリ  
從前會頭松崎欣哉郡長ノ職ニ在リナガラ本會頭ヲ勤ムルハ不都合ノ次第モ相感ズルニ付自今會頭ヲ辭退センコトヲ請求スト

右ノ請求ヲ辭シ來春交選ノ期マデ勤續スルコトヲ更ニ反請スルコトニ決セリ

次テ會務會計報告會費取立ヲナシ二十六日午後一時閉會ス

ホ、私立葦北郡教育會臨席復命書 (明治二十二年十月廿八日)

(屬 河瀬 弘)

廿八日午前九時尋常日奈久小學校ニ於テ之ヲ開ク出席會員三十餘名ニシテ之ヲ從前ニ比スレバ大ニ多數ナリシト云フ弘ノ松崎郡長等ト共ニ出席セシ際ハ既ニ開會、問題ヲ掲ゲテ討議ヲ開ケリ今其問題及討議ノ要領ヲ舉グレバ即チ左ノ如シ

一、行狀點ヲ修身學科點ニ加ヘザルノ可否

本題ハ森常樹ノ發題ニ係リ討論殆ンド一時間餘ニ涉リ遂ニ多數ヲ以テ修身科ハ總テ學業點ノミトスルノ得策ナルコトニ決シ其要旨ハ知事ニ建議スルコトナレリ

二、尋常小學校ニ圖書ヲ加フルノ利害

本題ハ森常樹ノ發題ニ係リ甲論乙駁討議頗ル精密ニ入りシガ遂ニ一般ニ之ヲ加フルハ不可ト云フニ決シタリ  
一、生徒學藝品展覽會ヲ設クルノ利害  
本題ハ弘ノ本會頭森ト協議ノ上發題セシモノニテ滿場異議ナク毎年一回葦北郡私立教育會總會ノ期ニ開設スルコトトナリ次回ニハ第四年級ノ作文、習字、算術、圖書ノ試験答稿ヲ持寄り展覽スルコトトナレリ

本日ハ右ニテ閉會セリ時ニ午後第五時トス

廿九日ハ午前第九時開會、討議ノ要領ハ左ノ如シ

一、會員二名ヲ九州各縣ニ派遣シ學事ヲ查察セシムルノ可否

本題ハ星野重輝ノ發題ニ係リ遂ニ之ヲ派遣セシムルコトニ決シ派遣委員二名ヲ選舉セシニ星野重輝、兼丸康弘ノ兩名當選シ十一月中旬ヨリ出發スルニ決シタリ

二、葦北郡内學事年報ヲ調製スルノ可否

本題ハ星野重輝ノ發題ニ係リ討議ノ末遂ニ毎年之ヲ調製スルニ決シタリ  
一、生徒ノ組合ヲ設クルノ可否

本題ハ弘ノ會頭ト協議シテ發題セシモノニシテ其主旨ハ通學距離ノ遠隔セル小學校ニ於テハ其各部落ニ就キテ生徒ノ組合ヲ設ケ生徒通學ノ途中年長上級ノ生徒ヲシテ年少下級ノ生徒ヲ監督統率セシメ往復間ニ危險ナカラシムルハ勿論兒童ヲシテ互ニ相信愛救護スルノ好習慣ヲ養成スルト云フニ在リシガ會員皆異議ナク漸次之ヲ實



次ニ談話會ヲ開キ温習科ノ授業法等ニ關シ質議應答アリ弘モ亦温習科ノ授業上注意スベキ要點並ニ教員批評會實施ノ方法ニ關シ一席ノ談話ヲナセリ  
右ニテ全ク閉會ヲ告グ時ニ午後第四時三十分トス

#### 四、學 會

本期に入りて新たに學會といふのが生れてゐる。文學研究、法律研究、英語研究といったやうな同好同趣味の人々が相會して發表論議するといふ趣向の常設的の集會であつた、これは一つには教育普及の結果、研究熱を高め論難研鑽の機會を欲した趨勢の現はれであらうし、又二つには規程の學校教育を受け得ない者のために獨學研究せるものを導かんとの意味もあつたらう。或は更に私立學校として相當の設備と人と經費とを用意し得ないものが、従前の私塾の様な姿に溯つて小規模な教育機關を興したといふ事情も存するであらう。兎に角熊本區を主として本期の初頃から簇出して來てゐる。

1. 學會に關する規程と取締 かゝる學會がそろ／＼出來かけたので縣では明治二十一年十月次のやうな通牒を出して之を取締つてゐる。

○

近來某研究會若クハ某學會ト稱シ諸般ノ學會ヲ開設スル向キ不尠候處間ニハ生徒ヲ集メテ教授スルモノモ有之候旨ニ相聞ヘ不都合不尠右等學校ノ資格ヲ備ヘタルモノハ明治十九年十二月縣令第卅號ニ依リ伺出候様懇篤御示論相成若シ

之ヲ用ヒサルモノハ不得已停止相成候モ差支無之候儀ニ付尙ホ嚴重御取締相成候様致シ度此段申進候也

明治二十一年十月四日

第 二 部 長

熊 本 區 長 殿

起案した書類を見て見ると名宛は飽田、託麻、宇土郡長も並べてゐるけれども朱筆で抹消されてゐるこれから察すると學會などの設けられたのは殆ど熊本區に限られてゐたのであらう。

かく通牒を出しても其の實際の取締は都合よく行かなかつたのか翌二十二年十月に至つて、今度は縣令を出した。

#### ○縣令第五十八號 (明治二十二年十月二十日)

普通教育ノ改良上進ヲ圖リ若クハ學事ニツキ講究討議等ノ爲教育會ヲ開キ又ハ學術研究ノ爲メ學會ヲ設クル時ハ其ノ會則及規約等ヲ具シテ開申スヘシ

但從前開設ノモノニシテ經同若クハ開申未済ノ向キハ此際開申スヘキ儀ト心得ヘシ

これによつて何處に如何なるものが存するかを知つて取締を嚴にする基礎を作らうといふのであらうし、尙事によつては事面倒と思ふ程度のものも消滅もするだらうと考へたのだらう。學會其のものゝ趣旨は結構なものであるけれども前にも述べたやうにやはり形を替へた私塾といふ内容を有する事情などからして斯かる取締態度に出たのであらうし、又表面の理由には現はれてゐないけれども輕卒に時事を談じたり、或は會主の喧傳鼓吹に迷はされたりして思想傾向の不健全を來すやうなことなきやを怖れたこと等もあつたことであらう。



斯うしてやつて見ても其の後の状況は依然として縣令の趣旨が勵行されなかつたやうである。三たび當局の手を煩はして明治二十六年十一月縣訓令が出た。

○縣訓令甲第九六號 (明治廿六年十一月廿二日)

郡市役所  
町村役場

從來學會ト稱スルモノニシテ一定ノ月謝等ヲ徴收シ學科目ヲ定メテ學術ヲ講究スル事業ヲ爲スト認ムルモノハ此際取調ヘ學校設置ノ手續ヲナサシメ尙自今新ニ開設スル學會ニ就キテハ時々實地ニ就キ精密ニ取調其ノ實況ヲ具申スヘシ愈々學會の名を以つて私立學校式の經營をやる向があつたことが明かに見える。

更に事情は改まらなかつたと見え明治二十八年に縣令を以つて其の取締方を明瞭嚴密にした。今回は教育會や講習會なども一緒に考慮しての規程である。

○縣令第五十二號 (明治二十八年七月二日)

學事ニ關スル諸會ヲ設クルトキハ左ノ各項ヲ具シ會則ヲ添ヘ届出ツヘシ  
但シ従前設置セルモノハ此際更ニ本會ニ依リ届出ツヘシ

明治二十二年十月縣令第五十八號ハ廢止ス

第一條 教育ノ普及、上進改良等ヲ計ル爲メ會合スルモノヲ教育會ト曰ヒ講師ヲ定メ其學科ヲ講習スルモノヲ講習會ト曰ヒ同志者相會合シ其學科ノ研究ヲナスモノヲ學會ト曰フ

第二條 教育會ヲ設クルトキ具スヘキ事項左ノ如シ

- 一、名稱並位置
- 二、設置ノ目的
- 三、會員ノ資格概數及入會ノ方法
- 四、會長ノ履歷書

五、維持ノ方法

第三條 講習會ヲ設クルトキ具スヘキ事項左ノ如シ

- 一、名稱並位置
- 二、設置ノ目的
- 三、會員ノ資格、概數及入會ノ方法
- 四、講習スヘキ學科目並講習ノ方法
- 五、講師ノ履歷書
- 六、維持ノ方法

第四條 學會ヲ設クルトキ具スヘキ事項左ノ如シ

- 一、名稱並位置
- 二、設置ノ目的
- 三、會員ノ資格、概數及入會ノ方法
- 四、研究スヘキ學科目並研究ノ方法
- 五、會主ノ履歷書
- 六、維持ノ方法

○本縣内務部長通牒

明治廿八年七月二日

本日縣令第五十二號ヲ以テ學事ニ關スル諸會ノ件發令相成候ニ付テハ右諸會ヲ設クル有之候節ハ教育上弊害ノ有無等篤ト御取調該屆書ニ意見ヲ付シ御差出相成度將又既ニ實施セルモノハ精々御監督ノ上若シ屆書會則等ニ違犯セルトキハ其趣詳細御申立相成度命ニ依リ申進候也

(各郡市長宛)

2. 學會の實況 本期間内に産出せられた學會にして縣廳書類に残つてゐるものは次の様なものがある。

其の一々の内容を知るべき會則などもあるけれどもそれ等の細部に入つての叙述は省くこととして左に之を表示しもつて本期の特産事象たる學會の大勢を概覽することにしよう。



學會調

屆出年月日	名稱	研究事項	位置	願屆出者
二〇、一一、	私立勤有學會	英佛和漢數 修身ノ六科研究	下益城郡隈庄町	合志諦成
二二、三、一	明治學會	英學、數學	熊本區紺屋三丁目五番	同上 松下又五郎
二二、三、二九	速記學會	速記法研究	同 駕町二八	新屋敷町五八 佐野直喜
二二、六、一九	私立法理學館	法律研究	熊本市字下通町二丁目八 大島清十郎宅	館主 松本國四郎
二二、六、二一	熊本藥學會	藥學ニ關スル研究	市内山崎町一九 私立熊本藥學校構内	會頭 平山增之助
二二、九、七	文學精舍	文學講習	熊本市北千反畑町七七	内坪井町九番會主 中 郵 六 藏
二二、九、	數學會	數學講習	熊本市京町二丁目一九七 橋爪才次郎宅	同上寄留會頭 上松太郎八
二二、一二、四	東肥教育會	教育ニ關スル 一般ノ事講習	鎮 西 館	幹事 内藤儀十郎
二二、二、五	文學精舍 附屬女子學會	法學英學漢學數學及 裁縫講習	北千反畑町二六	舍長 中 郵 六 藏
二二、三、一	不如學會	政治宗教哲學等諸般 ノ學理講究	南千反町撞木町五二 文學精舍寄宿舍内	總代 秋山銀二郎

二二、五、二二	數學會	數學講究	市内坪井町六七 波邊勇喜方	東坪井町七十番 中山秀雄
二二、七、二	明治學會	英學讀書作文數學等 講習	京町二丁目五 中川可門拭持家	會頭 池田敬太郎
二二、九、六	英學研究會	英學	下通町二丁目三一	同上 田鍋安之助
二二、一〇、二二	初步英學會	初步英語	水道丁五九 上 村 彌 三	會主水道町五九 古 閑 留 彦
二二、一二、	數學講習會	閉 會 屆	新町一丁目四〇 會 等 ノ 都 合	花園村 青木龜太郎
二四、四、二	數學講習會	算術代數幾何三角	上通町四丁目二八 近 藤 平 八 宅	黑髮村 石井將之
二五、七、二	英學會	英學殊ニ會話	井川淵町七	宮地町當時上通三丁目 鉢 田 永 衛
二五、一〇、八	速記攻究會	速記研究	東外坪井町五	静岡縣同上寄留 稻 川 昌 明
二五、九、一四	觀心學會	英 漢 學	妙休寺町八〇	寺原町榎丁 岩 崎 巖
二六、二、一三	經論學會	皇漢學講究	玉名郡彌富村大字龜甲 四二	同 小山正文
二六、七、四	一心學會	衛生學術修身ノ講話	京町二丁目五	新納幸吉



二七、九、二〇	右同	諸種研究	京町一丁目一四三	同人
二七、一〇、一八	數漢學研究會	勅語本休學術研究	草葉町廿七 水野健藏方	託麻郡大江村 眞野亨
二八、八、二〇	英學會	中學程度入校志望英 語研究	北千反畑二一	上通町三丁目 鉄田永衛
二八、九、二四	熊本藥學會	藥學	山崎町一九 私立熊本藥學校内	會主 渡邊宗太郎 園部交雅
二八、九、一八	私立同志會	讀書作文算術 小學校卒休日ニ會合	飽田郡並建村	飽田郡並建村 内田重太
二八、九、二八	同心學會	和漢文算術高等卒	上益城郡福田村	鈴木政彦
二九、八、二九	來民裁縫 來民學會	裁縫	鹿本郡來民町大字來民 一七二二	伊在千年鶴
二九、一〇、二九	英語研究會	英語	新屋敷町四一四	金澤久

教育雜誌の變遷

明月莊愚翁

明治文運の愈々隆盛期に入らんとするその二十二年に呱呱の初聲を揚げたのは熊本市なる坪井廣町の大谷派本願寺説教場の裏座敷を事務所とせる「熊本教育雜誌」のそれであつた。その門標には「教育同志懇談會」と書かれてあつた。教育といふ文字を冠して發刊されたのは抑もこれが嚆矢である。市内又はその附近の小學校長や、縣廳の學務

課勤務の人達の結合であつて、坂口元雄氏が御大格で、上野又十氏が會計係で、記者としては河瀬弘氏(縣屬)があり、伊津野滿仁太氏があつた。斯界を激勵し諷刺して大に發憤させ善き木鐸として貢獻する處尠くなかつた。それが約一年有餘も續いた。然るに隨時發行では彼是不便といふことで、月刊に改まり、今度は「熊本教育月報」と名乗り出た。その頃同會事務所を明午橋通の建町に移し、而して益々雄健の筆を揮つた。その間約三年計りもあつたらう。共鳴者も殖えた參加者も増した。聲望漸く高まり縣外にまで聞ゆるやうにもなつた。勿論政黨宗派といふが如き關係などはその性質上あるべき筈はない。然るに此の團體への應援者は割合に城南地方に多く、又それが地方の有力者といふので、間には政黨關係もあると見られ、且つは肥後の學派的傳統感よりして? 毛嫌ひされた傾きもあつた、時の主筆は伊津野氏で、彼は進歩派をもつて自ら任じ或る方面からは異端的にも觀られた様子があつた。彼は當時としては随分進んだ論説も書いた、従つて紙面に生氣あり活氣があつた。

是れより先、別に「東肥教育會」といふが、矢張り熊本市内に起り、それも亦縣下教育家の歴々が結合したものであつた。そこで何やら兩團體の間、そりが合はぬ風があり、感情的ともいほうか、多少の溝があつたやうで、暗闘も引續いた觀もあつた。此の方面でも肥後人氣風を現はしてゐたといつてもよからう。

扱明治二十五年の頃を、教育文壇上の働き盛りと見られる、「熊本教育月報」の主筆伊津野氏(後の私立熊本育嘯學校の創立者)は自身勤務の尋常小學校(坪井尋常小學校、後の黒髮小學校)に高等小學校の教科併置を實現した實に縣下に於ける併置の先頭第一であつた。續いて又幼稚園をも附設した。これは時の村長大岩喜傳氏の協力與つてその効を奏したものであるが、伊津野氏は初等教育を縦に組立て、自らそれを實驗したのであつた。而して一面には當時動もすれば巧利主義的學說の流行を見たが、それに慚らず陰にヘルバルト氏の品性陶冶の教育學に心を傾けて居た。折しも湯原元一氏、山口より來りて第五高等學校に着任した。そこで氏は自己の親友數名と眞先きに馳せ參じて湯原氏に就き研究を進め、それが内容的活動ともなり論壇益々振ひ、盛んに獅子吼を續けた。然るに喬木風多し、露



露一聲不慮の示達が、伊津野氏の頭上に加へられた。それは小學校長にして、雜誌社經營の局に當るを許さぬといふ縣當局の嚴命であつた。氏に於いては萬事休した。それで命令の通り同社及び同人は直にその雜誌社を閉ぢ、夫々その本務の學校教育の方を續けた、是れぞ「熊本教育月報」の美しき名譽の打死にして一面又悲哀の終焉であつた、されど長い年月をもつて築き上げたこの雜誌を、をめぐり死滅させたくなかつたことは察するに餘りありといふべきである。果然その復活の計畫は、確かに氏の胸中に秘められつゝ兎も角も其幕は下つた。これは實に明治二十六年頃の出来ごとであつた。

この時に於いて、忽然として「九州教育雜誌」といふが名乗を上げて世に見参した、その號數は「熊本教育月報」のそれを引繼いでゐる、誰もが前者の改題位に考へた、それが前者愛讀の家々に、漏れなく配達された、これぞ、伊津野氏と後繼者梶原保人氏との間に電光石火の間に計畫されたる協定的成立のそれであらう。

梶原氏（前姓檜前氏）は城南田の浦の人、早稻田専門の出身で筆を東都に練つた人、彼れは市内上通町草野門平氏の趾に、書籍店を開き九州新聞の前身海西日報に筆を執つて居た、即ち「熊本教育月報」のお株は梶原氏が引繼いだ形となつたもので、これは實に知る人ぞ知る。畢竟伊津野氏の機智と梶原氏の敏活の結晶といつてよからう。而して經營者は改まつた、雜誌の名稱は新たになつた。經營者にして主筆たる梶原氏の婉麗なる文章は漸々歩武を進め出した。勿論背景として有力な援助者は案外多かつた。學者としては文科の湯原元一氏あり理科の篠本二郎氏あり、その他武藤虎太氏の史論なども見えて五高教授たちの聲援も甚だ多かつた。斯様な次第で、この文壇は常に光彩陸離たる觀があつた、又時には教育者相互論難の興味ある文章も交りて、好きも不好も必ず一讀せねばならぬ様のものとなつた、一例を申せば熊本市一流の老練教育家の手にて始めて世に發表された、小學校教授細目の如き、當時仰望模範視されたもの、それにも痛烈な批評文が打續いたといふ工合で、誌上は常に賑はひ、一般の注意と興味とをそゝつた、實はこの時代こそ縣下に於ける教育文壇、春正に酣なるの感があつた。

明治二十八年九月發行のそれに社告あり、「本誌愛讀者諸君の寄稿を辱うし、爲めに本誌の紙面陸離たる光彩を放つを得るは、本誌無上の光榮として多謝する所なり、然るに寄稿文堆積する爲め、悉く本誌に掲載することを得ず、空しく反古堆裡に埋藏するは、甚だ遺憾の事なれば、寄稿諸君は可成簡略に草稿し、一行二十四字詰にして文字は明了に書かれんことを望む然らずんば印刷の誤りを生じ、可惜名文の瑕瑾を生ずればなりと、又「次號に於て湯原教授の講演は愈々佳境に進み、推軒學人の駁論に對する、同教授の辨駁、ST教授の肥後礦物物語は、愈々本誌の光彩を煥發せしめ、球河君の登山記及箱根閑居之記は、清趣湛々紙上に溢れ、新進の文章家、宿利君の流麗俊逸、筆下風雲を湧起するの文字は、先進の壘を摩するの勢あり、戰爭文學衰萎し秋風落寞の候、獨り我九州教育雜誌は、花爛漫の青春たらんとす」と。斯くて漢詩あり、和歌あり、俳句あり、時事的評論あり、哲學あり、科學ありといふ狀勢で、事實上縣下唯一の教育機關雜誌であつた。

頃しも明治二十八年九月二十五日發行の、同誌第三十八號には同社が豫て募集してゐた、熊本縣教育家十傑投票の結果を發表した。その當時の情況一斑を知る爲めに、それを寫して見よう。

三二四	理論家	藤川與太郎	二九九	伊津野	滿仁太
三三五	老練家	三浦晟彦	二五三	山田	可藏
三一二	雄辯家	米原鶴太	三〇八	堤	尙彦
三〇八	敏腕家	伊津野滿仁太	二三五	井上伊和喜	
三八五	德望家	上野又十	二八七	三浦	晟彦
二九八	事務家	井上伊和喜	二八五	矢勝	安定
二四三	熱心家	門司直志	一七八	攝津	丑彦
一八九	俊才家	松田一女	一七五	田中	清



二八七 文章家 伊津野 滿仁太 二六五 藤川 與太郎

六三 縣下將來の 堤 尙 彦 六〇 宮田 八二郎

投票此にて締切、縣教育家十傑此にて確定す諸氏世の望に負く勿れ」と、斯様に賑つた雑誌も、湯原氏宮崎に轉じ伊津野氏亦都城に赴き其他有力な寄書家も、漸次轉出し、梶原氏は家を擧げて、福岡の操觚界に赴き、その後釜には安藤丑熊氏、専ら經營の衝に當り、尙能く奮勵を續け、その論壇は矢張振つてゐた。此の時に及んでは、同雑誌は縣下の隅々にまで普及し、確かに縣教育界の言論機關たる權威であつた。

然るに偶縣下各郡市教育會統一の機運は熟して「熊本縣教育會」は愈々出現するに至つた。その際この會としての機關雜誌發行希望の呼聲も高く時は明治四十三年一月同教育會としての協議一決し一面「九州教育雜誌社」との内輪の相談も纏まり、同雑誌はこゝに潔く廢刊を告げ、而してその後任を承けたるが如き意義の上に「熊本縣教育會」の機關雜誌として組織陣容名稱を新らにして勇ましく名乗を揚げ發行されたのが即ち「熊本教育」といへる雑誌の第一號、それは實に明治四十三年二月十日のことであつた。

## 第七章 第五期

(明治三十三年小學校令改正より  
同四十年の同改正まで)

### 第一節 概 説

一 思想傾向 本期の思想傾向を簡単に述べれば左の如くであつた。

○前期の續きとして國民の自覺の結果、信仰問題、人生の問題、社會問題等に深く入つて行く傾向。

○日清戰爭大勝の内面的原因として日本固有の武士道を認め其の鼓吹に力めた。

○日露戰役を中心として愛國熱が高潮した。

○日露戰役の大捷は一層自國の所長を自覺せしめ自重の念を増さしめた。

○戰勝の喜びと財界の好況とによつて國民一般奢侈に流れ浮薄の風潮を致すに至つた。

○浮薄の風潮と物質萬能の思想の中から所謂自然主義の唱道があり文壇を風靡した。

斯かる狀況であつたから長くも詔書を渙發せられて國民を深く誠しめらるゝところがあつた。(此の事は次期に於て更に述べる)

二 教育に關する御沙汰 日露戰役は吾國に於いては經濟的大負擔であつた。諸事一般に緊縮節約に



力めた。斯かる際に於ても、天皇陛下には明治三十七年七月十一日東京帝國大學に行幸あらせられて

「軍國多事の際と雖も教育の事は忽にすべからず其の局に當る者克く勵精せよ」  
との優渥なる御沙汰を賜はつた。

文部大臣も屢々軍國の教育につき相誡め、相勵ました。従つて戦役のために本期の教育が衰頹するやうなことはなかつた。

三 教育思想の變遷 本期の教育思想は一言にして盡すことが出来る。それは前期のヘルバルト學派の個人主義的學說に對し反動として、或は時勢の實情よりして社會的教育説が唱へらるゝに至つたことである。ウイلمانとかベルゲマンとか更に此の派の大家のナトルプなどの學説が次から次へと譯述解説されて本期の思潮を作つて行つた。

## 第二節 教育行政

### 甲 全國狀況

一 學校令の改正 本期に於ても各方面に於て改正又は新令を見るに至つた。

明治三十二年二月に中學校令が改正せられ、

同時に高等女學校令が勅令をもつて公布され、

同じく實業學校令が公布され、

翌三十三年八月更に小學校令が改正された。

師範教育令は前期の終りに出たが其の實行は本期にかゝることが多い。之に續いて明治三十五年三月「臨時教員養成所官制」及び「臨時教員養成所規程」が定められた。

それ／＼其の項に於てやゝ詳述することゝして茲には概覽に止めておく。

二 視學制度 明治三十二年六月に至り「地方官制」改正の結果府縣に視學官、視學を置き、視學官をして教育學藝に關する事務を掌る課の課長をすることにした。郡視學は從來の通りである。

同時に「視學官及視學特別任用令」を公布した。

文部省視學官は

1 二ヶ年以上文部省直轄學校の學校長又は奏任教官の職に在る者又は在りたる者

2 五ヶ年以上師範學校長、官立公立中學校長、官立公立高等女學校長又は官立公立實業學校長の

職に在る者又は在りたる者

3 三ヶ年以上前號の職に在りたる者にして一ヶ年以上道廳府縣視學官の職に在りたる者（本號は

明治三十九年改正）



道廳府縣視學及郡視學は

五四四

- 1 三ヶ年以上師範學校、官公立中學校、官公立實業學校の校長教諭又は助教諭の職に在りたる者
- 2 小學校本科正教員の資格を有し三ヶ年以上官立公立學校の學校長の職に在りたる者  
本項には三十九年に至り「高等師範學校の卒業證書を有し、二ヶ年以上官立公立小學校長又は訓導の職に在る者又は在りたる者」を加へた
- 3 五ヶ年以上判任官として教育に關する職務に従事し又は従事したる者となつてゐる。

乙 本 縣 狀 況

一 概 說 本期八年間の學務の組織を見るに分課章程の改正ある毎に事務の範圍に變更があつて居る。三十八年の改正では廳内が四部に分たれ學務は第二部として學事、視察、兵事、社寺の四係になり之迄他に屬して居た兵事、社寺に關する事項が加はり視察係が新設されて居る。四十年の改正では廳内を内務、警察の二部として内務部を更に地方、庶務、土木、會計、學務、農商の六課に分ち兵事社事に關する事項は今回は庶務に移されて居る。

縣、郡視學共本期に入つて愈其機能を發揮し視察指導もよく行はれて居る。當時は視察毎に復命書寫

を提出して居たが、視察が頻繁に行はれるにつけて事務の簡捷をはかる意味で三十五年二月よりは之が略され、たゞ視察せし期日、町村名、學校名、特別事項のみを毎月末に報告することに改められた。此期の視學は縣、郡共餘程任期が長かつた事は著しく目につく。

御眞影及勅語謄本の御下賜は年度毎に數校づゝ願出てそれゝ御下賜があつて居る。

二 勅語及聖影 本期に於ては勅語及聖影の拜戴は年度毎に數校づゝ願出て居る。御眞影を拜戴せし學校は三十四年に三校、三十五年に九校、三十六年に一校、三十七年に七校三十八年に一校、三十九年に十六校、四十年に七校を算し又勅語謄本の下賜を受けたる學校は三十四年に三校、三十五年に五校、三十六年に十校、三十七年に四校、三十八年に七校、三十九年に四校、四十年に二校を算する。拜戴にあたりては何れも設備上遺憾なき旨具申して居るけれども、多くは教室又は職員室の一隅に奉安設備をなせるのみにて今日の如き完備せる奉安殿を設けたのは稀であつた。

三 本縣學務課

1 明治三十八年の改正 明治三十三年一月に改正せられたる本縣分課章程は其後部分的の改正は行はれたが、三十八年四月に至つて大改正が加へられた。即ち廳内を四部に分ち第一部を庶務、土木、會計の三課とし第二部を學事、視察、兵事、社寺の四係とし、第三部を農事、商工、林務水産の四係とし第四部を警務、保安、衛生の三課に分つた。三十三年の第一課の兵事係に關する事項や庶務係中の社寺に關する事項は、今回の改正によつて兵事係、社寺係となつて此の二部に移され新に視察係が置かれた



如きは改正の重なる點である。次に第二部各係の分掌狀況を示して置かう。

### 第二部各係分掌事務の細目

#### 學事係

- 一 御聖影拜戴及教育ニ關スル勅語謄本下付ニ關スル事項
- 一 公立學校幼稚園及圖書館ノ設置廢止及監督ニ關スル事項
- 一 教育費郡市町村教育補助費及教育補助費ニ關スル事項
- 一 公立學校教員及幼稚園保姆ノ檢定及講習ニ關スル事項
- 一 公立學校及幼稚園職員ノ進退及賞罰ニ關スル事項
- 一 公立學校職員ノ退職料遺族扶助料等ニ關スル事項
- 一 市町村立小學校教員ノ年功加俸ニ關スル事項
- 一 私立學校及幼稚園ノ職員進退ニ關スル事項
- 一 教育上ニ於ケル功勞者取調ニ關スル事項
- 一 學齡兒童就學及家庭教育ニ關スル事項
- 一 公立學校財産及維持方法ニ關スル事項
- 一 教育ニ係ル資金及基金ニ關スル事項
- 一 教科用圖書ニ關スル事項
- 一 教育及學事諸會ニ關スル事項
- 一 學事統計及報告ニ關スル事項

#### 視察係

#### 學事視察ニ關スル事項

#### 兵事係

- 一 徵兵召集戒嚴及徵發ニ關スル事項
- 一 現役豫備役後備役補充兵役及國民兵役ニ關スル事項
- 一 陸海軍生徒及志願兵ニ關スル事項
- 一 行軍演習ニ關スル事項
- 一 軍人恩給扶助料及賜金ニ關スル事項
- 一 民籍ニ關スル事項
- 一 社寺係
- 一 官國幣社縣鄉村社招魂社等ニ關スル事項
- 一 神職ノ進退賞罰及監督ニ關スル事項
- 一 神佛各派寺院宗教ノ用ニ供スル堂宇及其他宗教ニ關スル事項
- 一 僧侶及教師ニ關スル事項
- 一 社寺佛堂縱覽料竝寄附金及負債募集ニ關スル事項
- 一 御陵墓及古墳ニ關スル事項
- 一 官修墳墓ニ關スル事項

### 2 明治四十年の改正 明治四十年地方官制の改正に伴うて同年七月本縣に於ても分課章程が改めら

れた。其の理由として擧げられたのを見るに、

「從來ノ分課章程ハ係多ク又分掌事務ノ項目多キニ過クルヲ以テ、簡潔ナラシムル爲知事官房ヲ除ク



外係ヲ廢シ、又事務ノ分掌上庶務課ヲ置ケリ又事柄ヲ總括シテ項目ヲ減シ假令ハ元知事官房秘書係項目中官吏縣吏員郡吏員進退賞罰身分ニ關スル事項、叙位叙勳恩給扶助料退官賜金ニ關スル事項ト各別項目ヲ掲ケシテ官吏々員ニ關スル事項ト云フニ包含セシメタルガ如キ總テ總括的ニ改メ各係總テ此例ニ倣ヘリ

即ち廳内を内務、警察の兩部に分ち、内務部を更に地方、庶務、土木、會計、學務、農商の六課とし各課に課を置きて其の主掌の事務に就き整理の責に任せしめた。従つて三十八年の改正で學事係、視察係、兵事係、社寺係の四係と共に第二部に屬して居つた兵事、社寺は今回は庶務課に移り、視察係は其他學事に關する事項中に含められて、かげをひそめたるが如きは改正の重なる點である。

學務課事務分擔

- 一 御聖影及教育勅語謄本ニ關スル事項
- 一 學校、幼稚園、圖書館等ニ關スル事項
- 一 學校、幼稚園、圖書館等ノ職員ニ關スル事項
- 一 學事統計及報告ニ關スル事項
- 一 其他學事ニ關スル事項

四 學務課長 明治三十三年の本縣分課章程を見るに、學務の事務は第三課に屬して居る。然して課長は視學官住田昇で三十七年六月までの勤績である。三十八年四月分課章程に改正あり、學務は第二部に屬し部長には濱野虎吉が命せられ、四十年七月までの勤績となつて居る。

五 縣視學 縣視學は前期より引續き會田由義、阿部東作の兩名で、三十五年に阿部が退いたあとは藤原覺因になつて居る。會田は三十六年四月熊本縣立高等女學校長に轉じ、後には岡山縣視學須藤信立が命ぜられ藤原と共に次期中頃まで及んで居る。

此の期に於ては縣視學の視察がよく行はれて居る事は當時の復命書によつて伺ふことが出来る。

六 郡視學 (記入なきは不明なりしによる)

郡名	明治三十三年	全三十四年	全三十五年	全三十六年	全三十七年	全三十八年	全三十九年	全四十年
龜 託 郡	東陽輔		元松直忠	全上	全上	全上	全上	全上
宇 土 郡			淺井寅喜	全上	全上	全上	全上	全上
玉 名 郡	城谷謙		熊田顯藏	片山清曉	佐々木乙	全上	全上	全上
鹿 本 郡	西脇文夫		長淵濃波	全上	全上	全上	全上	全上
菊 池 郡			田中清司	田代喜作	全上	全上	全上	全上
阿 蘇 郡			笠間廣	全上	全上	全上	全上	全上
上 益 城 郡			松岡彪	全上	全上	全上	全上	全上
下 益 城 郡			志水元五	藤井敬慎	全上	全上	全上	全上



八代郡	小笠原長舒		平山 昶彦	熊田 顯藏	全	上	全	上	古泉 貞次
球磨郡	平山 昶彦		辻村 寛堯	全	上	全	上		古閑 功
葦北郡	藤川與太郎	全	上	全	上	全	上	全	上
天草郡	田中熊四郎	全	上	田中 清司	全	上	全	上	辻村 寛堯

右表の様な配置となつて居るが、此期の郡視學は何れも相當永い間其の郡の指導に任じて居る。然して視察毎に復命書寫を縣に差出させて居たが明治三十五年二月十五日内務部長より、各郡長に對し左の通牒を發して事務の簡捷をはかつて居る。

曩ニ郡視學ヲシテ視察セシメラレ候節ハ其ノ視察復命書寫ヲ差出サルヘキ旨通牒ニ及ヒ置キ候處自今右復命書寫ハ差出スニ及ハス候ヘ共郡視學ヲシテ視察セシメラレ候期日町村名學校名分教場名及ヒ特別ニ報告ヲ要スヘキ事項等毎月末左表ニ依リ報告相成度依命此段通牒ニ及ヒ候也  
視察シタル期日、町村名、學校名分教場名、特別報告事項

### 第三節 初等教育

#### 甲 全國狀況

#### 小 學 校

一 明治三十三年小學校令の改正 前回の改正は廿三年であつたから實施既に十年を経過した。時勢の進歩と實施の經驗とよりして改正すべき點が少くなかつた。と言つても根本的の改正は殆どなかつた今改正の特色とすべき點を挙げれば、

- 舊令に義務年限を三年若くは四年としたのを四年とし
- 從來の讀書、作文、習字を纏めて國語科とし
- 平假名書体の一定、漢字の制限、字音假名遣の簡易化
- 授業料徴收を本体としてゐたのを徴收しないのを原則とし
- 新に教科書に就て國定制度を設けた。

などのことである。

右改正の中、文字及字音假名遣に關することは實際上の影響多大なものであつたから稍詳述して置かう。小學校令施行規則第十六條に次の如く定められてゐる。

小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字体ハ第一號表ニ、字音假名遣ハ第二號表下欄ニ依テ又漢字ハ成ル可ク其ノ數ヲ節減シテ應用廣キモノヲ選フヘシ  
尋常小學校ニ於テ教授ニ用フル漢字ハ成ルヘク第三號表ニ掲クル文字ノ範圍内ニ於テ之ヲ選フヘシ

右のうち平假名書体の一定と漢字數の節減とは誠に當を得た考案であつた。漢字問題などは、其の程



度や個々の文字等については異見もあることであらうが、其の趣旨としては今日に至るまで尊重實行されて來てゐる良案であつたのである。但し、字音假名遣に就ては、一見容易にして收得し易いやうであるけれども、一方國語假名遣との混亂があつて異見も相當出たし、實施についても種々の困難が起つて來た。

参考の爲に次に當時文部省が、小學校令改正及同施行規則の發布につき其の説明として出した訓令の該當部分だけを掲げて見よう。

小學校ノ教科目ニ於テハ從來其數或ハ多キニ過キ兒童ノ負擔重キニ拘ラス、其ノ得ル所ノ知識ハ却テ散漫ニ失シ確實ナルヲ得サル憂アリ。故ニ教科目ノ數ハ成ルヘク之ヲ減少シ、兒童心身ノ發育ニ應ジテ適切ノ教授ヲ爲シ、力ヲ必須ノ科目ニ集注セシメ務メテ日常生徒ノ用ニ資セシメント期シ、從來ノ加ヘ得ヘキ科目ヲ減シ除キ得ヘキ科目ヲ増シ讀書、作文、習字ノ如キ之ヲ合セテ國語ノ一科目トセラレタリ而シテ其ノ教授ハ元相關聯スルモノナルヲ以テ務メテ分離スルノ弊ヲ避ケ相待テ兒童學習ノ知識ヲ完實ナラシメント期ス。故ニ其ノ讀ミ方、綴リ方、書キ方ノ教授時間ノ如キハ各其主トスル所ニ依リ區別シテ教授スルコトヲ得ルモ彼此相資シテ適宜ノ方法ヲ取ルヘシ又小學校ニ於テ教授ニ用ユル假名ノ字体並ニ字音假名遣ノ例ヲ示シ以テ兒童ヲシテ簡便ニ實際ノ應用ニ資シ易カラシメント期シ徒ニ複雑繁密ノコトノ爲ニ過度ノ心力ヲ費スコトナカラシメ且尋常小學校ニ於テ教授ニ用ユル漢字ノ數ヲ凡ソ千二百字内外ニ於テ選用スルコト、セリ。從來小學校ニ於ケル教授ノ實況ヲ視ルニ專ラ力ヲ文字ノ教授ニ盡シテ德育上智育上肝要ナル事項ニ及フ能ハサルノ憾アリ。而モ猶文字ノ知識確實ヲ闕キ自在ニ之カ應用ヲ爲スヲ得ス。蓋學習スル文字ノ數ヲ減シ日常須知ノモノニ限ルトキハ、之ニ練熟セシメ易ク從テ應用上ニ於ケル利益却テ多クシテ必要ナル知識技能ヲ得セシムルニ於テ亦敢テ不便ヲ感スルコトナキヲ得ン。是レ今回尋常小學校ニ於テ教授ニ用ユル漢字ノ大休

ノ範圍ヲ示シタル所以ナリ。又小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若クハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定メ試験ノ方法ニ依ラザルコト、セリ。是心身ノ發育未タ充分ナラサル兒童ヲシテ競争心ニ驅ラレ試験前一時ニ過度ノ勉強ヲ爲シ、之カ爲ニ往々其心身ノ發育ヲ害スルノミナラス、試験ノ爲メニ勉強スルノ陋習ヲ馴致スルヲ避ンカ爲ナリ。又小學校ニ於ケル教授時數ヲ減シ從來其制限尋常小學校ニアリテハ三十時ナリシヲ二十八時トシ高等小學校ニ在リテハ三十六時ナリシヲ三十時トセリ。是レ小學校ニ於ケル教授ヲシテ特ニ兒童心身ノ發達ニ應セシメント期スルカ爲ナリ。其教則中ニ於ケル數多ノ改正ハ從來ノ實驗ニ徴シテ小學校教育ノ目的ヲ全カラシメンカ爲メニ外ナラス。

修業年限ニ於テハ義務教育ノ年限即チ尋常小學校ノ修業年限ハ三年若クハ四年ニシテ、此年限内ニ於テ小學校ノ本旨トスル道德教育及國民教育ノ基礎並ニ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルハ蓋シ爲シ難キ所ナリ。之ヲ歐洲諸國ニ於ケル義務教育ノ年限ニ比スルニ短キコト三四年ナルノミナラス、言語文字ノ學習ニ於テ我ハ彼ニ比シ數倍ノ困難アリ。故ニ尋常小學校ノ修業年限ハ之ヲ延長スルノ要アルニ似タレトモ、國度民情ニ考ヘ義務教育普及ノ實況ヲ察スレハ未タ遽カニ四年以上ニ延長スルヲ許サ、ル事情アリ。是ヲ以テ從來三年ナリシモノヲ四年ニ改正スルニ止メラレタリ。是レ義務教育ヲシテ今日ノ國度民情ニ適合シ且其普及上支障少カラシメント期スルカ爲ナリ。

修業年限ノ延長ハ直ニ之ヲ今日ニ實行シ難キモ將來ノ爲メニ豫メ其準備ヲ爲スハ當ニ務ムヘキ所ナリ。從來修業年限ニ長短アルニ拘ラス同一ノ教科ヲ授クルノ制ナリシヲ改正シテ、高等小學校ニ於テハ修業年限ニ應ジテ其教科目ヲ斟酌スルコトヲ許シタリ。故ニ二年ノ高等小學校ノ教科目ヲシテ成ルヘク尋常小學校ノ教科目ト相聯絡セシメント期シ、以テ尋常小學校ニ二年ノ高等小學校ヲ併置スルノ便ヲ圖レリ。從來補習科ノ名義ヲ以テ高等小學校ニ類似セル教科ヲ置キタル場處ノ如キハ、成ルヘク之ヲ二年程度ノ高等小學校ノ編制ニ改メテ尋常小學校ニ併置スルノ方法ヲ講スヘシ。而シテ高等小學校ヲ増設スルニ當リテハ資力ヲ量ラスシテ濫リニ修業年限ノ長キモノヲ設ケンヨリモ寧ロ二年程度ノモノヲ設置ヲ獎勵スヘシ。



尙参考のため前述の三つの表の中、字音假名遣の表だけを掲げて置かう。一名棒引假名遣と稱してゐたものである。

第二號表

従來用ヒ來レル字音假名遣	新假名遣	従來用ヒ來レル字音假名遣	新假名遣
い(あ行及や行)ゐ う(あ行及わ行) え(あ行及や行)ゑ おを	い う え お	けくゑ けぐゑ じち すづ	け げ じ す
かくわ がぐわ かう かふ こう こふ くわう がう がふ ごう ごふ ぐわう	か が こ ご	いゆ(いハあ行及や行) あう あふ おう おふ わう をう じやう じよう ぜう ちやう ちよう てう てふ ぢやう ぢよう でう でふ にやう によう ねう	ゆ お じよ ちよ じよ お
さう さふ ざう ざふ さう さふ ざう ざふ さう さふ ざう ざふ さう さふ ざう ざふ	そ ぞ と	ねふ ひやう ひよう へう びやう びよう べう びやう びよう べう みやう めう りやう りよう れう れふ きう きふ ぎう ぎふ しう しふ じう じふ ちう ちふ ぢやう ぢよう にう にふ りう りふ	ひよ びよ びよ みよ りよ きよ ぎよ しよ じよ ちよ によ りよ あ
だう だふ どう なう なふ のう はう はふ ほう ほう ばう ばふ ぼう ぼう まう もう ゆう いう いふ(いハあ行及や行) やう よう いう いふ (いハあ行及や行) らう らふ ろう きやう きよう けう けふ ぎやう ぎよう げう げふ しやう しよう せう せふ	ど の ほ ぼ ぼ も ゆ よ ろ きよ ぎよ しよ	あむ あん 其他語尾ノ音ニモノ別ニ準ス 皆區撥	あ

従來用ヒ來レル字音假名遣	新假名遣	従來用ヒ來レル字音假名遣	新假名遣
い(あ行及や行)ゐ う(あ行及わ行) え(あ行及や行)ゑ おを	い う え お	けくゑ けぐゑ じち すづ	け げ じ す
かくわ がぐわ かう かふ こう こふ くわう がう がふ ごう ごふ ぐわう	か が こ ご	いゆ(いハあ行及や行) あう あふ おう おふ わう をう じやう じよう ぜう ちやう ちよう てう てふ ぢやう ぢよう でう でふ にやう によう ねう	ゆ お じよ ちよ じよ お
さう さふ ざう ざふ さう さふ ざう ざふ さう さふ ざう ざふ さう さふ ざう ざふ	そ ぞ と	ねふ ひやう ひよう へう びやう びよう べう びやう びよう べう みやう めう りやう りよう れう れふ きう きふ ぎう ぎふ しう しふ じう じふ ちう ちふ ぢやう ぢよう にう にふ りう りふ	ひよ びよ びよ みよ りよ きよ ぎよ しよ じよ ちよ によ りよ あ
だう だふ どう なう なふ のう はう はふ ほう ほう ばう ばふ ぼう ぼう まう もう ゆう いう いふ(いハあ行及や行) やう よう いう いふ (いハあ行及や行) らう らふ ろう きやう きよう けう けふ ぎやう ぎよう げう げふ しやう しよう せう せふ	ど の ほ ぼ ぼ も ゆ よ ろ きよ ぎよ しよ	あむ あん 其他語尾ノ音ニモノ別ニ準ス 皆區撥	あ

備考 本表ハ平假名ヲ以テ示シタリト雖モ片假名ヲ用ユル場合モ亦同シ



二 其他の諸規則 明治三十三年三月多年の要求が容れられて、「市町村立小學校教育費國庫補助法」が法律をもつて公布され(此の法の前身は明治廿九年公布の「小學校教員年功加俸國庫補助法」といふのであつた)、市町村立小學校教員の年功加俸及市町村立尋常小學校教員の特別加俸として道廳府縣に配布補助されることゝなつた。

これと同時に「市町村立小學校教員加俸令」が公布され、現行のものゝ基礎が確立された。

三 教科書制度 本期に於ける制度上の一特色は教科書の國定制度といふことであるが、之を述ぶるに先だち此の機會に小學校教科書に關する沿革を概説して置くことゝする。

○最初は文部省に於て版刻したものを使用せしめたこともあつたが其の後地方の自由に任せ

○明治十二年十二月には伺出の上認可を受けさせることゝし

○全十三年には文部省に開申させる制度とし

○全十六年にはまた伺出づべきものとした

○全十九年の小學校令にては「文部大臣ノ檢定シタルモノニ限ル」として「教科用圖書檢定條例」を定め、適當と認めたるものには、有効期間五年の免許狀を與へ、

○全二十年には「公立小學校教科用圖書採定方法」を定め、地方長官をして審査委員を設けさせ、その審議によつて採擇させた。

○全年五月曩の檢定條例を廢し「師範學校小學校及中學校教科用圖書檢定ニ關スル規則」を定め、有効年限を廢した。

○二十三年「小學校令」の改正により、小學校の教科用圖書は文部大臣の檢定したるものにつき、小學校圖書審査委員に於て審査し府縣知事の許可を受けたるものに限ることとした。

○二十四年更に「小學校教科用圖書審査等ニ關スル規則」を發布し、知事の命ずる委員によつて審査することゝした。

その委員については二十六年又改正があつた。

○三十年十月文部省内に圖書審査官等を置き、審査規則の一部も改正して取締を嚴にし、

○三十一年十月「檢定出願教科用圖書ノ文字印刷等ニ關スル標準」を定め翌年四月より實施した。

○斯くて本期に及び三十三年の改正「小學校令」に於て又委員會の組織を幾分改めた。

然るに時恰も圖書審査採用に關し營業者と委員との間に面白からざる弊害等出たので、

○三十六年四月勅令を以つて「小學校令」の一部を改正し、小學校圖書審査員會を廢し、小學校の教科用圖書は文部省に於て著作権を有することゝなつた。

○次いで「小學校教科用圖書翻刻發行規則」を定め、發刊上遺憾なきを期し積年の弊害を一掃した。

○是れより先、小學校教科用圖書は國費をもつて編纂すべしとの議が唱へられ、屢議會の建議となつた程であつたが、愈々それが實現されることゝなつたのである。

四 小學校の狀況 本期の後半は日露戰爭を中心として國家の一大危機に遭遇したのであるが、前述の如く優渥なる聖旨を仰ぐあり、當局又之を奉じてその普及進歩に力めた爲に何等の打撃を受くること



なく、而も戦後は一層その発展を見るに至つた。

年次	學校數	教員數	兒童數
明治卅二年	二六、九九四	八八、六六〇	四、三〇二、六二三
全 卅六年	二七、四六三	一〇八、三六〇	五、〇八四、〇九九
全 卅八年	二七、四〇八	一〇九、九七五	五、三四八、二一三
全 卅九年	二七、二六七	一一六、〇七〇	五、五一四、七三五

幼稚園

一 規則の改正 明治三十三年の「小學校令」の改正に伴ひ、「小學校令施行規則」が改正された。それによると

- 幼稚園は満三歳より尋常小學校に入學するまでの幼兒を保育するを目的とし、
- 保育項目は遊戯、唱歌、談話、手技とし、
- 保姆は尋常小學校本科正教員又は准教員たる資格あるもの、又は府縣知事の免許を與へたるものとし、
- 一園の幼兒數を百以下とし特別の事情ある時は更に五十人を増すことを得しめ、

○保姆一人の保育する幼兒數を四十人位以下と限定した。

二 幼稚園の發達

年次	園數	保姆數	幼兒數
明治卅二年	二二九	六一五	二一、八〇四
全 卅六年	二八一	七四九	二五、八〇三
全 卅八年	三一三	八三五	二八、六七六
全 卅九年	三六〇	九七九	三二、七九一

即ち日露戦役後著しく増加してゐる。

乙 本縣狀況

小學校

一 概説 本期は明治三十三年から四十年まで八ヶ年間、比較的短期間であつて變革進展の跡も甚しいものはない。



校舎の設備に就ては本期に入つて間もなく縣は大抱負を持つて、五ヶ年間に大改善の計畫を立て、實現に着手しようとした所が、偶々日露戦役に際會して之等積極的施設は全部中止となつた。

高等科併置の傾向は漸次増加して次期に於ける義務教育年限延長の實質的準備が行はれた。時局の影響として經費節約の必要が生じて來た此期の一現象として二部教授が盛んになつて來た。當時の江木知事は大いに之を奨励して、一時全國に二部教授縣として注目された程であつた。高等科併置と二部教授とは各項に於て詳説するが如く、兒童の實力を相當低下せしむる因となつた。勿論之は全國的共通の事象でもあつたのであるが、本縣としては此の情勢に面して銳意内容の改善に邁進することにした。之は本期に其の發程を見、次期に大いに實績を擧ぐることになる。

日露戦役は小學教育にも餘程影響があつて諸施設を消極的ならしめた外、思想的に少からざる影響を見たことである。當局としても時局に應ずる教育施設に就てもそれぞれ留意する所があつてゐる。

教員の待遇は前期に比し稍向上し、准教員の最低四圓が六圓に、正教員の八圓が拾圓になつてゐる。最高は正教員の五拾圓が七拾五圓に上つて次期に入つた。

幼稚園は固より資産階級だけしか相手とならない機關で、本期はあまり發展しなかつた。

**二 設置廢止** 明治卅三年八月小學校令が改正せられた。其の第二章に於て設置の事を規定してある。それによると市町村は其の区域内の學齡兒童を就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置するのを本體とし、若し郡長がその費用負擔に堪へないと認めたる場合は他の町村と學校組合を設けさせることに

した。其の他適度の通學路程内に一尋常小學校を構成するに足る兒童數を得難い場合も、他町村との組合を作るか又は教育事務の委託をする道なども設けられてゐる。

又明治十九年の小學校令では市町村立小學校の校數並に位置は府縣知事の指定となつてゐたが、今回は市長又は郡長の意見を聞いて以つて知事が認可を與へることになつてゐる。

尙市町村に於て特別の事情ある場合は學校の設置又は設備の一部或は教育事務の委託等につき猶豫を請ひ、其の区域内の私立小學校をもつて代用することの出来る便法も設けられた。

之等の根本法に基づいて本縣としては同三十三年十二月十九日縣令第百號をもつて「小學校令施行ニ關スル規程」といふものを出してゐる。小學校設置、學校組合設置、教育事務委託に關する認可申請書等に於ける手續、調書等につき細かに定められたものである。次に其の一般を知るために小學校の校數並に位置指定に關する認可の場合の例を示して置かう。

第一條 小學校令第九條ニ依り町村立尋常小學校ノ校數並位置指定ニ關シ知事ノ認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事

項ヲ具スヘシ

一 戶數、人口、學齡兒童數

二 校 數

三 位置(大字、字、番地ヲ記ス)

四 通學最遠距離及道路ノ難易



五 圖面(山川、道路、人家所在ノ狀況、學校ノ位置、學校所屬部落ノ區劃等ヲ記ス)

即ち此の書類によつて縣知事は詳細に調査し、時には係官をして現地に出張踏査せしめ、適當と認めたら其の指定の件を認可するといふことになる。市は直接知事の定むる所、町村は知事の認可を受けて郡長の指定するところとなるのである。

其の他の場合は一々擧ぐるまでもないことであるから省く。

其の後本期内に於ては短かゝつた關係もあらうが此の方面について規程の改廢等はあまり行はれてゐない。

明治三十五年二月縣令第二九號を以つて尋常小學校に高等小學校を併設せんとする時の申請調査などが改正されてゐる。果して併設するだけの兒童數が在るかどうか、其の資力は確實であるかどうか等を調査することなどが細かに定められてゐる。而して本縣の實狀としては此の頃に至つて、漸次高等科の併設が行はれて、組合立の單獨高等小學校は本期をもつて其の發展の頂點とし、期末頃から漸次減じて行く情勢であつた。参考のため當期に於ける這般の情勢につき統計書から教へて貰はう。

○小學校の種別統計

年 度	尋常小學校	尋常高等小學校	高等小學校	計
明治三十三年	五五三	一四	四〇	六〇七

全 三十四年	五三八	二五	四二	六〇五
全 三十五年	五〇八	四八	四六	五九六
全 三十六年	四八二	六五	四六	五九三
全 三十七年	四四八	一〇二	四六	五九六
全 三十八年	二九三	二六三	四六	六〇二
全 三十九年	二六一	二九三	四五	五九九
全 四十年	二二一	三二八	四三	五九二

三 教科編制課程 改正小學校令(明治三十三年)に於ては、教科については左の如く定められてゐる。

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ四箇年トシ高等小學校ノ修業年限ハ二箇年、三箇年又ハ四箇年トス。

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、体操トス。

土地ノ情况ニ依リ圖畫、唱歌、手工、ノ一科目又ハ教科目ヲ加ヘ女兒ノ爲メニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得。前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得。

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、体操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ。

修業年限ニケ年ノ高等小學校ニ於テハ理科、唱歌ノ一科目若ハ二科目ヲ闕キ又ハ手工ヲ加フルコトヲ得。



修業年限三箇年以上ノ高等小學校ニ於テハ唱歌ヲ闕キ又ハ農業、商業、手工ノ一科目若クハ數科目ヲ加フルコトヲ得。

修業年限四箇年ノ高等小學校ニ於テハ英語ヲ加フルコトヲ得。

前三項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得。

第廿一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得。

補習科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム。

第廿二條 小學校ノ教科目中兒童身体ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其兒童ニ課セサルコトヲ得。

第廿三條 小學校ノ教科目ヲ加除シ又ハ隨意科目ト爲サムトスルトキハ市町村立小學校ニ在テハ管理者私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ。

尋常小學校が一齊に四ヶ年となつて、特別としての三年制がなくなつたのも一つの進歩である。

教科目に於て、從來の讀書、作文、習字が、其の性質に鑑みて國語といふ一科目となつたのは小學校教科に就ての一劃期をなすものである。讀書と作文とが國語による收得と發表の兩面であることに着眼し、其の密接不離の關係に於て啓發して行かうといふことは學科をして渾然たる統一状態に置かんとする趣旨として、結構なことである。習字も在來の毛筆習字のみを考へて見ると、左程密接な關係はない科目である。其の材料を讀本文章中に仰ぐ位のものである。考へ様では此の毛筆習字は強いて讀本章や新出文字との連絡を取り過ぎた爲に、習字を技能科として系統的の指導をなさうといふのは、少からざる混亂を生じたさへ言へる程であつた。併し、兎に角、三分科の一つとしての書き方は毛筆

による所謂習字ばかりを意味するものでないから、從來よりも廣い意味に於て、一分科としての存在價値を認めて、漸次留意されるやうになつた。

次に尋常小學校の加設教科目に於て、明治二十三年のには、日本地理や日本歴史までもあつたけれども今回のには之は除かれてある。あまり多數の教科目を課して、散漫に流れさせまいとの趣旨である。が又一方明治二十三年のには土地の情況によつて体操を缺くことを得としたのが、今度では之を許してゐない。体育重視の兆が見えて來てゐる。裁縫は未だに加設科目の域に在る。

高等小學校に於ては、加設科目に幾何といふのが姿を消した。尙專修科といふのが置かれてあつたがそれが無くなつて、補習科だけが、繼續されることとなつてゐる。

課程及教授時數等については小學校令施行規則の定むる所によるものである。従つて本縣としての制定はないことになる。全國的狀況であると同時に本縣の據つた課程表として次に掲げて置かう。高等小學校は四ヶ年制のみを掲げる。

第四號表

修身	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
	二道德ノ要旨	二道德ノ要旨	二道德ノ要旨	二道德ノ要旨
教科目	毎週 時數	毎週 時數	毎週 時數	毎週 時數



學科	國語	算術	日本歴史	地理	理科	圖畫	唱歌	修身	教科學目	年	每週授時數
第一學年	一〇 日常須知ノ文字及普通文ノ讀方、書キ方、綴リ方	四 加減乗除ノ度量衡、貨幣及時ノ計算、簡易ナル小數(珠算加減)	三 日本歴史ノ大要	三 日本地理ノ大要	二 植物、動物、礦物及自然ノ現象	二 簡單ナル形体	二 單音唱歌	二 道德ノ要旨	第一學年	一	二
第二學年	一〇 日常須知ノ文字及普通文ノ讀方、書キ方、綴リ方	四 小數、分數、簡易ナル比例(珠算加減乗除)	三 前學年ノ續キ	三 前學年ノ續キ	二 植物、動物、礦物及自然ノ現象	二 簡單ナル形体	二 單音唱歌	二 道德ノ要旨	第二學年	二	二
第三學年	一〇 日常須知ノ文字及普通文ノ讀方、書キ方、綴リ方	四 分數、比例、百分算(珠算加減乗除)	三 前學年ノ續キ	三 外國地理ノ大要	二 通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理、衛生ノ大要	二 諸般ノ形体	二 單音唱歌	二 道德ノ要旨	第三學年	一	二
第四學年	一〇 日常須知ノ文字及普通文ノ讀方、書キ方、綴リ方	四 比例、百分算(求積、日用簿記珠算、加減乗除)	三 日本歴史ノ補習	三 日本地理及外國地理ノ補習	二 通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物ノ簡易ナル器械ノ構造、作用、植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係、人身生理衛生ノ大要	二 諸般ノ形体(簡易ナル幾何畫)	二 單音唱歌	二 道德ノ要旨	第四學年	一	二

第七號表

( ) 及圖畫以下手工マデノ各欄ハ朱書トス

國語	算術	体操	圖畫	唱歌	裁縫	手工	計
一〇 發音及近易ナル普通文ノ讀方、書キ方、綴リ方、話シ方	五 二十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除	四 遊戯		平易ナル單音唱歌		簡易ナル細工	二二
一二 日常ノ須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀方、書キ方、綴リ方、話シ方	六 百以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除	四 普通体操	單形	平易ナル單音唱歌		簡易ナル細工	二四
一五 日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀方、書キ方、綴リ方、話シ方	六 通常ノ加減乗除	四 普通体操	簡易ナル形体	平易ナル單音唱歌	運針法 通常ノ衣類ノ縫ヒ方	簡易ナル細工	二七
一五 日常須知ノ文字及近易ナル普通文ノ讀方、書キ方、綴リ方、話シ方	六 通常ノ加減乗除及小數ノ呼ヒ方、書キ方(珠算加減)	四 普通体操	簡易ナル形体	平易ナル單音唱歌	通常ノ衣類ノ縫ヒ方、繕ヒ方	簡易ナル細工	二七



休操	三 普通体操 男 遊戯 兵式体操	三 普通体操 男 遊戯 兵式体操	三 普通体操 男 遊戯 兵式体操	三 普通体操 男 遊戯 兵式体操	三 普通体操 男 遊戯 兵式体操
裁縫	三 運針法、通常ノ衣類ノ縫ヒ方	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方	三 通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方
手工	簡易ナル細工	簡易ナル細工	簡易ナル細工	簡易ナル細工	簡易ナル細工
農業	農事ノ大要	農事ノ大要 水産ノ大要	農事ノ大要 水産ノ大要	農事ノ大要 水産ノ大要	農事ノ大要 水産ノ大要
商業	商業ノ大要	商業ノ大要	商業ノ大要	商業ノ大要	商業ノ大要
英語	讀ミ方、書キ方 綴リ方、話シ方	讀ミ方、書キ方 綴リ方、話シ方	讀ミ方、書キ方 綴リ方、話シ方	讀ミ方、書キ方 綴リ方、話シ方	讀ミ方、書キ方 綴リ方、話シ方
計	男二八 女三〇	男二八 女三〇	男二八 女三〇	男二八 女三〇	男二八 女三〇

( ) 及手工以下英語マテノ各關ハ朱書トス

本期に於ては、教科、編制、課程等の方面に於ては、右の外甚しき變動を見てゐない。

明治三十四年二月に尋常小學校に、裁縫科を加設する場合其の時間の檢出法につき通牒が出てゐるが

○ 裁縫二時間を加ふる時は、國語より一時間、体操より一時間

○ 同 三時間を加ふる時は、國語より一時間、体操より二時間

○ 同 四時間を加ふる時は、右の外更に一時間を増す。

と、いふことにしてある。体操科といふものが無雜作に減せられてゐたことを、今から見ると驚く程である。

四 教科書

小學校教科用圖書は、文部大臣が檢定したものに就き、小學校圖書審査委員に於て審査したもの、中から府縣知事が採定する様になつて居ることは、前に述べた通りであるが、當時圖書の審査採定に關し種々の弊害續出し、明治三十五年には之が不正事件さへ暴露され、遂には司法權の發動を見るに至つた。之が世に所謂教科書事件である。他の府縣の官吏や中等學校長等教科書の審査に關係せる者の中には、法の制裁を受けた者もあつたが、本縣には斯る人を一人も出さなかつたことは、教育縣を以て自ら任ずる本縣としては當然のことと言へ、本縣教育の爲洵に幸であつた。

之より先「小學校用圖書は國費を以て編纂すべし」との議論が漸くかまびすしくなり、明治二十九年には貴族院の建議となり、同三十年には再び貴族院の建議となり、又同三十一年には高等教育會議より同三十二年には衆議院より建議する所があつた。茲に於て、政府は明治三十六年小學校令の一部を改正し、小學校圖書審査委員會を廢し、小學校用圖書は文部省に於て著作権を有するものに限る事に改正した。之が世に云ふ國定教科書制度の制定であつて、明治三十七年四月一日より全國一齊に實施された。

國定教科書使用の前年即ち明治三十六年度に使用された本縣小學校教科書と、明治三十七年四月一日より使用した國定教科書とを示せば次の通りである。



小學校用教科書 (明治三十六年迄本縣ニ於テ使用セシ教科書)

圖書名	冊數	檢定年月日	發行年月日	定價	著述編纂者	發行者
新編 修身教典	四冊	明治卅五年十月八日	明治卅五年十月五日 訂正四版	卷一 九錢 卷二 十二錢 卷三 十四錢 卷四 十五錢	株式會社普及舍編輯所	株式會社普及舍
尋常小學單級修身(教師用)	二冊	明治卅四年一月六日	明治卅三年十二月廿八日 訂正	甲編 三十錢 乙編 三十錢	金港堂書籍株式會社	金港堂書籍株式會社
尋常小學單級修身(兒童用)	六冊	明治卅三年十二月廿七日	明治卅三年十二月十三日 訂正再版	編甲 卷一 十三錢 卷二 十三錢 編乙 卷一 十三錢 卷二 十三錢 卷三 十三錢 卷四 十三錢	金港堂書籍株式會社	金港堂書籍株式會社
國語讀本	八冊	明治卅三年十二月廿七日	明治卅三年十二月十九日 訂正再版	卷一 八錢 卷二 八錢 卷三 九錢 卷四 十一錢 卷五 十一錢 卷六 十三錢 卷七 十三錢 卷八 十四錢	坪內雄藏	合資會社 富山房
國語習字帖	八冊	明治卅四年十二月廿六日	明治卅四年十二月廿三日 訂正再版	各冊 五錢五厘	大畑秀夫	合資會社 富山房
小學新修身(男子兒童用)	四冊	明治卅四年一月十三日	明治卅四年一月十二日 訂正再版	卷一 十六錢 卷二 十七錢 卷三 十七錢 卷四 十七錢	文學舍編輯	小林義則

圖書名	冊數	檢定年月日	發行年月日	定價	著述編纂者	發行者
小學新修身(女子兒童用)	四冊	明治卅四年一月廿三日	明治卅四年一月十八日 訂正再版	卷一 十六錢 卷二 十七錢 卷三 十七錢 卷四 十七錢	文學舍編輯	小林義則
國語讀本(兒童用)	八冊	明治卅五年十二月一日	明治卅五年十一月十二日 訂正四版	卷一 九錢 卷二 十一錢 卷三 十一錢 卷四 十三錢 卷五 十三錢 卷六 十三錢 卷七 十三錢 卷八 十四錢	株式會社普及舍編輯所	株式會社普及舍
國語讀本(女子用)	八冊	明治卅五年十二月一日	明治卅五年十一月一日 訂正四版	卷一 九錢 卷二 十一錢 卷三 十一錢 卷四 十三錢 卷五 十三錢 卷六 十三錢 卷七 十三錢 卷八 十四錢	株式會社普及舍編輯所	株式會社普及舍
小學地理	四冊	明治卅四年一月十一日	明治卅三年十二月廿七日 訂正再版	卷一 二十錢 卷二 二十錢 卷三 二十錢 卷四 二十錢	合資會社	合資會社普及舍
新撰 小學國史	二冊	明治卅四年一月十一日	明治卅四年一月四日 訂正再版	甲編 十五錢 乙編 十五錢	教育同志會	石井鈞三郎
新撰 小學國史	四冊	明治卅四年一月十一日	明治卅四年一月三日 訂正再版	種乙 卷一 十五錢 卷二 十八錢 卷三 十八錢 卷四 十五錢	教育同志會	石井鈞三郎
國語習字帖(男子兒童用)	四冊	明治卅五年六月五日	明治卅五年六月五日 訂正再版	各冊 十二錢	大畑秀夫	合資會社 富山房



國語習字帖 (女子兒童用)	八冊	明治卅五年 十月二十二日	明治卅五年十月 十四日訂正再版	卷一ヨリ卷四マデ 各冊 卷五ヨリ卷八マデ 各冊 六錢五厘	株式會社 普及舍編輯所	株式會社普及舍
------------------	----	-----------------	--------------------	--	----------------	---------

○ 國定教科書 (明治三十七年四月ヨリ始メテ使用セシ國定教科書)

- 一、尋常小學修身書 教師用
- 一、高等小學修身書 教師用
- 一、尋常小學修身掛圖 兒童用
- 一、尋常小學修身書 兒童用
- 一、高等小學修身書 兒童用
- 一、尋常小學讀本
- 一、高等小學讀本
- 一、尋常小學書キ方手本
- 一、高等小學書キ方手本
- 一、小學日本歴史
- 一、小學地理

五 學期休業

小學校令施行規則には小學校の學年は、四月一日に始り翌年三月三十一日に終るとし其の學期の分け方は、府縣知事が定むることとなつてゐる。小學校令施行規程第十三條に

小學校ノ學期ハ之ヲ分テ五學期トシ四月五月ヲ第一學期トシ、六月七月八月ヲ第二學期トシ九月十月ヲ第三學期トシ十一月十二月ヲ第四學期トシ一月二月三月ヲ第五學期トス

とある。一ヶ年を五期に分けたのは是まで見なかつたやうである。明治廿三年には小學校令にも規定がなく縣令にも定めてない。明治十九年以前の小學校が初、中、高等に分れてゐた頃は、一級が半ヶ年を以つて終るのであるから別に學期といふことはなかつたのである。さて此處で五學期に分けたのは、一學年間に小刻みにして、其の一單元毎に成績考査を行かうといふ仕組にしたもので、從來の試験制度に大なる改善を施したことに關係が深いと思はれる。此の問題については別項に記する所があつてゐる。

休業日にも幾分の變りがあつてゐる。施行規程では

- 小學校ノ休業日ハ祝日大祭日日曜日ノ外左ノ如シ
  - 一、夏季休業日 八月一日ヨリ八月三十一日マデ 三十一日間
  - 二、冬季休業日 十二月廿五日ヨリ翌年一月七日マデ 十四日間
  - 三、學年休業日 三月廿七日ヨリ同三十一日マデ 五日間
  - 四、産土神社大祭日
- 土地ノ情况ニヨリ夏季休業日ト冬季休業日トヲ繰リ替フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ監督官廳ニ届出ツヘシ  
第一項各號ノ外止ムヲ得サル事情アリテ臨時休業ヲナサントスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

となつてゐる。

明治二十五年の縣令では、夏季休業が十五日であつて、冬冬は十日であつた。學年末の休業も三日あつたから今回の改正は何れも日數を増したことになつてゐる。



六 設備一般 小學校の設備については明治三十三年の「小學校令施行規則」に設備準則が定められてゐる。これは明治二十四年文部省令を以て、定められた「小學校設備準則」が屢々改正されて、茲に至つたものを此の施行規則の中に收めたやうなものである。縣としても明治廿五年以來文部省の準じて「設備規則」を有してゐたのを、此の時やはり「小學校施行規程」の中に織り込んだものである。それで其の内容は殆どその明治廿五年の分と異ならない。十年も経た此の期に於て何等の改正も加へられてゐないことは、寧ろ驚く外はないと言ふべきであらう。無論同一のものを擧ぐるまでもないと思ふから此の方面は前期から續いて大体同程度の設備理想をもつて來たものと思像して然るべきであらう。

唯校舎の設備實際については、爾後屢々訓令を發して危険防止、設備改善につき注意を促してゐる。即ちまづ明治三十四年七月に學校建築等の場合監督を嚴重周到にして、遺漏なきを期するやうに警告してゐる。

同三十五年五月には近年屢々校舎倒塌等の不祥事があるから豫め専門吏員によつて調査し、適應の措置をなすやうにこの訓令があつてゐる。

次いで三十五年の九月四日次の様な意味の訓令が出てゐる。

明治三十三年の設備規則を出してから早や二ケ年にもなるが、未だ右規則に準じない校舎が少くない。此の際鋭意其の改築模様替等に着手し、明三十六年度を以つて一新するやうに努力せよ。斯くて同日内務部長から更に具体的に強く出てゐる。即郡市長に向つて此の際校舎設備の不良にして

規則に悖るものにつき調査を遂げ、其の程度により。

- 第一類 二ケ年以内
- 第二類 三ケ年以内
- 第三類 五ケ年以内

に分類し其の完成を期するやうにせよと達してある。

誠に適切な實際必要な施設であつた。但し間もなく日露戦争となつたので、經費節約の關係上此の方針は一應撤廢せられて、遂に次期に入り、戦後の經營の一部として考慮せられ積極的に出ることになつた。

教員住宅については明治廿五年から設備規則に掲げてはあつたけれども、未だ本期までは具体的に積極的に獎勵の立場までには行つてゐない。

## 七 學齡兒童

1 教育獎勵 明治三十二年三月縣令第十號を以て「市町村立尋常小學校就學獎勵旗授與規則」を設けて、縣下小學校の就學歩合の向上を企圖したことは前に述べた通りであるが、就學歩合の向上を計ると共に、一面出席歩合の向上を計ることの急務なるを認めた。本縣に於ては明治三十五年二月九日縣令第十七號を以て「教育獎勵規程」を制定し、同時に明治三十三年縣令十號は之を廢止した。

## ○ 教育獎勵規程

(明治三十五年二月九日縣令第十七號)



第一章 就學並出席獎勵

第一條 市町村學齡兒童ノ就學並尋常小學校兒童ノ出席ヲ獎勵スル爲メ就學獎勵旗ヲ市町村立尋常小學校ニ授與ス

第二條 就學獎勵旗ヲ分テ二等トス。  
一等旗ハ學齡兒百人中就學九十五人以上ニ達シテ出席平均數兒童百人ニ付九十人以上ノ學校ニ之ヲ授與シ  
二等旗ハ學齡兒童百人中八十五人以上ノ學校ニ之ヲ授與ス。  
前項ノ調査ハ前學年末ノ學事統計ニ據ルモノトス。

第三條 郡市長ハ左式ノ調書ヲ添ヘ毎年五月末日マデニ就學獎勵旗ノ授與ヲ知事ニ具申スベシ。

書式

何郡市何町村内就學及出席兒童數等調

一、就學義務既生ノ學齡兒童

(自何年四月生 至何年四月生)

何程

内 譯

就學

何程

内

何尋常小學校ニ現在就學

(一町村内ニ二校以上アルトキハ列記ス)

何程

内何程本學年入學何程前學年以前入學

家庭其ノ他ニ於テ教育ヲ受クル者

何程

卒業退學者

何程

内何程本學年卒業何程前學年以前卒業

不就學

何程

内

疾病ノ者(猶豫ト免除トヲ區別シテ記ス以下同)

何程

貧窮ノ者

何程

其ノ他ノ者

何程

二、何々尋常小學校日々出席兒童平均數

何々尋常小學校日々缺席兒童平均數

(一町村内ニ二校以上アルトキハ別記ス)

第四條 郡市長ハ毎年五月中ニ於テ既ニ就學獎勵旗ヲ授與セシ市町村内前學年末學事統計ノ就學及出席生徒數ヲ調

査シ其資格ヲ失ヒタルモノアルトキハ速ニ返還ノ手續ヲナシ同時ニ其旨ヲ知事ニ報告スヘシ

第五條 就學獎勵旗ハ學校ニ於テ儀式ヲ行フトキハ校内適宜ノ場所ニ掲ケ又教員生徒ヲ引率シ隊伍ヲ組ミテ通行ス

ルトキハ之ヲ携フヘシ

第六條 既ニ授與シタル就學獎勵旗破損シ用フルコト能ハサルトキハ其市町村ニ於テ新調スルモノトス

第七條 就學獎勵旗ノ様式ハ左ノ如シ (様式略)

第二章 學校職員並市町村吏員獎勵

第八條 市町村立小學校教員並市町村吏員獎勵ノ爲メ金員又ハ物品ヲ賞與ス

第九條 賞與ヲ分ツテ特別賞與及普通賞與トス

特別賞與ハ教育上特殊ノ功績アルモノニ之ヲ行ヒ普通賞與ハ著シク職務ニ勵精シ成績佳良ナルモノニ之ヲ



第十條 明治三十二年縣令第十號ハ廢止ス

右改正の規程と従前の規程とを比較すると、従前は就學の獎勵であつたが、今回は就學並に出席の獎勵となり、尙學校職員市町村吏員獎勵の爲に新に其の規程が定められたことが主なる改正である。

2 出席率獎勵 教育獎勵規程を設けて、小學校兒童の就學並に出席率の向上を期圖したことは、前に述べた通りであるが、當時就學歩合に於ても、尙向上すべき餘地のあつたことは申す迄もないが、出席率に於ては尙著しく低位にあつた。當時本縣が初等教育に力を注いだことは、決して一二に止まらなかつたが、其中でも最も力を入れたのは、出席歩合の向上であつた。明治四十年二月に行はれた本縣郡視學會の際の右に關する問題は、當時の事情を知るに恰好のものであるので左に摘録することにする。

小學校兒童出席ニ關スル件

(明治四十年郡視學會議問題ノ一部)

本縣小學校兒童ノ出席甚少キハ常ニ遺憾トスル所也。今第五地方部八縣明治三十八年三月末ノ調査ニ就キ比較ヲ取ルニ在籍兒童百人中出席兒童僅ニ八十八人一七ニシテ八縣中第六位ニ在リ。全國一道廳三府四十三縣中ニ於テハ實ニ第三十三位ニ在ルヲ見ル。在籍兒童ニシテ正當ノ事由ナク缺席シタルモノ、取扱ニ付キテハ幾多規定ノ存スルアリ。之ヲ嚴正ニ執行スヘキハ勿論ナルニ往々之ヲ緩漫ニ付シ特ニ町村長ニ在リテハ是等國ノ教育事務ヲ舉ゲテ學校長ニ任スルモノナキアラスト聞ク。自今一層精密ノ調査ヲ遂ケ其結果ヲ整頓シ出席ノ歩合ヲ進メムコトヲ期セラルヘシ

第五地方部尋常小學校兒童出席比較表

(明治三十八年三月調)

縣	出席多寡順	出席百分數	就學多寡順	就學百分數	眞就學多寡順	眞ノ就學ト稱スヘキ百分數
鹿兒島	一	九三、七五	七	九二、二八	三	八六、七七
福岡	二	九三、四二	二	九七、六二	一	九〇、七八
佐賀	三	九一、九一	一	九八、三四	二	九〇、四七
沖繩	四	八九、六八	八	八四、四四	八	七六、〇〇
大分	五	八九、二一	三	九七、一七	四	八六、四八
熊本	六	八八、一七	五	九六、二〇	六	八四、六六
宮崎	七	八八、一二	四	九六、八七	五	八五、二五
長崎	八	八五、九〇	六	九五、九一	七	八二、四八
平	均	九〇、四七		九五、三九		八五、八五

備考 一、出席多寡順ニ於テ熊本縣ハ一道廳三府四十三縣中第三十三位ニ在リ。

二、眞就學ト稱スベキ百分數ハ出席百分數ニ百ヲ分母トシ各縣ノ就學百分數ヲ分子トシタル分數ヲ乘シテ算出シタルモノナリ。

八 教 員

1 小學校長及教員の任地居住 市町村民と親密の度を増し、父兄との連絡を緊密にし、小學校教育並に社會教育の振興を計るには小學校長及教員が、其町村に居住することの必要なことは申す迄もない



ことである。縣都市當局も、從來教員の任地居住を懲慫し來つたが、其の實際は必ずしも之に伴ふことが出来なかつた。しかし時勢の進運は益々この必要を促がしてくる。それで縣當局は明治三十三年十月一日訓甲第六號を以て、郡市長に左の内訓を發して之が監督を嚴にせしめた。

**市町村立小學校長及教員の任地居住に關する内訓** (明治三十三年十月一日縣訓甲第六號)

今般市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村ニ居住スベキコトニ相成候ニ付テハ、此際監督ヲ嚴重ニシ遠隔通勤ノ弊ヲ矯正スルハ勿論ニ候處間ニハ止ヲ得ザル事情アリテ、實際居住難致者モ可有之ニ付此場合ハ凡ソ左ノ標準ニ依リ認可ヲ與フベシ。

右内訓ス

明治卅三年十月一日

知事

宛

記

- 一、一里以内ノ市町村ニ住居シテ事情止ヲ得ザルモノ但シ一里以外ト雖モ特種ノ事情アルモノハ此限ニアラズ。
- 二、學校所在ノ町村内ニ住居スベキ適當ノ家屋ナキトキ。
- 三、多數ノ學校ニシテ其學校所在町村内ニ住居スル教員數名アルトキ。

**2 教員檢定試験** 人口の自然増加と、父兄の向學心向上との爲就學兒童年と共に増加し、従つて縣下小學校の學級數も年々増加するに至つた。即明治三十二年には縣下小學校の學級總數は千九百七十八學級であつたのが、其翌年には二千三百十二學級となり、一年間に三百三十四學級の増加を示した。斯の如く學級數の増加する割合に、正教員の増加が之に伴ふことが出来なかつた。即明治三十三年度に於ける、正教員一人に對する學級の平均數は、二・四一に過ぎなかつた。茲に於て當時正教員の増加は、初等教育振興の重要問題であつた。故に本縣に於ては、各郡市教育會又は郡市に、教員養成講習會の開設を獎勵すると共に、毎年二回の定期は勿論必要に應じ臨時檢定試験を行ひ、正教員充實歩合の向上を計りたる爲漸次其數を増加するに至つた。

**3 教員檢定試験科目の改正** 小學校教員檢定試験科目に關しては、明治三十三年十二月十九日縣令第百號「小學校令施行に關する規程」中に規定する所があつたが、明治三十五年九月三日縣令第五十八號を以て、之が改正を見るに至つた。今其改正の主なる點を擧ぐれば、從來の檢定試験科目中小學校本科正教員に於ても、小學校准教員に於ても、尋常小學校本科正教員及尋常小學校准教員に於ても、圖畫を欠き檢定試験を受けることが出来たのが、今回は之を加へられた事。又尋常小學校准教員檢定試験に於て理科を欠くことが從來出来る様になつてゐたのが、今回試験科目に加へられたこと。尙小學校本科正教員の女子に音樂科尋常小學校本科正教員の女子に裁縫を新に加へられたこと等である。今回檢定試験科目中に新に加へられた學科は何れも小學校教員として必ず修めねばならぬ學科で時宜に適した改正であつた。

**4 獎勵と表彰** 明治三十二年三月廿日「教育基金特別會計法」が法律として施行された。趣旨は教育基金を設け其の歳入出は一般會計と區別して取扱ふといふこと。償金特別會計資金の内から一千萬圓は此の方に組入れる。而して其の費途は普通教育に充てる様なことである。